

平成26年第3回

置戸町議会定例会会議録

平成26年3月11日開会

平成26年3月19日閉会

置戸町議会

平成26年第3回置戸町議会定例会（第1号）

平成26年3月11日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 平成26年度町政執行方針
- 日程第 5 平成26年度教育行政方針
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 8 議案第10号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 9 議案第11号 置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第14号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第15 議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第17 議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第18 議案第19号 町道の変更認定について
- 日程第19 議案第20号 置戸町有林森林経営計画の設定について
- 日程第20 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第27 議案第 4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）

- 日程第 28 議案第 5 号 平成 25 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 29 議案第 6 号 平成 25 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 議案第 7 号 平成 25 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 8 号 平成 25 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 32 同意第 1 号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 33 同意第 2 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 34 諮問第 1 号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 35 報告第 3 号 定期監査の結果報告について
- 日程第 36 報告第 4 号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 平成 26 年度町政執行方針
- 日程第 5 平成 26 年度教育行政方針
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 9 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 10 号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 11 号 置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 12 号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 13 号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 14 号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 15 号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 28 号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 16 号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 17 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 17 議案第 18 号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 18 議案第 19 号 町道の変更認定について
- 日程第 19 議案第 20 号 置戸町有林森林経営計画の設定について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 26 年度置戸町一般会計予算

○出席議員（１０名）

1 番	嘉 藤 均 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	高 谷 勲 議員	4 番	岩 藤 孝 一 議員
5 番	細 川 昭 夫 議員	6 番	石 井 伸 二 議員
7 番	竹 内 雅 俊 議員	8 番	阿 部 光 久 議員
9 番	佐 藤 勇 治 議員	10 番	佐 藤 純 一 議員

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会 計 管 理 者	鎌 田 満	町づくり企画課長	栗 生 貞 幸
総 務 課 長	中 村 啓 二	総 務 課 参 与	村 松 登 喜 男
町民生活課長	田 中 英 規	産業振興課長	坂 口 博 昭
施設整備課長	小 鷹 浩 昭	地域福祉センター所長	鈴 木 正 美
施設整備課技監	高 橋 一 史	総務課長補佐	高 木 恭 治
町づくり企画課技監	小 島 敦 志		

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	菱 島 賢 治
社会教育課長	今 西 輝 代 教	森林工芸館長	北 山 雅 俊
生涯学習センター長	深 川 正 美		

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 樋 口 輝 夫

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長	早 坂 豊	議 事 係 長	佐 藤 百 合 子
臨時事務職員	中 田 美 紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成26年第3回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、7番 竹内雅俊議員及び8番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長。

○早坂事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次のとおりです。

- ・ 議案第4号から議案第28号。
- ・ 同意第1号から同意第2号。
- ・ 諮問第1号。
- ・ 報告第2号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次のとおりです。

- ・ 報告第3号から報告第4号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席するものはお手元に配布した名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔登壇〕 去る平成25年12月11日招集の第8回置戸町議会定例会以降に開催されました北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

先に、平成25年12月19日招集の第2回臨時北見地区消防組合議会について報告いたします。初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を12月19日の1日間と決定いたしました。次に、本議会に提案された議件は、議案第1号 平成25年度北見地区消防組合一般会計補正予算について及び報告第1号 専決処分についての2件であります。櫻田管理者から2件について一括提して提案理由の説明がされ、その後、議案第1号に対する質疑・討論を行い、原案のとおり可決されました。

次に、報告第1号については議長より管理者報告のとおり承認するとの発言があり、全会一致で承認されました。最後に、高橋議長及び櫻田管理者より、年度末議会に際し挨拶があり、その後閉会い

たしました。

次に、平成26年3月3日招集の第1回定例北見地区消防組合議会について報告いたします。本議会に付議された事件は、議案第1号 平成26年度北見地区消防組合一般会計予算についてないし議案第5号 北見地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例についての都合5件であります。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を3月3日の1日間と決定いたしました。

次に、管理者より平成26年度の執行方針と本会議に付議された議案第1号 平成26年度北見地区消防組合一般会計予算についてないし議案第5号 北見地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例についてを一括して、提案理由の説明がなされました。次に、一括して質疑、討論、採決を行い、原案のとおり可決されました。次に、議長より監査報告第1号 定期監査結果の報告について及び監査報告第2号 例月現金出納検査の結果についての報告があり、配布資料のとおりとすることで議了とされ、原案のとおり同意されました。

最後に、北見市議団については、改選時期にあたり、本日の北見地区消防組合議会が、最後になるため、高橋議長及び櫻田管理者より挨拶があり、その後閉会いたしました。なお、審議の内容につきましては、お手元に配布の資料のとおりです。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成26年3月11日。報告者 高谷勲。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月20日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月20日までの10日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 行政報告を2点申し上げます。

はじめに、東京都多摩市との災害時における相互応援に関する協定の締結についてであります。2月8日、置戸町におきまして、多摩市との間で災害時における相互応援に関する協定を締結いたしましたので、これまでの経過並びに概要について申し上げます。

はじめに、締結に至る経過であります。ご承知のとおり、多摩市とのご縁は平成2年にスタートしました「ふるさと交流事業」であります。この事業は、多摩市永山地区と置戸町の子どもたちが相

互訪問によりホームスティをしながら様々な体験を通じて、自分のまちの再発見につなげることを目的としてスタートいたしました。これまで、永山地区にお住まいの置戸町出身の方や、地域組織の役員さん、多摩市議会議員の方々など、多くの関係者の皆さまのご支援により、今日まで続いてきた事業であります。

昨年秋になりますが、永山地区にお住まいの関係者の方からこれまでの交流をご縁として、今後も更なる交流を深めていただきたいとの願いから、災害時の相互応援協定のご提案がございました。これを受けまして、多摩市及び置戸町の双方で協議を進めておりましたが、遠方である特性を活かし、双方の市・町が被災した際に、協力する体制を整えることが必要であるとの認識で合意いたしましたことから、今回の協定の運びとなりました。

次に、協定の概要について申し上げます。協定では、大規模な災害が発生し、被災自治体のみで被災者の救護、復旧などが十分に行えない場合に、食料、飲料水などの生活必需品を提供することや、被災者の救援、救護に必要な資機材の提供、さらには、復興に係る職員やボランティアなどの派遣を行うものとしております。また、広域で、しかも大規模な災害が発生した場合は、遠方に位置することの最大のメリットとして、被災者を一時的に収容する施設の提供なども応援内容に盛り込んでおります。

なお、本町では、これまでも北海道及び市町村相互の応援に関する協定のほか、北見医師会、北見地方石油業協同組合や北海道コカコーラボトリング株式会社など、主に民間事業者との災害時応援協定を締結しておりますが、市町村間における協定は初めてであります。今回の協定を機に、多摩市と置戸町は新たな一歩を踏み出すこととなります。今後の交流の積み重ねにより、真のパートナーとしての信頼関係がより一層高まることを期待しております。

次に、町税等の還付加算金についてであります。町税等の還付に関する事務処理については、他自治体における還付加算金の算定誤りに関する報道や、道からの通知を受けて、本町の事務手続きを改めて確認をしたところ、町・道民税及び国民健康保険税において、還付加算金の未払いがあることが判明いたしました。このような未払い額が生じた原因であります。町税等の過誤納金を還付または充当する場合には、地方税法の定めに基づき計算した金額を加算しなければなりません。

すでに新聞等で報道されている市町村と同じように、日数計算の起算日を「納付日の翌日」からとすべきところを、「更正の決定があった日の翌日から起算して、1月を経過する日の翌日」として事務処理をしていたことにより、還付・加算金に加算されずに未払い額が生じたものであります。

未払いの生じた対象者は、給与所得者や年金所得者で、年末調整後に扶養の取り忘れなどにより確定申告を行い、過年度に亘り遡及し所得税の減額・更正を受けた方です。地方税法の消滅時効の規定に基づき、過去5年間、平成20年度以降に、支払いを決定した過納還付金に係る還付加算金が未払いの対象となります。

未払いの件数及び金額であります。町・道民税で9名19件73,400円、国民健康保険税で5名9件179,000円、合わせまして14名252,400円となります。また、1件当りの還付金の最高額は、町・道民税で12,900円、国民健康保険税65,200円です。なお、対象となられた皆様には、3月3日付けでお詫びと還付案内を送付しまして、3月7日に口座振替により、全額お支払いしております。

今後は、還付・加算金のみならず、税務事務全般に渡りこのような事が発生しないよう、改めて関係法令等の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。未払いの対象となられた方々をはじめ、町民の皆様には、ご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以上申し上げまして、行政報告といたします。

○佐藤議長 町長の行政報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 平成26年度町政執行方針

◎日程第 5 平成26年度教育行政方針

○佐藤議長 日程第4及び日程第5 町長から平成26年度町政執行方針、教育委員会から平成26年度教育行政方針説明のため発言を求められていますので順次発言を許します。

〈日程第4 平成26年度町政執行方針〉

○佐藤議長 まず、平成26年度町政執行方針。

町長。

(以下記載省略。平成26年度町政執行方針別添のとおり)

〈日程第5 平成26年度教育行政方針〉

○佐藤議長 次に、平成26年度教育行政方針。

教育長。

(以下記載省略。平成26年度教育行政方針別添のとおり)

○佐藤議長 これで、町長の平成26年度町政執行方針及び教育委員会の平成26年度教育行政方針の説明を終わります。

◎日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第4 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第2号については、平成25年度置戸町一般会計補正予算に係る専決処分の報告についてでございます。内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第2号の説明をいたします。

報告第2号 専決処分の報告について。

平成25年度置戸町一般会計補正予算(第8号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成26年2月3日別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項に規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページにつきましては、専決処分書の書面の写しとなりますので、説明を省略いたします。
次のページをご覧ください。

今回専決いたしました平成25年度置戸町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。
平成25年度置戸町一般会計補正予算（第8号）。

平成25年度置戸町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,316,726千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の専決につきましては、置戸町名誉町民で、前置戸町長の齊藤誠氏が去る2月2日にお亡くなりになりました。2月5日、6日の両日、置戸町町葬として執り行うこととなりましたことから、町葬に係る関係経費の補正を専決処分により行ったものです。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊の平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）で説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）、別添のとおり）

○佐藤議長 これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第8号）4ページ、5ページ下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ上段歳入に進みます。

2. 歳入。9款地方交付税。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ歳入歳出通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから報告第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから報告第2号 専決処分の報告についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

報告第2号は、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第2号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時37分
再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 7 議案第 9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第26 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 20件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第7 議案第9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第26 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算までの20件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第9号置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案の内容については地域福祉センター所長よりご説明申し上げます。また、議案第27号は平成25年度置戸町下水道特別会計予算でございます。議案の内容については施設整備課長よりご説明申し上げますが、この間のそれぞれの議案の内容については、それぞれの担当課長より議案の説明について申し上げます。

〈議案第9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

この条例の一部改正は、昨年12月開催の町議会定例会で議決をいただきました、置戸町子ども・子育て会議設置条例に基づく、会長及び委員の報酬と費用弁償を追加するものです。なお、委員につきましては、15人以内で組織するものとし、その内該当する委員は、子どもの保護者、子ども子育て支援に関し学識経験を有する者、子育てに関する活動を行う団体関係者12人を予定しております。

それでは、別冊の議案説明資料で説明いたしますので、黄色の表紙（平成26年3月置戸町議会定例会）議案説明資料の3ページをお開きください。

議案第9号説明資料、置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案となります。

別表第1、報酬額、区分欄の置戸町まちづくり基本条例委員会の下に、置戸町子ども・子育て会議を加え、金額の欄に会長月額6,000円、委員月額5,400円を加えるものです。同じく、裏になりますが、別表第2、費用弁償額、区分欄に置戸町子ども・子育て会議委員を加えるものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で議案第9号の説明を終わります。

〈議案第10号 語学指導等を行なう外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第10号 語学指導等を行なう外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

学校教育課長。

○葦島学校教育課長 議案第10号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例（平成元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（給料）

第3条 給料は月額とし、28万円以上33万円以下の範囲内で定める。

2項 給料の支給方法は、置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の例による。

改正理由としまして、現在、本町では総務省、外務省、文部科学省などの協力のもと財団法人自治体国際化協会が行っています「語学指導等を行う外国青年招致事業」通称「JETプログラム」によりまして、語学指導等を行う外国青年 通称「AET」のあっせんを受け、選考・任用をしています。

この「JETプログラム」では参加者の募集を一括で行うことから、給料額や勤務時間など基本的な労働条件について任用規則が示されており、各自治体ではその任用規則に基づいて規定をすることとなります。

このたびJETプログラム参加者について、現在定額で支給をしています給料月額を、参加者の再任用への意欲向上を図る目的で、任用年数ごとに引き上げ、1年目を月額28万円、2年目を月額30万円、3年目を月額32万5千円、4年目・5年目を月額33万円とし、平成24年度参加者から対象となるよう改定されたことによりまして、本町の関係条例を改正するものです。

附 則

この条例は平成26年4月1日から施行する。

なお、議案第10号説明資料として新旧対照表を添付しておりますので後ほどご覧願いたいと思います。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

〈議案第11号 置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第11号 置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例。

社会教育課長。

○今西社会教育課長 議案第11号、置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町社会教育委員に関する条例（昭和28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社会教育の関係者」の次に「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。

ここで、別冊黄色表紙の「議案説明資料」5ページをお開きください。

議案第11号説明資料 置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。右の欄が現行、左の欄が改正案になります。改正案の第2条にアンダーラインで記載の「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を追加いたしました。

この改正は、平成25年法律第44号「地域主権第3次一括法」により社会教育法の改正が行われたことに伴い所要の改正を行うものです。

これにより社会教育法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、当該基準は地方公共団体の条例で定めることとなり、委嘱の基準として必要な事項をあらたに条例に規定するものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で議案第11号の説明を終わります。

〈議案第12号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第12号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例。

総務課長。

○中村総務課長 議案第12号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、消費税の関連で、本年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられるのに伴い、各公共施設における使用料の改正を一括して改正する条例であります。

今回の使用料改正の基本的な考え方ですが、現行使用料額から消費税率5%分を控除した額を基礎額とし、この額に改正後の消費税率8%を乗じ、10円未満を切り捨てた額を改正後の使用料額としております。なお、消費税法に規定する非課税の行政使用料である、土地、及び貸付期間が1月以上の住宅貸付料、また、従来より他市町との均衡を図っている、火葬場使用料、この他、鹿ノ子観光センターなどの現在休止中の施設については今回改正を行わないこととしております。

置戸町公民館条例等の一部を改正する条例。

第1条につきましては、置戸町公民館条例の一部を次のように改正するものです。

別表第1及び別表第2を次のように改めるもので、別表は別紙となりますが、別表第1につきましては、公民館使用料でございます。別表については後ほど説明いたします。

別表第2は、公民館の放送音響設備や照明設備等の使用料の改正であります。

第2条、置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改めるもので、別表第1につきましてはスポーツセンターの体育館及び各種目的室の使用料でございます。

別表第2、これはスポーツセンターの備品の使用料でございます。

別表第3、これにつきましては、屋外体育施設の使用料でございます。

第3条 置戸町運動公園設置条例の一部を次のように改正する。

次のページになります。

別表第2を次のように改める。これについては、別表を掲載しております。おけとパークゴルフ場の1日券、回数券、シーズン券の使用料でございます。

第4条 置戸町南ヶ丘スキー場設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるもので、これはスキー場のリフトの使用料でございます。

第5条 置戸町森林工芸館条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。これにつきましては別表がついております。森林工芸館乾燥施設の使用料で基本料金の改正となっております。

第6条 置戸町若者交流センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。これにつきましては、宿泊室の使用料でございます。暖房料につきましても改正となっております。

次のページになります。

第7条 置戸町交流促進センター設置条例の一部を次のように改正する。

勝山温泉「ゆうゆ」の温泉施設及びコテージの利用料金であります。この金額は利用料金の上限を定める規定で、指定管理者につきましては、この料金の範囲内において、町長の承認を得て、別に入浴料を定めるということになります。

第8条 置戸町集会施設設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。拓殖・川向住民センターの講堂・和室等の使用料でございます。

第9条 置戸町地域集会施設設置条例の一部を次のように改正する。

次のページへまいります。

第5条第1項中「2,300円」を「2,360円」に改める。これにつきましては、常盤・拓実・川南・豊住・安住中里・北光の6会館の1回の使用料でございます。

第10条 置戸町老人いこいの家設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。ここには表がついておりますけれども、娯楽室、調理室の使用料金の改正でございます。

第11条 置戸町コミュニティホール設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。別表については後ほど説明いたしますが、コミュニティホールの各研修室等の使用料金の改正でございます。

第12条 置戸町霊柩自動車に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。別表につきましては、霊柩自動車の使用料の改正でございます。

次のページになります。

第13条 置戸町山村文化資源保存伝習施設設置条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。これは、表のとおりどま工房の研修室の使用料の改正でございます。

第14条 秋田住民センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。別表につきましては後ほど説明いたしますが、秋田住民センターの研修室等の使用料の改正でございます。

第15条 置戸町境野交流センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。交流センターの宿泊施設の使用料の改正でございます。暖房料につきましても改正になっております。

第16条 置戸町森林産物流通加工施設設置条例の一部を次のように改正する。別表2を次のように改める。

次のページにまいります。

表にありますように、オケクラフト共同工房の作業用建物及び乾燥施設の使用料の改正でございます。

第17条 置戸町漁業管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。これは遊漁料の改正でございます。

以上17施設の使用料改正について、消費税関連分を一括改正するものであります。附則につきましては、この条例は平成26年4月1日から施行するということでございます。

次のページから、先ほど別表が別紙となっております部分が載っております。ご覧願います。

最初のページ第1条関係ですが、別表第1は、これは公民館使用料で、中央公民館、勝山公民館、次のページになりますが、境野公民館に関する研修室、会議室等の改正後の使用料でございます。

次のページになります。別表第2、同じく第1条関係ですが、公民館の設備等の使用料で、各公民館の放送音響設備、中央公民館の照明設備及びピアノ、食器等の備品の使用料改正でございます。

次のページになります。第2条関係の別表第1は、ファミリースポーツセンターに関する競技場、会議室等の使用料でございます。

次のページは、これは備考欄の関係でございます。これについては、改正しているところはありません。

次のページになります。別表第2は、これも第2条関係、スポーツセンターの備品関係の使用料改正でございます。別表第3は、これも第2条関係で、スポーツセンターの屋外体育施設使用料の改正となります。

次のページの別表につきましては、これは第4条関係、スキー場のリフトの使用料改正でございます。

次のページになります。これは第6条関係の別表で、若者交流センターの宿泊室、暖房料の改正がありますが、宿泊室につきましては、消費税法の規定により、貸付期間が1か月以上の住宅貸付料は課税の対象とならないことから、長期についての改正はございません。

次のページの別表につきましては、これは第8条関係、住民センターの講堂・会議室等の使用料金の改正でございます。

次のページになります。第 11 条関係の別表、これはコミュニティホールの使用料の改正でございます。なお、この別表の下段に駅舎及び事務室の使用料が記載されておりましたが、平成 18 年ふると銀河線が廃止となり、その後、駅事務所部分につきましては、施設改修を行い、平成 19 年 4 月から置戸町歯科診療所として利用されていることから今回、この部分については削除いたしました。

次のページは、第 12 条関係、霊柩自動車に関する使用料の改正でございます。

次のページになります。第 14 条関係の別表、秋田住民センターの研修室、会議室等の使用料の改正でございます。

次のページ、第 15 条関係の別表、これは境野交流センター「あぐり」の宿泊室、暖房料の改正であります。第 6 条の説明と同じく、宿泊室につきましては、消費税法の規定により、貸付期間が 1 か月以上の住宅貸付料は課税の対象とならないことから、長期についての改正はございません。ただいまご説明いたしました改正内容につきましては、別冊議案説明資料、6 ページに、置戸町公民館条例等の一部を改正する条例新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。

資料の説明は省略いたしますが、説明資料につきましては、改正条例を条ごとに記載しており、使用料の欄には、現行額、消費税を控除した基礎額、改正額についてそれぞれ記載しておりますので後ほどご参照願います。

以上で議案第 12 号の説明を終わります

〈議案第 13 号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第 13 号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第 13 号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例についてご説明します。

置戸町道路占用料条例（昭和 61 年条例第 7 号）を次のように改正する。

第 2 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

置戸町道路占用料条例の改正趣旨について説明いたします。

今回、消費税法の一部が改正されたことにより、本年 4 月 1 日から消費税率及び地方消費税率が 8% となります。消費税法の規定によりますと、道路敷地、すなわち土地の貸付については非課税となっておりますが、貸付期間が 1 か月に満たない場合は、課税の対象となっております。これに基づき「置戸町道路占用条例」の第 2 条には、占用料の額と 1 ヶ月に満たない場合の占用料の消費税転嫁について規定されておりますので、この税率を今回の消費税率改正に合わせて改正いたします。

改正内容についてご説明します。

現行では、1 ヶ月に満たない期間の算定額に 100 分の 105 を乗じて得た額としておりましたものを、100 分の 108 に改正した額を占用料の額とするための改正でございます。なお、現行の別表「占用料の額」につきまして、今回は改正いたしません。

説明資料として、平成 26 年 3 月置戸町議会定例会議案説明資料 7 ページに、議案第 13 号説明資料、置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る占用料について適用し、施行日前に係る占用料については、なお従前の例による。

以上で議案第13号の説明を終わります。

〈議案第14号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第14号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第14号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町簡易水道事業給水条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表につきましては、裏面に記載しております。

改正趣旨について申し上げます。

本案の別表の改正は、簡易水道事業に関する水道料金の改正を行なうものであります。

改正の理由といたしましては、今回の消費税法の一部を改正により、本年4月1日から消費税率及び地方消費税率が8%となります。これに基づき、「置戸町簡易水道事業給水条例」第23条中「別表」に規定されている水道料金に消費税の引き上げ分を転嫁し、料金改正をいたすものです。

改正の料金内容についてご説明しますので、議案説明資料8ページの議案第14号説明資料、置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表をお開きください。

右の欄現行の料金には消費税5%相当額が転嫁されておまして、今回はその消費税相当額8%を転嫁した料金を改正（案）として、左の欄に記載しております。

引き上げ額ですが、一般の住宅の料金であります「専用」の10㎡まで基本料金1,600円を1,650円に50円引き上げて改正、超過料金1㎡160円を165円に5円引き上げ、営業用につきましても同様の考え方で、基本料金10㎡まで1,900円を1,960円に超過1㎡あたり190円を196円に、営農用は基本料金50㎡まで4,500円を4,630円に超過1㎡90円を92円に引き上げる改正案となっております。なお、今回の改正では消費税相当額以外の本体に係る改正はいたしておりません。

本議案にお戻りください。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第23条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の置戸町簡易水道の使用に係る料金について適用し、当該料金のうち施行日前から継続している簡易

水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されているものについては、なお従前の例による。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

〈議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町下水道条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「1, 600円」を「1, 650円」に、「160円」を「165円」に改める。

第15条第1項第2号中「1, 600円」を「1, 650円」に、「800円」を「825円」に改める。

改正の趣旨について申し上げます。

本案による改正は、下水道使用料の額の改正を行なうものであります。改正の理由といたしましては、今回の消費税法の一部改正により、本年4月1日から消費税率及び地方消費税率が8%となります。これに基づき、簡易水道使用料と同様に「置戸町下水道条例」第15条に規定されている下水道料金に、消費税の引き上げ分を転嫁し、料金改正をいたすものです。

改正の料金内容についてご説明しますので、議案説明資料9ページの議案第15号説明資料、置戸町下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表をお開きください。

右の欄現行の料金には消費税5%相当額が転嫁されておりまして、今回はその消費税相当額8%を転嫁した料金を改正（案）として左の欄に記載しております。引き上げ額ですが、まず第15条第1項第1号の下水道料金表（水道水使用の場合）ですが、基本料金10㎡まで1, 600円を1, 650円に50円引き上げ、超過料金1㎡160円を165円に5円引き上げる改正案とし、同項第2号の下水道料金表（揚水量測定器のない場合）の料金も、基本料金1家庭2人まで1, 600円を1, 650円に50円引き上げ、1人増える毎800円を825円に25円引き上げる改正案としております。なお、今回の改正では消費税相当額以外の本体に係る改正はいたしておりません。

本議案にお戻りください。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第15条第1項第1号及び同項第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の置戸町下水道の使用に係る料金について適用し、当該料金のうち施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されているものについては、なお従前の例による。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

〈議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町下水道設置条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「2, 200人」を「1, 900人」に改める。

第4条第4号中「840㎡/日」「1, 160㎡/日」に改める。

改正の理由について申し上げます。

置戸町特定環境保全公共下水道事業計画は、5年ごとに見直しを行うことになっております。今回、平成26年3月31日から平成31年3月31日までの5カ年の事業計画にあたり、行政人口の減少に伴う計画人口と計画処理水量に変更が生じたため、その計画変更に伴い条例を改正するものでございます。

改正内容につきましてご説明しますので、議案説明資料10ページの議案第16号説明資料、置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をお開きください。

右の欄「現行」の規定では「計画人口2, 200人」、「計画 処理水量840㎡/日」となっておりますが、人口の減少によりまして左の欄改正案では「計画人口1, 900人」、「計画 処理水量1, 160㎡/日」といたしました。なお、計画人口の減に対し、処理水量が増加しておりますのは、従来までの計画では計画人口に見合った処理水量としておりましたところ、北海道から施設能力による処理量計画とするよう指示を受けたことによるものでございます。なお、北海道との計画変更に関する協議は平成25年12月25日に完了いたしております。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

〈議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第17号についてご説明申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次の通り変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

今回の規約改正は、本組合の組織団体である上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合が平成26年3月31日付け、解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表の変更に

ついて、本組合を構成する団体の協議が必要なため、提案するものです。

改正内容につきまして、別冊議案説明資料 11 ページ 議案第 17 号説明資料北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表をご覧ください。別表（上川）の項から、「上川中部消防組合」及び、同表（胆振）の項中「伊達・壮警学校給食組合」を削るものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第 17 号の説明を終わります。

〈議案第 18 号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第 18 号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について。地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第 18 号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について説明いたします。

北見地域障害程度区分認定等審査会は、北見市・訓子府町・置戸町の 1 市 2 町が共同で設置しておりますが、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の一部が本年 4 月 1 日から施行され、「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められるため所要の改正を行うもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項の規定により、北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約（平成 18 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約。

第 2 条中「北見地域障害程度区分認定等審査会」を「北見地域障害支援区分認定等審査会」に改める。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、別冊黄色い表紙の議案説明資料 12 ページに北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の一部を変更する規約新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご覧下さい。

以上で議案第 18 号の説明を終わります。

〈議案第 19 号 町道の変更認定について〉

○佐藤議長 次に、議案第 19 号 町道の変更認定について。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第 19 号 町道の変更認定についてご説明申し上げます。

提案理由について説明いたしますので、別冊議案説明資料 13 ページ、議案第 19 号説明資料、町

道終点変更図をお開きください。

本案の町道認定変更は、境野親交町通り線における道路延長の追加として、終点変更の認定をお願いいたします。

昨年造成いたしました境野分譲宅地に接する、「境野親交町通り線」の終点を変更し、道道北見置戸線の町道境野2号線取付に接続する路線とするための道路延長の追加でございます。48.22メートルを追加し、総延長で239.12メートル実延長で217.40メートルの路線としての変更となります。

それでは、本議案の方にお戻りいただきたいと存じます。

議案第19号 町道の変更認定について。

次のとおり、町道の変更認定をするものとする。

記

路線名№225、境野親交町通り線、横にご説明申し上げます。

「変更前」起点 字境野24番地の2、終点 字境野30番地の3、総延長190.90m、実延長187.30m、重用延長は3.60m。

「変更後」起点 字境野24番地の2、終点 字境野415番地の19、総延長239.12m、実延長217.40m、重用延長は21.72mとなります。

今回認定の議決をいただきますと、本町の町道総延長は、48.22m増えまして、250.82kmとなります。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

〈議案第20号 置戸町有林森林経営計画の設定について〉

○佐藤議長 次に、議案第20号 置戸町有林森林経営計画の設定について。

産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議案第20号 置戸町森林経営計画の設定について説明いたします。

置戸町有林野条例（昭和31年条例第15号）第3条第2項の規定により、置戸町有林森林経営計画を別紙のとおり設定するものです。

内容につきましては、別冊の第13次置戸町有林森林経営計画書で説明いたしますので、計画書をお開き願います。

1ページをご覧ください。

今回提出いたしました第13次森林経営計画につきましては、前期計画であります第12次森林施業計画の計画期間が本年3月31日をもって終了することから、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4カ年を計画期間として設定いたしました。通常は5カ年を計画期間として設定するものでありますが、補助事業の申請で求められている計画と年数を同じくするため、第13次計画に限り4カ年を計画期間としました。また、計画の名称も施業計画から経営計画に変更となりました。この変更は 平成23年の森林法の改正によるものです。

第13次計画の作成にあたっての方針といたしましては、前期計画の実施から見てきた課題解決に重点を置き作成にあたりました。特に、町有林では高齢級林分が多く存在することから、間伐においては施業量を増量し、皆伐においては必要林分を調査した上で、逐次実行することを基本としまし

た。また皆伐後の再造林につきましても早期に進め、未立木地の解消に努めることとし、持続可能な森林の育成に繋がるよう計画を作成いたしました。また、第13次計画の実施による、林業・林産業の活性化と林業労働者の雇用の確保・促進を図ることも合わせて方針といたしました。

それでは、経営計画内容の説明に入ります。

2ページは、町有林の概要であります。第13次計画における町有林の総面積は1,909.47ha、全蓄積量は、721,688m³となっています。団地別面積及び蓄積について記載しています。3ページは、林相別現況表であります。樹種別に面積、蓄積を記載しております。直営林の人工林カラマツは、785.36ha、人工林トドマツは398.45haで人工林全面積の約86%となっています。4ページから12ページについては、地域林況の概況としまして、団地ごとの概況と沿革を掲載しています。13ページから22ページまでは森林資源構成表で、森林区分ごとの樹種別、年齢別の面積と蓄積を掲載しています。22ページは全てを合計したものです。23ページから27ページまでは面積割合や蓄積割合をグラフにしたものを掲載しています。28ページから30ページは、町有林経営計画の基本的事項として、森林整備計画に基づく適正伐期や保育基準について掲載しています。31ページから36ページは、町有林経営計画の計画事項として、以降4年間の施業計画を記載しております。36ページをご覧ください。年次別計画一覧として、年度ごとに伐採計画、造林計画、保育計画に区分した計画を一覧表にしております。伐採計画では皆伐が4年間で42.75ha、間伐が464.30ha、造林計画では再造林が69.14ha、保育計画では下刈が254.98ha、除伐が16.92haとしております。37ページからは、町有林経営計画の概算として、収入額と支出額に分けて金額の内訳を記載しております。

収入額は37ページから38ページで、立木処分や素材売払い、補助金見込額について記載しており、売払いや補助金の概算収入を記載しております。立木処分収入は合計で2,568万円、素材売払い収入は2億4千万円、補助金収入は合計で1億8,486万5千円を見込んでいます。支出額は39ページから40ページで、施業に係る経費、管理に係る経費の概算支出額を記載しております。

造林に係る経費が6,579万2千円、保育に係る経費として下刈・除伐・間伐費が2億8,491万2千円、その他管理費としまして人件費や事務費等を含めて5,868万4千円を見込んでいます。

41ページをご覧ください。収支対照表として先に説明いたしました、収入額と支出額を記載しており、収入合計では4億5,062万5千円、支出合計では4億938万8千円としており、収支差引では、4,123万7千円の黒字を見込んでおります。

42ページからは、前期施業計画との実行対比として、第12次施業計画の実績を掲載しております。42ページの伐採事業については、計画量219.69haに対して実行量289.68ha、造林事業では計画量5.41haに対して実行量20.56ha、保育事業では計画量110.55haに対して実行量161.05haとなっております。いずれも計画量を上回る実行量となりました。

44ページをご覧ください。実行量の収支対照表となっております。実績では、収入合計が1億7,992万円、支出額が事業費1億2,667万3千円、管理費が6,825万円で、合計1億9,492万3千円となり、支出超過額は1,500万3千円と、実行量の増等に伴い収支においても計画

時より大幅に改善しました。４５ページから７０ページまでは、小班ごとの面積や施業の内訳を一覧にしたものでございます。

７１ページは、第１３次計画の施業ごとの事業量、事業費、補助金、素材売払の内訳をまとめた造林計画一覧表を掲載しています。７２ページには町有林の位置図、７３ページから８０ページまでは町有林の林班図を掲載しています。

また、８１ページ以降は参考資料として、町有林経営計画の推移、森林計画制度の概要、用語の解説を掲載しております。後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、議案第２０号の説明を終わります。

○佐藤議長　しばらく休憩します。午後１時から再開します。

休憩	１２時０２分
再開	１３時００分

○佐藤議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

〈議案第２１号　平成２６年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長　議案第２１号　平成２６年度置戸町一般会計予算。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長　議案第２１号の説明の前に、資料の確認をお願いいたします。

予算の説明に使用いたしますのは、ラベンダー色表紙の平成２６年度置戸町一般会計・特別会計予算書です。説明は、主に、この予算書の各会計事項別明細書により説明いたします。

次に、白い表紙のつづりで、平成２６年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料があります。予算書、説明資料、本議案の三つを使って説明いたします。

はじめに、平成２６年度の予算概要について申し上げます。

平成２６年度の予算編成の基本は、町政執行方針でもお示しいたしましたが、国は一昨年の緊急経済対策に続き、昨年末にも好循環実現のための経済対策として、５兆円規模の補正予算を編成し、デフレからの脱却を目指しております。本町においても国の補正予算を活用し、各種事業を進めておりますが、依然として景気の回復が実感できない状況にあります。さらには、４月からの消費税率の引き上げや人件費、生産資材の高騰による物価の上昇は、地方の財政運営にも大きな影響を及ぼしています。

平成２６年度の地方財政計画では、景気回復基調と消費税などの増収に伴い、地方の一般財源が増加するとの見通しから、地方交付税が昨年より１％の減で、１６兆９千億円となりました。一方、国の公債残高は平成２５年度末で７５０兆円となり、平成３５年度には、１千兆円を越えるといわれています。国は、財政収支改善のため、社会保障をはじめとする義務的経費も含め、聖域なき予算の見直しを行うとしております。

本町の平成２６年度予算は、中学校の耐震大規模改修や公営住宅建設事業など、大型事業の一部を国の補正予算で実施することから、一般会計は前年比０．４％の増、簡易水道特別会計は事業費の増加により５５．５％と大きく増加いたしました。その他の会計はほぼ前年並みで、６特別会計を合

わせた新年度予算額は、前年度比5.5%、3億160万円増の58億2,160万円となりました。しかし、燃料単価の高騰や電気料金の引き上げ、消費税率の引き上げなどによる物件費の増加のほか、高齢化などによる扶助費の増加傾向もあり、経常経費の増加が懸念されます。このことから、本町の厳しい財政状況をしっかりと認識し、長期的な視点に立った、持続可能な財政運営を基本とした上で、事業の選択と重点化を行い、各施策に取り組むための予算計上をいたしました。

平成26年度一般会計歳入歳出予算総額は、前年度に比べ、1,500万円、0.4%増の38億9,700万円といたしました。

歳入の主な項目についてですが、地方交付税につきましては、前年度比5.7%増の24億円を見込みました。うち普通交付税は、22億円で、前年度比3.8%の増、交付税の振替措置である臨時財政対策債との合計では、2.6%増の23億4,500万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、生涯学習情報センター通り線改良工事や橋梁長寿命化修繕工事に係る社会資本総合整備交付金で増加いたしましたが、地域活性化・雇用創出臨時交付金の減少により、前年度比41.3%減の1億9,194万円を計上いたしました。

道支出金につきましては、主に造林事業が増加したことにより、前年度比14.0%増の1億4,792万円を計上いたしました。

財産収入につきましては、町有林立木売払収入や素材売払収入の増加により、前年度比35.2%増の5,865万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、ふるさと銀河線跡地整備事業による基金繰入金が減少したことにより、前年度比9.2%減の1億780万円を計上いたしました。なお、町債は、過疎対策事業債などで1億8,360万円、臨時財政対策債の1億4,500万円を合わせ、3億2,860万円を計上いたしました。これにより、町債の平成26年度末残高は49億8,918万円となります。

基金の運用状況ですが、平成26年度末で、財政調整基金10億179万円、減債基金14億8,678万円など、積立基金と運用基金を合わせて、37億1,889万円を見込んでいます。

次に歳出ですが、管理経費等につきましては、平成25年度における予算計上額をベースとし、事務事業全般の洗い直しにより、経常経費の抑制に努めました。

人件費につきましては、給与の独自削減の継続により抑制に努めていますが、3年ごとに納付する退職手当組合清算納付金の減少により、前年度比8.7%減の6億7,208万円を計上いたしました。

投資的経費につきましては、造林事業、橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁の予防的修繕事業やスポーツセンターの耐震改修工事に係る実施設計費など、前年度比4.7%減の6億438万円を計上いたしました。

公債費は、前年度比0.3%減の5億3,478万円を計上いたしました。平成20年度以降、公債費残高は減少傾向にありますが、今後、大型事業の実施に伴う公債費の増加が予想されます。

特別会計は、国民健康保険特別会計ほか6会計で、前年度比17.5%増の19億2,460万円となりました。これは、簡易水道再編推進事業の増加が主な要因となっています。

それでは、議案第21号について説明いたしますので、本議案をお開きください。

議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算。

平成26年度置戸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億9,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算につきましては、平成26年度置戸町一般会計歳入歳出予算事項別明細書で、後ほど説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第2表 地方債について説明いたしますので7ページをお開きください。第2表 地方債過疎地域自立促進特別事業からファミリースポーツセンター耐震改修工事までの9事業、及び臨時財政対策債を加え、総額で3億2,860万円の町債の発行を予定しております。事業毎の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。

この表の一番上の段、過疎地域自立促進特別事業について説明いたしますので、別冊の黄色表紙、平成26年3月置戸町議会定例会議案説明資料の最終ページ、15ページをお開きください。この表は「過疎対策事業債（ソフト分）対象事業一覧」で、過疎計画に基づく過疎対策事業債のソフト事業として借入を予定しているものです。通学バス定期購入費補助事業から置戸高校支援対策事業までの8事業について、町債の発行を予定しております。

本議案にお戻りください。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

昨年度まで、借入の最高額を7億円としておりましたが、10億円に変更いたしました。これは、本年度、繰越明許費事業を含め、大型事業が予定されておりますが、通常、事業に係る補助金の収納時期が出納整理期間となることや、起債の借入時期が4月以降になった場合の資金繰りに備え、最高額を変更いたしました。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書の説明に入る前に、別冊の平成26年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料の説明をいたしますので、ご用意ください。

平成26年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料ですが、1ページをお開きください。

1ページは部局別職員数調、次の2ページから4ページまでは各会計別の人件費、対前年度当初予算比較表、5ページは作業員等賃金一覧で、これらは後ほど総務課長が説明いたします。

次のページですが、6ページから9ページは歳入歳出の性質別内訳になります。この表により置戸町の財政状況の概要を説明いたします。

6ページ、7ページは歳入ですが、6ページは歳入のうち経常的収入を、7ページは臨時的収入をまとめたものです。表の右側に、前年度の数値を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

6ページの上段、経常的収入のうち自主財源は、主に町税や使用料・手数料などで4億1,568万3千円、収入の10.8%になります。このうち、町税は2億7,552万円で、7.1%となり

ます。

下段の依存財源ですが、普通交付税のほか譲与税や国・道支出金などです。普通交付税は22億円で、56.5%の構成比となります。7ページ、臨時的収入の特別交付税2億円を含めると、地方交付税で24億円となり、全体収入の61.6%になります。依存財源の合計は24億8,066万5千円で、構成比は63.6%、経常的収入の合計は28億9,634万8千となり、構成比で74.4%となります。

7ページ、臨時的収入では、特別交付税のほか国・道支出金、繰入金、諸収入、町債などです。国庫支出金は1億973万9千円で、前年度より約1億3千万円の減額となっておりますが、これは、昨年度、国の補正予算に伴う地域経済活性化・雇用創出臨時交付金1億6,130万円を計上したことによるものです。社会資本整備総合交付金につきましては、橋梁長寿命化修繕事業など、対象事業費の増加により前年度より3,200万円ほど増加しております。

繰入金1億780万2千円ですが、公債費の償還財源として、減債基金の繰り入れを行うこととし、そのための1億円が主なものとなっております。諸収入につきましては、老人ホームの指定管理委託に係る老人福祉施設運営資金貸付金などの元利収入1億2,279万円が主なものとなっております。

町債3億2,860万円は、総務債から臨時財政対策債まで記載のとおりで、前年度より、1,340万円の増となっております。臨時的収入の合計は、10億65万2千円で、収入の25.6%となります。

次に8ページ・9ページをお開きください。歳出の説明になります。最初に8ページ経常的経費ですが、下段の計の欄、28億7,877万3千円で、歳出全体の73.8%を占めており、この数値が増加するほど、財政の硬直化が進むこととなります。人件費のうち給与費は、6億720万9千円で構成比15.6%ですが、独自削減を継続するほか、本年度は3年ごとの退職手当組合清算納付金がありませんので、前年比9.7%の減となっております。

物件費は、6億5,437万1千円、構成比16.8%で、前年度より約6,500万円増となっております。燃料費及び電気使用料で約1,200万円の増、委託料のうち老人ホームの指定管理委託料で1,395万円の増、そのほか消費税率の引き上げなどによる増となっております。補助費等が4億5,115万7千円で構成比11.5%、公債費が5億3,478万1千円で、構成比13.7%となっております。

9ページの臨時的経費ですが、補助事業や単独事業、貸付金などが臨時的経費となりますが、計の欄、10億1,822万7千円で支出全体の26.2%になります。以上で、性質別内訳の説明を終わります。

10ページ・11ページをお開きください。投資的事業の内訳になりますが、予算科目ごとに事業名・事業内容・予算額や財源内訳を記載しております。

12ページ・13ページをお開きください。扶助費の内訳となりますが、前ページと同様に、予算科目ごとに事業名・事業内容・予算額などを記載しております。

14ページ・15ページをお開きください。各施設管理経費の内訳になります。各施設の管理経費は、15ページの下の方、合計欄で、一般会計・特別会計合わせて2億8,145万5千円ですが、参考欄の増減のうち、燃料費につきましては単価の高騰により、電気料につきましては料金の値上げ

により増加しております。また、清掃、施設管理等委託料1,529万4千円の増加は、老人ホームの指定管理委託料で1,395万円増となったことが主な要因となっております。

次のページをお開きください。負担金補助及び交付金の内訳ですが、16ページから30ページまで続きます。合計欄で説明いたしますので、30ページをご覧ください。負担金で5億51万3千円、補助金・交付金で3億3,146万1千円、合計203件で、8億3,197万4千円となります。事業に係る分につきましては、括弧で内書きとなっており、合計で1億9,626万3千円となります。

また、廃止となりました負担金等につきましては、特定環境保全公共下水道事業受益者分担金、以下7件で6,309万9千円となっています。なお、新規の負担金等につきましては、件名の最後に括弧書きで、新規と記載しておりますが、開町100周年記念事業実行委員会交付金の1,000万円を含め、12件で2,302万4千円となっております。

31ページをご覧ください。各基金の運用予定調書になります。はじめに表の上段、積立基金についてですが、一般会計財政調整基金から簡水特別会計財政調整基金までの9件で、平成25年度末の見込額は、33億3,097万1千円となります。平成26年度の積立ですが、老人ホーム施設整備基金（H22創設）に、2,000万円、その他寄付分などを見込み、合計で2,027万8千円を積み立てる予定です。

一方、平成26年度の取り崩しは、減債基金1億円、国保・介保・簡水各特別会計への繰入合計で4,807万6千円、総額で1億4,807万6千円となり、平成26年度末の見込額は、32億317万3千円となります。

表の下段、運用基金は、社会福祉振興基金から生涯学習情報センター図書資料整備基金までの5件で、運用中の資金を除く平成25年度末の見込額は、3億9,181万2千円となります。

平成26年度の主な取り崩しは、夏まつり振興基金ほか1件で700万円、寄附金の積立や貸付中の基金の増減を調整し、平成26年度末の見込額は、運用分を除き、3億8,099万2千円になります。

次に、合計欄ですが、平成25年度末の見込額は37億2,278万3千円、括弧内の運用分も含めると、合計の記載はございませんが、38億5,362万9千円となります。同じく、合計欄の平成26年度末の見込額は35億8,416万5千円、括弧内の運用分を含め、37億1,889万4千円になります。欄外に参考として、北海道市町村備荒資金組合への積立金について記載しております。

32ページ以降の説明資料につきましては、それぞれ議案の説明に合わせて、担当課長から説明いたします。

それでは、予算の内容について説明をいたしますので、平成26年度置戸町一般会計・特別会計予算書の33ページ、34ページをお開きください。歳出予算から説明いたします。

3. 歳出。1款議会費から総務課長が説明いたします。

（以下担当課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり）

○佐藤議長　しばらく休憩します。2時45分から再開します。

休憩 14時26分

再開 14時45分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書。歳出65ページ、66ページ。2款総務費、2項徴税費。

町民生活課長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時00分

平成26年第3回置戸町議会定例会（第2号）

平成26年3月12日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第 5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第 6号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 7号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第 8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 同意第 2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第16 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第17 報告第 3号 定期監査の結果報告について
- 日程第18 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第 5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第 6号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第12 議案第 7号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
 日程第13 議案第 8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
 日程第14 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第15 同意第 2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
 日程第16 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
 日程第17 報告第 3号 定期監査の結果報告について
 日程第18 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（10名）

1番 嘉藤 均 議員	2番 小林 満 議員
3番 高谷 勲 議員	4番 岩藤 孝一 議員
5番 細川 昭夫 議員	6番 石井 伸二 議員
7番 竹内 雅俊 議員	8番 阿部 光久 議員
9番 佐藤 勇治 議員	10番 佐藤 純一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町 長 井 上 久 男	副 町 長 和 田 薫
会 計 管 理 者 鎌 田 満	町づくり企画課長 栗 生 貞 幸
総 務 課 長 中 村 啓 二	総 務 課 参 与 村 松 登 喜 男
町民生活課長 田 中 英 規	産業振興課長 坂 口 博 昭
施設整備課長 小 鷹 浩 昭	地域福祉センター所長 鈴 木 正 美
施設整備課技監 高 橋 一 史	総務課長補佐 高 木 恭 治
町づくり企画課係長 小 島 敦 志	

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅	学校教育課長 養 島 賢 治
社会教育課長 今 西 輝 代 教	森林工芸館長 北 山 雅 俊
生涯学習センター館長 深 川 正 美	

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 樋 口 輝 夫

〈選挙管理委員会部局〉

事務局 長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局 長 早 坂 豊

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係 長 佐 藤 百合子

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、9番 佐藤勇治議員及び1番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日の説明員は前日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算から

◎日程第8 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

3. 歳出。103ページ、104ページ。3款民生費、2項児童福祉費、ひとり親家庭等医療費助成事業に要する経費から。

町民生活課長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時05分から再開します。

休憩 10時44分

再開 11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

3. 歳出。133ページ、134ページ。6款農林水産業費、1項農業費、小規模土地基盤整備事業に要する経費から。

産業振興課長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 12時00分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

3. 歳出。159ページ、160ページ。8款土木費、2項道路橋梁費。町道整備事業に要する経費から。

施設整備課長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。2時45分から再開します。

休憩 14時25分

再開 14時45分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

3. 歳出。199ページ、200ページ。10款教育費、4項社会教育費、森林工芸館運営委員に要する経費から。

森林工芸館長。

(以下担当課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時10分

平成26年第3回置戸町議会定例会（第3号）

平成26年3月13日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 9 議案第 5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第 6号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 7号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第 2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第15 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 報告第 3号 定期監査の結果報告について
- 日程第17 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 9 議案第 5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第 6号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 7号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第 8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（10名）

1番	嘉 藤 均 議員	2番	小 林 満 議員
3番	高 谷 勲 議員	4番	岩 藤 孝 一 議員
5番	細 川 昭 夫 議員	6番	石 井 伸 二 議員
7番	竹 内 雅 俊 議員	8番	阿 部 光 久 議員
9番	佐 藤 勇 治 議員	10番	佐 藤 純 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会計管理者	鎌 田 満	町づくり企画課長	栗 生 貞 幸
総務課長	中 村 啓 二	総務課参与	村 松 登 喜 男
町民生活課長	田 中 英 規	産業振興課長	坂 口 博 昭
施設整備課長	小 鷹 浩 昭	地域福祉センター所長	鈴 木 正 美
施設整備課技監	高 橋 一 史	総務課長補佐	高 木 恭 治
町づくり企画課技監	小 島 敦 志		

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	養 島 賢 治
社会教育課長	今 西 輝 代 教	森林工芸館長	北 山 雅 俊
生涯学習センター長	深 川 正 美		

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 樋 口 輝 夫

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局 長 早 坂 豊
臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係 長 佐 藤 百合子

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、2番 小林満議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日の説明員は前日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算から

◎日程第 7 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算まで

————— 6件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算から日程第7 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算までの6件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 はじめに議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

町民生活課長。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 次に議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

町民生活課長。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算について説明をいたします。

平成26年度置戸町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ317,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の景気の種類を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1条 歳入歳出予算につきましては、平成26年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、300ページ、301ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成26年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩	10時46分
再開	11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〈議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算について説明をいたします。

平成26年度置戸町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

第1条 歳入歳出予算につきましては、平成26年度の置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、328ページ、329ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳

出予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算についてご説明します。

平成26年度置戸町の簡易水道特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ774,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

3ページをお開きください。

第2表地方債。

起債の目的につきましては、簡易水道整備事業で簡易水道再編推進事業に対する起債でございます。限度額は533,700千円。起債の方法、利率、償還の方法は起債のとおりでございます。

本議案にお戻りください

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

第1条の歳入歳出予算につきましては、別冊の平成26年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書によりご説明しますが、その前に予算の概要についてご説明申し上げます。

本年度の簡易水道特別会計予算案は前年度比較276,600千円の大幅な増額となっております。簡易水道再編推進事業の年度計画に基づき、置戸から勝山地区までの送水管及び排水管工事と排水地の設置工事を行うほか、北光、愛の沢地区から秋田地区までの調査測量と設計を行うため事業費を大幅に増額し、計上したことによるものでございます。

それでは別冊の事項別明細書、345、346ページをお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成26年度置戸町の下水道特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ249,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

3ページをお開きください。

第2表 地方債。

起債の目的につきましては、特定環境保全公共下水道事業で置戸浄化センター改築更新事業に対する起債25,000千円と農業集落排水事業で境野浄化センター改築事業に対する起債3,200千円で、合計限度額は28,200千円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

本議案にお戻りください。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

次に第1条の歳入歳出予算につきまして説明申し上げますので、別冊の下水道特別会計歳入歳出予算事項別明細書の374、375ページをお開き願います。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成26年度置戸町下水道特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 これで議案第22号から議案第27号までの提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時56分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 8 議案第 4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第9号) から

◎日程第12 議案第 8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号) まで

———— 5件 一括議題 ————

○佐藤議員 日程第8 議案第4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第9号) から日程第12 議案第8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号) までの5件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第4号は平成25年度置戸町一般会計補正予算(第9号) です。議案の内容については企画課長はじめそれぞれ担当の課長からご説明を申し上げます。また、以下議案第8号は平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号) であります。議案の内容につきましては施設整備課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第9号)〉

○佐藤議長 まず議案第4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第4号について説明いたします。

議案第4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）。

平成25年度置戸町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ582,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,899,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、後程別冊の平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）で説明いたします。

第2条 繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

5ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正になります。今回の追加補正は表に記載の道営草地整備事業から置戸中学校耐震補強及び大規模改修工事の4事業について、平成25年度中に事業実施が困難であることから翌年度に繰り越し実施するため、繰越明許費の補正を行なうものです。

事業ごとの款項、事業名及び金額につきましては記載のとおりです。詳細につきましては平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書の56ページで説明をいたしますのでお開きください。

繰越明許費に関する調査になりますが、一番上の6款農林水産業費の道営草地整備事業につきましては、本年度中の採択を見込み当初予算に計上しておりましたが、このたびの国の補正予算（第1号）で措置される見込みとなりましたことから、翌年度に繰り越して実施するものです。なお、財源のうち地方債につきましては過疎対策事業債を見込んでおります。

次の8款土木費、町道路面性状調査事業から10款教育費、置戸中学校耐震補強及び大規模改修工事までの3件につきましては、今回の補正予算（第9号）に追加計上しており、後程担当の課長から説明させていただきますが、先程の道営草地整備事業同様に国の補正予算で措置される見込みとなり、追加補正をしたうえで翌年度に繰り越して実施するものです。

なお、財源のうち国庫支出金につきましては社会資本整備総合交付金、地方債につきましては緊急防災減債事業債を見込んでおります。

以上で繰越明許費の説明を終わります。

次に第3表 地方債の補正について説明いたしますので、本議案の6ページをお開きください。

第3表 地方債補正になります。今回の地方債の補正は、本年度の起債対象事業費の確定による増減と翌年度繰越事業に係る地方債の追加分の変更となります。

初めに過疎地域自立促進特別事業ですが、この地方債は過疎対策事業債のソフト事業分として起債をすることができます。当初で8事業、83,400千円を見込み計上いたしましたが、その後住宅改修奨励事業及びPCB廃棄物処理事業の2事業について追加が認められましたことから、18,300千円総額し、101,700千円に変更するものです。

次の町道生涯学習情報センター通り線道路改良工事からスクールバス購入事業までの3事業と旧勝山小学校改修事業の計4事業につきましては、事業費の確定に伴う減額変更です。

置戸中学校耐震補強及び大規模改修工事につきましては、本年度予算計上分に係る事業費の確定に伴う２００千円の減額及び今回補正予算、翌年度繰越事業に係る起債額２９５，３００千円の追加で、差し引き２９５，１００千円の総額となり、３３３，５００千円に変更するものです。

下段の臨時財政対策債につきましては借入額が確定したことにより減額変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

引き続き平成２５年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（９号）の５７ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。前々年度末残高及び前年度末残高の欄は変更はございません。当該年度中増減見込みの起債見込額欄、１普通債の（３）教育の欄ですが、平成２５年度分で２００千円の減額、平成２４年度からの繰越事業分で２１，５００千円の減額。合わせて２１，７００千円の減額で２６１，２００千円に。３その他（２）の過疎対策事業債は６，１００千円の減額のほか、翌年度繰越事業となった道営草地整備事業分２，１００千円分の減額、合わせて８，２００千円の減額で、３４８，１００千円に。同じく（４）特別債の欄は臨時財政対策債５，２３１千円を減額し、１５９，７６９千円に変更となります。下段の合計欄はただいまの変更分を整理し、平成２５年度分が５３２，５６９千円。平成２４年度からの繰越事業分が２３６，５００千円。合わせて７６９，０６９千円となります。

次に元金償還見込額ですが、後程歳出予算でも説明をいたしますが、すでに借入をした起債の借入利率の見直しで、利率が引き下げられたことから、元金償還額が増額となりました。下段の合計欄で申し上げますが、２，１３０千円の総額となり、４８３，３０２千円となります。一番右側の列、当該年度末現在高見込額、合計欄で申し上げますが、平成２５年度末の残高見込額は４，８４６，５７３千円となります。以上で第３表 地方債補正の説明を終わります。

次に第１表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、事項別明細書の１２ページ、１３ページをお開きください。

（以下町づくり企画課長説明、記載省略。平成２５年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第９号）、別添のとおり）

○佐藤議長 しばらく休憩します。３時から再開します。

休憩 １４時４１分

再開 １５時００分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第４号 平成２５年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第９号）〉

○佐藤議長 議案第４号 平成２５年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第９号）、歳出、４４ページ、４５ページ。１０款教育費、４項社会教育費。森林工芸館管理に要する経費から。

森林工芸館長。

（以下森林工芸館長説明、記載省略。平成２５年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第９号）、

別添のとおり)

〈議案第5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)〉

○佐藤議長 次に議案第5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

平成25年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,543千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ541,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは第1表 歳入歳出予算補正について別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第4号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第4号)、別添のとおり)

〈議案第6号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 次に議案第6号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第6号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について説明をいたします。

平成25年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,709千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第3号)により説明いたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

〈議案第7号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 次に議案第7号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第7号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成25年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,665千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ467,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開き願います。

第2表 地方債補正。簡易水道事業に係る起債の変更でございます。当初限度額は318,200千円としておりましたが、事業執行による事業費の減に伴いまして23,500千円を減額し、294,700千円に変更いたすものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳出から説明を申し上げます。

（以下施設整備課長説明、記載省略。平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

○佐藤議長 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

〈議案第8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）〉

○佐藤議長 次に議案第8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）。施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成25年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,698千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。特定環境保全公共下水道事業、置戸浄化センター改築工事に係る起債の変更でございます。当初限度額は25,400千円としておりましたが、事業執行による事業費の減に伴いまして6,800千円を減額し、18,600千円に変更いたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして第1条の歳入歳出予算の補正につきましてご説明しますので、別冊の事項別明細書6ページ、7ページをお開き願います。

歳出から説明いたします。

(以下施設整備課長説明、起債省略。平成25年度置戸町下水道特別会計予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これで議案第4号から議案第8号までの提案理由の説明を終わります。

◎延会の議決

○佐藤議長 本日の会議はこれで延会とし、明日3月14日は置戸町議会会議規則第9条第2項の規定によって議会を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認め、本日はこれで延会とし、明日14日は休会とすることに決定しました。

なお、3月15日は町の休日のため置戸町議会会議規則第9条第1項の規定によって議会は休会となります。次の議会は3月16日サンデー議会を行うこととし、定刻に開会します。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会します。

延会 16時00分

平成26年第3回置戸町議会定例会（第4号）

平成26年3月16日（日曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）

日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）

日程第 2 一般質問

○出席議員（10名）

1番	嘉藤均	議員	2番	小林満	議員
3番	高谷勲	議員	4番	岩藤孝一	議員
5番	細川昭夫	議員	6番	石井伸二	議員
7番	竹内雅俊	議員	8番	阿部光久	議員
9番	佐藤勇治	議員	10番	佐藤純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	中村啓二	総務課参与	村松登喜男
町民生活課長	田中英規	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	小鷹浩昭	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	総務課長補佐	高木恭治
町づくり企画課技監	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	菱島賢治
社会教育課長	今西輝代	森林工芸館長	北山雅俊
生涯学習センター長	深川正美		

〈農業委員会部局〉

事務局 長 樋 口 輝 夫

〈選挙管理委員会部局〉

事務局 長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局 長 早 坂 豊

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係 長 佐 藤 百合子

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 岩藤孝一議員及び5番 細川昭夫議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日の説明員は先日の通りです。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

9番 佐藤勇治議員。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは通告いたしました事案につきまして町長に質問をいたします。第5次総合計画後期計画の主要な施策とそれらに関連する財政運営の見通しについて伺います。

第5次総合計画は平成22年度を初年度とし、平成31年度までの10ヵ年計画とし、本町の基本計画として作成されており、本年平成26年度は前期計画5ヵ年計画の最終年となります。この計画書では前期5年間を実施計画とし、後期5年間は展望計画と位置付け、この後期計画につきましては社会情勢や住民ニーズの変化に対応するため、前期計画終了年、つまり今年度におきまして見直すと謳い込んでおります。

そこで町長にお伺いいたしますが、後期計画に該当する平成27年度から平成31年度までの5ヵ年計画における本町の主要な施策と、それらに対応する財政の見通しについて、現時点での考え方を示していただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 第5次の総合計画の、特に後期計画の主要な政策、それから財政運営についてということでのご質問であります。議員からもお話がありましたように、この第5次の置戸町総合計画、22年度から31年度までの10年間ということになっているわけですが、この10年間の町の将来像というのは、スローガンのようにも明らかにしておりますけれども、「自然を愛し、人に

やさしいまち」ということを定めまして、計画を策定したわけであります。基本計画の前期の5年間というものを実行計画、そして後期の5年につきましては展望計画という位置づけをしているわけであります。

前期の5年については、今年平成26年度が最終年ということになるわけでありまして、それをこの5年間における検証というものをきちんと行って、そして後期の計画の策定ということになっていくわけであります。そのために審議会というような形をとって、この後期の計画について考えていく、樹立をしていくという、まあ審議会の方式は考えておりませんが、当然ながら町議会のみならず、そして町民の方々、またいろんな関係機関、団体の方にもご意見をいただいて、そして後期の5年間の基本計画そして実施計画を練り上げていきたいと、そのように考えているところであります。そこで、現時点で具体的な項目についてというようなお話がありましたけれども、率直に申し上げまして、まだそういう段階には至っていないというのが今の状況であります。将来的な展望というものを見据えながら、特に緊急度、また優先順位と言いましょうか、優先度が高いもの、そうしたものが当然ながら考えられる事項ということになっていくわけでありますが、いくつか申し上げていきたいと、このように思います。

初めに主要な施策についてであります。ご承知のように基幹産業は農業であります。その農業がTPP交渉の結果いかんでは日本の農業そして置戸の農業にとっても大変厳しい、そういう状況になっていくであろうということは容易に予想されることであります。当然ながら農業経営の最も基本的な部分である生産基盤の整備というものを図りながら、消費者へ安全安心な農作物を提供していく、あるいは良質な農畜産物を低コストで生産をして、また生産可能なそうした生産基盤をきちんと作っていくということが必要になって来るわけであります。

また、大きな課題にもなっておりますけれども、この農地の流動化対策あるいは優良農地の保全、これらを将来にわたってどういうふうにしていくのか、大きな課題にもなってくるであろうと、こういうふうに思っております。それらに対する当然ながら支援ということが、この農業関係での具体的な施策の中心になって来るであろうと、このように思います。

林業でありますけれども、ご承知のように置戸町森林整備計画そして町有林につきましては経営計画を立てました。したがって、この二つの計画を中心にして、それをもとにして、この森林の持つ多面性と言いましょうか、これを将来にわたって持続的に発展をさせていく、そのための整備あるいは保全に努めて行かなければならないと、このように思っております。そして、適期に適正な森林施業あるいは複層林の受光伐などによって広域的な機能をより一層進めていかなければならないであろうと、このように思っているわけであります。

さらに、国有林そして道有林、いわゆる国や北海道の理解もいただいて、森林認証制度というのがこの東部流域で国もそして北海道もそれから私どもの置戸町もそうでありますけれども認証を取りました。取りましたけれどもまだまだ、この認証制度という制度も含めてでありますけれども、まだ理解が十分深まっていないというふうに思っています。間違いなく将来はこの森林と言えども差別化されていくであろうというふうに思っています。当然ながらその認証を取ったわけでありますから、その価値というものが認められるような活動、また運動を展開していかなければならない。それには関係機関あるいは自治体、そして他の団体等も連携を取りながら、そうしたことをやっていかなければ

ならないであろうと、このように思っております。

それから福祉関係であります。急速な高齢化社会を迎えているわけですが、平成27年度からスタートします高齢者保健福祉計画、そして第6期になりますけれども介護保険事業計画、これら二つの計画に基づいて福祉政策を進めていきたいと、このように思っております。当然ながら住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりを目指して、質の高い介護サービスの提供を受けられるために、そういうソフト面の充実ということも併せて老人福祉施設の整備が必要になってくるであろうと、このように思っております。

それから生活環境の整備であります。ご承知のように平成24年度から簡易水道事業の統合化を進めております。文字通り、命の水とも言われる生活飲料水の安定供給を目指しているわけですが、将来にわたって生活基盤というものをきちっと確保していきたいということでの事業着工でありますので、きちっとした施設として完成をさせていきたいと、このように思っております。同様に下水道施設の長寿命化計画に基づいた改修事業の実施であります。インフラ整備の基本をなすものでありますので、これもきちっと簡易水道と一緒にやっていきたいと、このように思っております。

また、災害に強いまちというふうに私どもも言ってきましたし、置戸の町民の方々も少なからずそういう思いできたというふうに思います。しかし、最近の気象状況あるいは10月でしたでしょうか、長い時間の停電もありました。そんなことを考えると、災害に強いまちだというだけでは、それに対応する手段としてはいかなものかという状況でもあるというふうに思います。したがって、これからそうした災害に対応するような、文字通り災害に強いまちというものをつくっていかねばならないというふうに思っております。それは建物も同じだと思います。耐震化で公共施設をいろいろやってきておりますけれども、まだスポーツセンターあるいは役場の庁舎が残っております。これらの耐震改修の実施、さらには冒頭申し上げた災害に対する防災体制の見直し、あるいは強化ということが当然重要なことでもありますので、町民の方々の防災意識を高めていくということも含めてやっていかねばならないことであろうと、このように思っております。

それから教育関係でありますけれども、学校施設の整備については平成26年度で、新年度でいたい終了するというふうに思います。したがって、今後は特にソフト面での充実強化ということが必要であろうというふうに思っていますので、そうしたソフト面での充実を図っていききたいと、このように思っております。

また、第10次の社会教育5ヵ年計画を立てているわけですが、これらに基づいて、次代を担う人材育成あるいは生涯学習の推進を図っていききたいと、このように思っております。また、クラフト関係はご承知のように30年を迎えました。そうした意味では新たなスタートを迎えるわけでありまして、まちにとっても重要なものでありますので、その振興策を図っていききたいと、このように思っております。

それから最後になりますけれども、ふるさと銀河線の跡地整備であります。公営住宅あるいは宅地の整備等も行っているわけですが、市街地中心部の整備ということが本格化してくるというふうに思っています。優先順位をつけて、それぞれのエリア毎の整備方針というのをみなさんと協議しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上が後期計画のなかで具体的には申し上げておりませんが、重要な施策と考えられている

ことをいくつか申し上げたわけであります。

次に財政運営の見通しについてであります。置戸町の財政状況については現在耐震改修事業あるいは上下水道施設の整備ということで大型事業が続いているわけですが、そういう意味では財政出動も大きくなっているという状況であります。しかし、当然ながらそれらに対する対応としては補助制度の有効活用、それだけでは間に合いませんので、当然ながら借金をしなければならないわけですが、その借金についても財源措置で有効な過疎対策事業債、これらを中心にして財源対策をこれからも進めていきたいと、このように思っております。

結果として財政の健全性と言いますか、これらが数値で示されております。実質公債比率がだいたい7%から8%台だというふうに思いますが、これらの数字で推移していると思います。将来の負担比率も当面は数字として発生してこないという状況であります。また、経常経費については消費税率の引き上げあるいは電気料、そして燃料単価の高騰、そして人件費などの増加傾向が予想されるわけですが、今後においても行財政改革の視点というものをさらに強化して、人件費あるいは物件費等の抑制を図っていききたいと、努めていききたいと、このように考えております。

ただ、専門職員、人の問題でありますけれども、専門職員の採用、また新しい人材の確保というのは町にとっても必要不可欠、欠かせないことでありますので、中長期的な視点で考えていくことが必要であろうというふうに思っております。本町は自主財源が乏しく、率直に言って脆弱な財政基盤であるというふうに思っておりますので、国の動向というものを的確に把握しながら、安定かつ健全な財政運営に今後とも努めていききたいと、このように考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 総論的に今町長の方から説明がありました。当然第5次の後期計画についてはまとめの時期になるということで、特にいちばん大事なことは町長の財政の中でも産業基盤、農業や林業の振興が大事だということのお話がありました。当然の話であろうかと思います。また、少子高齢化に向かって福祉や介護、あるいは医療の関係、そしてインフラ整備ということも当然今継続して続いているわけですが、そのこともおっしゃいました。また、教育の環境整備においては、もうすでに置戸小学校の改築が終わり、今置戸中学校の方の耐震化ということで、おおよそハードの面では収束と言いますか、あとはソフト面、人材活用ということでお話がありました。当然のことかと思えます。

それで若干、今町長の方から総論的にお話を伺いましたので、若干各論についてですね、今日は見通しということですので確定的なことはなかなか言いにくい部分もあると思いますが、我々が資料として、あるいは普段町長の方から発言のあった事業について考え方を伺いたいと思います。

それで、資料の中で、昨年の9月は総務常任委員会におきまして町づくり企画課から平成26年度から30年度までの5ヵ年計画の主要な、これはハード事業について示されました。後期計画は27年から31年ということですので若干1年のずれがありますが、この中での具体的な事業、ハード事業の考え方について若干町長の考え方を伺いたいと思います。

主要な事業としてはスポーツセンターの耐震化ということが本年度からはじまりまして、26年から27年ということでございます。そして、当然役場庁舎の耐震化もその後27年から28年度ということを示されております。それから公営住宅の改修、改築につきましては、すでに25年度から着

手され、25年度においては24年度のいわゆる繰越明許費を含めて3棟6戸が完成いたしました、この後計画では全体的には11棟の22戸という、いわゆる町づくり企画課からも示された計画であります。残された部分については若松の古い住宅からということになると思うんですけども、第6団地の改修が終わって、今度第7の方に行くということになろうかと思います。それと橋梁の長寿命化修繕計画については26年度から実施の設計なり、そういったものがスタートして、今年度ははいよいよ1号橋あるいは他の橋梁についても工事が着手するということですのですでに予算化され示されております。

次に特別養護老人ホームの改築について若干お聞きしたいと思いますが、これにつきましては、この町づくり企画課から示された資料におきましては、平成27年から29年ということで、およそ10億円ほどの事業費を見込んでおられます。また、特別会計におきましては簡易水道の再編、これはすでに始まっておりますが、全体的には21億円程度の事業ということでございます。すでに着手しておりますので、あとはその事業に基づいて毎年実施することになりますし、境野浄化センターにおきましても26年度からということで、おおよそ2億4,000万円ほどの事業費ということで積算されております。

そんな中で、この後期計画に該当する平成27年度から平成30年度、本来的には31年度も入るんですけども、この資料には31年度まで入っておりませんでした、およそ全体事業費、今言った中での事業費は30億円ほどになっております。したがって、それは昨年の9月の委員会での資料ですので、その後資材費の高騰とか人件費の高騰とか、非常にこういった工事費に係るものについては全国的に高騰しているということです、当時の見積りとは相当違ってくると思います。そんな中でおよそ30億円ということでしたが、それがさらに2割なり3割程度上がるのではないかと思います、そういった中での、特に今私が言いました事業の中で、特別養護老人ホームの改築の見通し、あくまでも見通しですので、なかなかこれは国との折衝とかいろいろ段取りがあると思うんですが、その見通しとですね、この後若干議員からの一般質問が予定されています木道プロムナードの事業の見通し、内容については質問者にゆだねたいと思いますので、中身については控えたいと思いますが、そのことと、それから勝山温泉のゆーゆの改修あるいは一部地域からは話題になったと思うんですけど境野公民館の改修、そういったものの将来的な見通しはどうなるのかということと、12月に私の方で一般質問いたしました、いわゆる100年、置戸の100年を平成27年度に100年を迎えるわけですが、その後の今後の100年を含めて、いわゆる歴史あるいは資料館のそういった100年の過去を振り返って、また今後の1世紀を見通すためのこういった資料館や、あるいはクラフトセンターの改修など、そういった銀河線跡地に連動する、土地利用計画と連動する、そういった施設の集中化というのか、そういったものについての考え方、このことについて後期計画の実施計画に当たっての今時点の町長の展望についてお聞きしたいと思います。

先程も申し上げましたけれども、木道プロムナードにつきましては、後に岩藤議員が一般質問で予定しておりますので、その内容は私の方は質問を控えたいと思います。そこでゆだねたいと思いますので、その他の点についてですね、4点程ですが、一応今回町長の考え方がございましたらお示しいたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 １００年後のことと言いましょくか、前の議会の時に佐藤議員の方から歴史館と言いましょくか、資料館のご質問もありました。１００年の目玉の施設として建設はどうかというようなお話があったと思います。これから佐藤議員の後の細川議員、そして岩藤議員のご質問もありますので、お二人から満足いただけるかどうかわかりませんが、その中でお話ししていくことをお許しいただきたいと、このように思います。

議員の方からもいろいろお話がありました。後期５年と言いましょくか、２７年度から３０年度までの５年間における事業費が３０億円くらいになるんでないだろうかというようなお話がありました。私は、多分もう少しかかると思います。それは今資材費が高騰しているとか、消費税の問題があるとか、いろんなことがもちろんありますけれども、もう少しかかるかなというふうに思っています。しかし、先程も申し上げましたように、置戸の財政状況というのは健全性を保っているということは間違いありません。基金もだいぶ積みましたから、そういう意味では当面大丈夫よというのはあると思います。そういう認識もしています。しかし、予算規模は小さいです。また、税金等も小さいです。ですから、そうしたことも念頭に置きながら、今は財政が健全だとはいっても、将来にわたってどうなのかということも含めて事業の展開、また財政出動も考えていかなければならないというふうに思います。

そうしたなかで、どうしてもやらなければならない、将来困っちゃいかんという事業について、できるだけ早く財政が非常にと言いましょくか、比較的強固な時にやらなければならないということで、先程申し上げた上下水道のまさに生活そのものに直結することは今やらなければならないという思いで着手しました。と同時に、議員からもお話がありましたように、耐震の問題はこれは必要に迫られてやらなきゃならないというところがありますけれども、特別養護老人ホームの関係については間違いなくと言っていいと思うんですが、後期の中ではやはり手掛けなきゃならないものだろうというふうに思っています。ただ、その前にこの施設の、特別養護老人ホームと養護老人ホームの、この施設の規模と言いましょくか、人員と言いましょくか、これらについてきちんと検討する必要があるだろうというふうに思います。今、特別養護老人ホームが定員５０名でありますけれども、この５０名についてもきちんと検討しなければならないと思います。議員もご承知のように、これは置戸だけで決められる問題でないということでもあります。したがって、少しそのための手続き含めてであります。もう少し時間がかかるであろうというふうに思っていますが、後期の５年の中では建設しなければならないというふうに思っています。その場合に、今の養護老人ホームとどうつながっていく建物にするのか、これも大きなテーマの一つになるだろうと思います。

それから、いろいろおっしゃられましたのであれですけれども、境野の公民館の改築の問題がありました。昨年の地域懇談会の時に、確か初めて具体的にその改築の問題についての地元のご意見をいただきました。これも率直に言っているいろいろ検討はしなければならない公共施設の一つだというふうに思っています。ただ、今の段階で申し上げるならば、新築ということはなかなか難しいだろうなというふうに思っています。ですから、よりよい、しかもあまり遠くない時期に改修をすれば、やはり今の建物を基本にしたなかでの、必ずしも今のホールが、そこをホールにしなければならないというものではないと思います。例えば、今の和室の方にホールを持っていくとか、そういうような中の内部の機能を変えていくというようなことも含めて改築をするということの方がいかななもの

かなというふうには思っています。しかし、これも地域の人たちと十分検討しなければならないというふうに思っていますが、早晚手掛けなければならない公共施設の改築の一つかなというふうに思います。

それからゆうゆのお話も出ました。今、この3月まで、昨年からでありますけれども、役場の中での検討委員会、そして町民の方々から13名の方にいろんなご意見を伺いました。2回ほど会議を開いて伺いました。それらについての内容は議会終了後、議員の皆さんにはお話ししていきたいと、こういうふうに思っていますが、私はこう思っています。勝山温泉ができて10年経つわけでありまして、やはり勝山地域の方々、特に勝山地域の方々にとりまして、やっぱり「ゆうゆの明かり」というのは決して小さなものではないだろうというふうに思っています。それには、明かりだけがついていればいいというものではありませんから、そこにある建物、施設そのものが有効に使われるような、そういうものでなければならないというふうに思っております。ご承知のように、ああいふ施設というのはやはり10年経ちますと、いろんな所でほころびもまた出てきます。直さなければならぬところもあります。リニューアルしなければならないところもあります。リニューアルしなければならないところも、個々にはいろいろあるというふうに思っていますが、地域にとっても、勝山地域の皆さん方にとっても、そして町にとっても、このゆうゆがより良い施設になるように前向きに検討したいなというふうに思っていますし、先程申し上げました町民の方々、13名の方々に2回ほどお集まりいただいてご意見を伺いましたけれども、この方々のご意見も前向きなご意見でありました。そんな方向でこれからも議員の皆さんにはご相談を申し上げていきたいと、このように思っております。

だいたいお答えをしたかなというふうに思うんですが、忘れていたところありましたらご指摘いただければ、またお答えしたいと思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 私が質問したことについてはおおよそ町長の方から発言がありました。それで、後に控えている議員の質問に重複するものについては省略するというので、その時の発言を注視したいと思います。それで個別対応としてちょっと2件ほど私の方から提起したいと思います。

その第1点は特別養護老人ホームの改修のお話がありました。これについては個室化だとかユニット化だとか、こういったことがテーマとなって、主題となって改修が進められるということですが、まず全体の改修に入る前に私が考えたことは、災害時における危機管理と言いますか、停電に備えた対応がまず先決ではないかという思いがいたします。そのためには自家発電機の装置、細かい話になりますけれどもそういったものに対応する自家発電装置の設置、あるいはあそこに入居されているお年寄りの方の生活環境の改善を考えるならばですね、夏場の猛暑対策として食堂だとかホール、あるいは集会室、静養室などの冷房装置の設置が急務でないかと私は思いました。

今、町長の方のお話がありました通り、町の意思だけではなかなかこういう大きな事業は進まないし、国を相手としていろいろ計画を立てていかないとならないということで、相当大規模改修については先になると思いますが、今当然急いでやらなければならないのはそこにあるのでないかと私は考えています。

それで、たまたま現場の声として、これは10月の長時間の停電がありまして、北海道新聞に記事として載っておりました。その声として、そこでのお話としては、これは園長さんの談話として、まだ暖かさが残る時期であったのでよかったと、この停電がですね。それで、これが真冬だったら大変だったと、非常に薄氷を踏む思いというか、非常に現場は混乱というか、それに対応するのに非常に大きな停電の事故だったということが述べられております。

一方ですね、他方においては置戸赤十字病院の事務部長さんの談話が同じく載っておりました。日赤の方は7月に非常用発電機と暖房設備、ボイラーですね、それをつないだと。暖房がなかったら大変なことになっていたということで、こちらの方はすでにそういった非常用の体制をとっていたということで、なんとか10月の長時間停電においてはクリアしたということでございました。そういったことで、この危機管理について、やっぱり早急に対応すべきでないかというのが1点あります。

それともう1点ですけれども、役場庁舎の耐震改修についてお尋ねしたいと思います。現在の役場庁舎については、私の認識するところでは昭和43年にこの庁舎が建てられて使われてきたということで、こういった3階建ての置戸町の公共施設としては最も古い建物ではないかと認識いたしております。隣の旧公民館は別として、今現在ですね、現役で働いている施設はこの建物がいちばん古いと思うんですが、私は役場はやっぱり災害時における町民や関係機関との情報収集など、その対応の司令塔になるわけですね。平時においてもやはり置戸町の行政の本丸でもあります。そういったものが、やはり機能が麻痺するということは、住民にとっては不安と混乱を招くわけですから、私はむしろ、僕の個人的な考えですけれども、スポーツセンターよりこの役場の耐震化あるいは改修が先決ではないかと思っております。この2件について、もし町長の考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 2点おっしゃられました。二つとも災害に対応する、対応と言いましょうか、そんな関連している内容だというふうに思います。おっしゃられたこと一つ一つ、その通りだというふうに思います。特養の改築にあたってはユニット化の問題、個室化の問題、いろいろあります。実際にやったところでのご意見もいろいろ伺っております。私は基本的にはそういう方向かなというふうには思っていますが、特別なこだわりと言いましょうか、置戸にとって、これからやろうとしている置戸の町にとって、また入所する方々にとって、より良い施設を目指してやりたいと、このように思います。

冷房のこともおっしゃられました。お年寄りの方のこの思いというのと、中で働いている人達の感じ方というのも、これは率直に違ってきます。違ってきますけれども、これからやるわけですから、どれだけその施設というか、器具を、機械を利用するかどうかわかりませんが、整備だけはきちんとしなければならないだろうと、このように思っています。

それから庁舎のお話がありました。役場の庁舎も、スポーツセンターも同じように重要だと思っています。しかし、災害が起きたときにやはり拠点になるのはこの庁舎であろうということも理解しているつもりです。したがって、あまりスポーツセンターの耐震改修の時期と役場の耐震改修の時期と、そんなにタイムラグが生じないような形で考えていきたいと、このように思っていますのでご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは若干話題を変えまして、財政の問題が町長から、私の方が質問をして町長からお答えがありました。今の置戸の財政状況ということでお話がありました。私も資料をいろいろ見て、現状というのをいろいろ考えたわけですが、井上町長が町長に就任されたのが平成12年、翌年度の平成13年度の、その前の資料がちょっとなかったんですが、13年度の町の財政の状況の資料と今現在の資料を若干比較させていただきました。

当時町長が就任時期には、いろんな社会資本整備とか町のライフラインとか、いろいろな事業が重なって借金も膨らんだと思うんですが、当時の地方債の残高が64億4,000万円でした。それで積立金、一方の財政調整基金とか減債基金とか、あるいは他の目的基金を含めたいわゆる財政指数という積立金ですね、それが10億5,000万円ということでございました。そして経常収支比率が82.6%、とりわけ人件費については28.2%で公債費が23.7%という非常に経常収支比率の高いと言いますか、経常的経費が高くて、投資的事業がなかなか制約されたというか、財政が非常に厳しい時代であったかと思えます。

その後10数年して、現在の財政をちょっと比較してみましたところ、現在25年度の、この間出された資料ですが、地方債の残高が48億4,600万円ということで、13年度と比較すれば16億円の減、いわゆる地方債が借金が減ったということですね、それで基金の残高も財政調整基金や減債基金を合わせますと、他の基金も特別会計の基金は除きまして一般会計の基金を合わせますと31億7,900万円ということで、これも当時の13年度と比較すれば21億円ほど基金が増えたということでございます。それで公債費が、いわゆる毎年支払う公債費、借金ですね、借金の支払元金と利子については25年度は5億3,000万円ということで、当時13年についてはちょっと数字はなかったので比較できませんが、24年度の数字で比較しますと、経常収支比率がですね、24年度の決算ベースで70.8%と。要するに13年度と比較すると11.8%改善されたというか、経常収支比率が圧縮されたということでございます。それで人件費が5.8%減の22.4%、公債費の比率、毎年の借金ですが、これが16.8%ということで6.9%圧縮されて、非常に財政が当時と比較すると好転しており、政策的な事業が進めやすい状況になっているんじゃないかという、私なりの判断でございます。

本論として、これから後期計画を進めるにあたっての一つのいわゆる尺度として、今年の予算編成にも起因しますが、町長は置戸タイムスの記事の中でプライマリーバランスを重点的に、それを重点として編成したという発言がございました。まさに、このプライマリーバランスというのは国もしくは地方自治体における基礎的財政収支の均衡ということで、国においては2015年までにはこの赤字を半減させたいと。そして2020年度からは黒字化させたいという、これは国の方針なんですが、そこでお聞きしたいのは、置戸町的に言えばですね、この基準的財政収支というのをですね、どの基準として、今後後期計画のいろいろ事業が控えているわけですが、その基準としてどういったところに、この基礎的財政収支の均衡を持っていこうとしているのか、その辺の考えがあれば町長の方からちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 お金の使い方というのは非常に難しいところがあると思います。借金も15億円

くらい減っていると。貯金の方も3倍くらいになっているということで、多分蓄めてくれたんだと思います。しかし、そういうことで、借金のことは別ですけれども、基金のことをそういうことでやってきたと、特別やってきたということではないです。これから必要な財源がいろいろ出てくるであろうと、そのためにはやはり一定程度のお金を持っていないと健全財政というのはなかなか保てないよという思いがあったので、そういう努力をしてきたということです。

もちろん家庭的というか、私どもの日常的な家庭のレベルで考えると、当然借金はなく貯金がどんどんどんどん増えていくことが気持ちの上でもいいなというのは誰しもそうなんだというふうに思いますけれども、この行政というのはなかなか難しいところがありまして、お金をたくさん積んでいけばそれでいいのかという問題があると思います。

先程もちよっと申し上げましたけれども、やはり事業展開をするときに、私どもも、議員もご承知のように、できるだけ補助制度というものをまず考えます。もちろん補助金ですから一定程度の制約があります。制約はありますけれども、人と人とのやりとりもそこにはありますから、必ずしも何もかにもが決まりに縛られるというものでもないというのが最近の状況でもあります。ですから、やはりいちばんいい補助制度をというのがどこにあるのかということをまず考えます。と同時に、補助残、いわゆる補助金で賄った分のほかに自前で用意しなければならないお金が必要になってくるわけですが、そのお金を積んでいる金を使ってやるというのも一つの方法です。しかし、もう一つはご承知のように借金をして、その補助残を埋めるという方法があります。問題はその借金がどのような内容のものなのかということが必要になってきます。

先程もちよっと申し上げましたけれども、いわゆる過疎債と言われる部分が私どもにとってはいちばん有利な借金の方法だと思います。基本的には7割返ってきます。状況によっては、その時の国の経済対策と言いましょ、それによつては限りなく100に近いものが返ってくるという、そういう時もあります。過去にも実績としてありました。ですから、事業を展開する時に、お金をどういふうな形で財源対策を考えていくのかというのは、ある種同時並行的にやっぱり考えなければならぬ財源対策だと思います。そんなことも含めて、これからというよりもむしろ先程申し上げました上下水道の関係だとか、特別養護老人ホームの建設だとか、それからなによりも今まで私どもの先輩の方々が整備をしてくれてきた公共施設が年数とともに老朽化してきておりますので、これらを直して、言ってみれば今流に言う長寿命化事業の展開と言いましょ、そんなこともやっていかなければならないことがいろいろ出てくるわけでありまして、そのための基金造成と言いましょ、そんなことも考え方の中にはあったということでもあります。

いずれにいたしましても、この基金があるとは言っても32億円程度のものですから、先程も申し上げましたように貯金は少ないより多い方がいいわけでありまして、そうしたことも含めてこれからの財源対策あるいは町の台所について、気を緩めることなく考えていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 一点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、僕が聞きたいことは、これからの展望にあたってですね、いろいろなたくさんの事業が控えているけれども、町長もいろいろな財源を見つけて、あるいは有利な起債も見つけて事業を進めるということは当然のことだと思いますが、借金ですね、起債の残高をですね、将来的に減らしていく方向に持って行こうとしてい

るのか、あるいは現状でいこうとしているのか。まあ、時によっては、その年によっては出るときもあるんですが、基本的に先に向かうところをどういうふうに財政運営をしていこうとしているのかということが私の聞きたかったことです。

そこに基礎的財政収支の均衡ということが言葉として当てはまるかどうかは分かりませんが、その考え方がどうなのかということがちょっと聞きたかったわけですね。

要するに借金というのは元金と利息がありまして、25年度の資料で行きますと、25年度の公債費は5億3,000万円あったわけですね、そのうちの元金が4億8,000万円で利子が4,800万円ということですが、均衡を保っていく、あるいはそれを将来の借金を、起債残高を減らしていくとするならばですね、この元金の4億8,000万円をですね、超えない範囲で翌年度の事業を進めていかなければならないと思うわけですね。

ただ、利息というのは、利子というのはその時々いろいろな経済情勢で変わりますので増減はあると思うんですが、いずれにしろ将来的な考え方としてですね、この今総額48億円ですか、まあある程度膨らむときもあると思うんですが、それをですね、将来的に向かってですね、そのバランスをですね、どこに比重を置いて考えていくかということをお聞きしたかったんですが、その考え方がありましたらお示ししていただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 借金は減らしていきたいと思っています。減らしていきたいと思っていますが、率直に申し上げまして日本の財政構造と言いましようか、仕組みが変わらない限りにおいてはゼロにするということは地方自治体にとってはマイナスだと思っています。しかし、先程もちょっと申し上げましたけれども、やっぱり借金はできるだけない方がいいわけです。

しかし、残念ながら今の国の仕組みというのは、私も、議員もご承知のように一般財源に占める普通交付税、特別交付税を入れて6割近いわけでありまして。この中身というのはどういうことなのかということをよくご承知の通りだと思うんですが、中身のことを考えますと、借金はやっぱりできるだけ少ない方がいいとは言っても、一定程度の借金をしながらインフラ整備をやっていくというふうなことは、少なくとも国の方の仕組みが変わらない限りにおいては一定程度の借金もしながらやっぱり事業展開をしていくということが私はこういうなんて言いましようか、自主財源が乏しい町の財政運営としてはいいんじゃないかというふうに思っています。

決して今のこの起債がそれでいいなんていうふうには思っていないので、できるだけ少なくしていきたいということで財政運営はしていきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 基本的には起債を減らしていくという、これは当然の話で王道というか、それは当然だと思います。まあ、財政の健全化を維持するということは、今後の少子高齢化あるいは人口減少が進む中でですね、我々町民のですね、福祉を向上させる上では大前提になるわけですが、そんな中でですね、今後もですね、事業を進めるにあたりましてはですね、事業の精査あるいは過大な見積もり、あるいは不要不急な事業の見直しについてはですね、当然町長も先程おっしゃられましたけれども、行財政改革を併せてですね、進めていくということですので、ぜひそんな形でですね、町政を進めていっていただきたいと思います。

それで最後になりましたが、3点ほどですね、実は通告はしていませんけれども、いわゆるこの第5次総合計画の中ですね、いわゆる基本計画の中で謳われている中でのですね、なんて言うんですか、構想の中に謳われている中でのですね、3点ほどですね、ぜひこの問題についてはですね、重点を置いてやっていただきたいというか、進めてほしいというのが3点ほどあります。

これについては通告していませんので答弁は求めませんが、もし町長の感想があればですね、聞かせていただきたいと思います。第5次総合計画に関連しましてですね、第3章の自然豊かな住みよいまちづくりの中ですね、環境保全対策の推進というのが謳われています。これは具体的に何を言うかという、新エネルギーの導入促進と支援ということで、これは当然太陽光発電に対しては町も積極的に住民の設置に対して進めているわけですが、この中でですね、1点ですね、今回置戸中学校の改築にあたりましてはですね、中学校にもこの太陽光発電を設置して自らこういったクリーンエネルギーを取り入れということですが、ぜひですね、今後の公共建物の、公共物のですね、建築あるいは改修等にあたりましてはですね、この再生可能エネルギー、まあこの地域でいけば太陽光発電になるかと思いますが、これを積極的に公共施設には取り入れてですね、電力の化石燃料エネルギーからクリーンエネルギーへの転換ということが国民の命題になっていますので、積極的に置戸町もですね、取り入れていただきたいと思います。

2点目はですね、先程林業の振興ということでお話がありました。この中にですね、木材製品の利用促進ということが謳われていますけれども、これは当然今回の森林組合の新工場の改築にあたりましても、あるいは町中団地の町営住宅の改修にあたりましてもですね、地域材、地元の材木をですね、利用促進しているということでございます。これは当然のことと結構なことだと思いますが、今後においてもですね、いろんないわゆる公共物の建物の改修あるいは建築にあたってはですね、さらにこの地域材の利用の促進をですね、加速していただきたいと思います。

13次の町有林の経営計画がですね、平成26年度からスタートすることとなっておりますので、この中で間伐材がおおよそ500ヘクタールほどあるということでございます。ぜひこの間伐材を活用した地域材の促進を図っていただきたいということと、最後になりますけれども、学校給食の充実の中でですね、地元食材の利用促進というのが、この5次計画の中に謳われています。

今回の、26年度の町長の行政執行方針の中にも、あるいは教育長のですね、教育行政方針の中にも謳われておりますけれども、ぜひですね、町内のですね、農産物あるいは畜産物をですね、この学校給食の中ですね、取り入れて、当然今も取り入れられていると思いますが、ぜひやっていただきたいのと、併せてですね、本町で生産されるですね、いわゆる高乳質のですね、牛乳ですね、まあ置戸の牛乳はですね、北海道一ということで、北海道一ということは全国一だと思うんですが、こういった乳質の高い牛乳をですね、ぜひですね、学校給食にですね、導入していただきたいと思います。これはですね、一つ教育委員会だけでできるものでもないと思いますし、全体的にとりあげなければならないと思いますので、この北見地区農業振興連絡協議会というのがですね、会長は北見の市長で、副会長がきたみらいの農協の組合長さんだと思います。その中に農協とかですね、行政とか、1市2町ですけど、その中で構成している北見地区の農業をですね、振興させるためのですね、協議会なんですけれども、ぜひこの中でですね、いわゆる幹事会ですね、幹事会というのは課長さん方とか担当者レベルの会議なんですけれども、その中でですね、意見を出していただいてですね、北見地

区ですね、1市2町がですね、ぜひこういった高乳質のですね、牛乳がですね、学校給食に取り入れられることをですね、切望しまして、この3点について、通告外でありましたけれども、もし町長のご意見がありましたら伺いたいと思いますし、これで私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 3点お話がありましたけれども、総括的に申し上げさせていただきたいと思います。地元での原材料をより有効に使っていただくということは、町としての願いでもありますし、そのことが結果として町の発展にもつながっていきばいいなというふうに思っています。議員の方から話がありました一つ一つその通りだと思います。木材も私は基本的に消防法さえ許されれば、限りなく木を使いたいと、文字通り置戸の材をより多く使いたいというのが私の公共施設を建てるにあたっての基本的な考え方です。

そういう意味では関係する木材業界の人たちも、そうした思いに応えていただければなというふうに思っています。最初の太陽光もその通りであります。いろいろ北電の買い取りの価格の問題もいろいろあります。施設にあたっての整備の費用の建設コストの問題もいろいろあります。いろいろありますけれども、エネルギー総体のことで言えば方向がそちらの方だということは私も十分認識しているつもりでありますので、そうした方向でこれからも考えていきたいと、このように思っています。

学校給食の問題も、ご承知のようにこの4月から道立の高校でありますけれども、置戸高校にも提供するようにいたしました。今までのような、単に小学生、中学生に対する昼食の提供だという、それだけの問題じゃなくて、食育というところの領域まで行っているわけでありまして、そうしたなかでより安全・安心な食材を提供していくということも十分私どもとしても認識しながらやっていきたいと、このように思います。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 じゃあ私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤議長 しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩 10時40分

再開 10時55分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番 細川昭夫議員。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 通告に従い、町長に質問をいたします。開町100年を迎えるにあたり、今後100年の町づくりの姿勢についてお尋ねをいたします。町づくりについては先程の佐藤勇治議員から第5次総合計画の後期計画について詳しく質問があり、お答えもありました。特にインフラ整備については総合計画に沿って着々と進められていくことと存じます。私の質問も多少重複するところがあるかと思いますが、一段と高いところから俯瞰した形で町長にお尋ねをいたします。

来年開町100年を迎えますが、その後の100年を見据えた町づくりの初年度でもあります。雲をつかむような話は避けて、4項目について今抱える課題と次の100年に向けた取り組みを伺います。

初めに基幹産業である農業、林業、林産業の振興について。農業については当面するＴＰＰをはじめ、国の農政に左右されることが大であり、また農協の合併合理化による地元職員の配置換え等によって農業経営者の疲弊感も高まり、離農を早めていることも否定できません。経営者の高齢化、離農跡地対策等、行政が抱える問題は山積しています。新規就農、法人化、さらには２月２５日新しく政府が決定した地域限定規制緩和の農業分野についても町行政として関わっていく必要があります。

林産業については森林組合の合併、製材工場の改築等により生産性も上がり、ウッディーハウスとともに置戸町の林産業を支え、雇用の確保につながるものと考えます。造材・造林の林業は比較的若い就労者の受け入れの場として活躍しておりますが、年々高齢化していくのは明らかなです。町有林第１３次経営計画により一層充実されると思いますが、伐採跡地を含めた民有林、国有林への関わりなど、将来を見据えたさらなる施策を必要とします。

また、基幹産業の育成とは別に高齢化に対応する福祉産業など、新しい取り組みで就労の場を確保することが必要と思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

二つ目に、商業の振興について。商業者の一人として深く憂慮しております。商店街の衰退は町の衰退と重なるからです。このまま推移すれば、町の顔と言われる商店街は大きく変わることでしょう。シャッター街、すなわちゴーストタウンとなります。１２月の一般質問で商業振興基金創設の提案をいたしました。意見がかみ合いませんでした。町長と現場との間に思いの違いを感じます。行政と商工業の担当者同士で意思疎通を図り、早急に振興策を練ってほしいと思います。対処療法ではなく、希望を持ち、新規参入をかきたてるような施策が必要です。

三つ目として福祉の充実と文化の振興について。現在置戸町の福祉政策は充実していると思います。ただし、急速な高齢化に対応するための施策は今から考えておかねばなりません。差し迫ってしまつて行政はここまで、あとは自分たちでやりなさいとか、先立つものは金であり、無い袖は振れぬ。これは私の杞憂でしょうか。

文化については個人の意志によるものであり、行政がとやかく口出しすることではないかも知れません。しかし、行政が携わる置戸の図書館は全国に誇る文化の殿堂であり、町民の享受は計り知れません。これとても戦後間もない疲弊時に町民有志による一歩から始まったものが、行政の関わりで今日の図書館が築かれたものです。人間ばん馬が４０年も継続して置戸町の文化となったのも行政の関わりがあったからです。人はなぜ生きる。生きるのはパンのみにあらず、理屈は抜きにしても人がこの町に定住するには福祉の充実と文化の向上は欠かせません。

最後に人材育成のための社会教育のあり方、行政職員の町づくりの取り組みについてお尋ねします。かつて、置戸町は社会教育は全道に名を馳せていました。町づくりは人づくりからの声は今も聞こえてはいますが、回数も減り、そのかけ声も弱々しくなっていないでしょうか。若年層が減少する中で、人づくりと社会教育のあり方を今一度見直すことが必要ではないでしょうか。行政職員の事務能力の向上はもちろんのことですが、職場を離れてひとりの町民として町づくりに取り組む意識の向上が求められています。町民の目線で町づくりに取り組むことができれば、自ずと行政事務にも反映されると思います。行政トップとしての町長の指導が求められます。人口、産業ともに旺盛な時を過ぎて、開町１００年を迎えるのは残念なことではありますが、日夜町の発展のため鋭意奮闘している井上町長の、この先１００年を見つめた第一歩を踏み出す貴重な年でもあります。項目が多岐にわた

り総花的ではしよった質問になりましたが、気概を込めた町長の答弁を期待いたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 少し長くなってしまいかも知れませんが、お許しをいただきたいと思います。１００年ですから、１０年かける１０というわけにはいかないと思います。その１００年の中の１０年を一つのサイクルとして考えるならば、最初の１０年と後半の１０年というのはやはり大きく違ってくるだろうと、そんなふうな思いもしないわけではありません。

前段にジャーナリストの眞信彦さんという方がいらっしゃるんですが、この人から聞いたお話を少し紹介させてもらいたいと思います。明治３４年、１９０１年。この１９０１年の元旦から２日にかけて、つまり２０世紀が始まる時に、当時の報知新聞、ここで約２０項目にわたって、これからの１００年間で何が起こるのかという予測を書いたようであります。この予測がなかなか面白いと言いましょ、すごいなというふうに思うものですから、２、３紹介させていただきたいと思うんですが、まずその１９０１年と言えば置戸町の歴史的なことと言えば平村エレコークとかそういうような時代ということでもあります。

例えば無線電信電話というものがそのうち起こるであろうと、その時には東京それからニューヨークが自由に電話をかけることができるんじゃないかと。人の声が１０里ほど離れていても達することが予測できるんでないのかと。これは正に電話であり、現在の携帯電話のようなことを言っているんだろうというふうに思います。もう実現しているわけでもあります。

それから７日間世界１周というようなことがありましたけれども、今は１日でも世界１周ができるんじゃないかというふうなわけでありまして、これも実現している一つなんだろうと思います。それから、暑さ寒さ知らずになるだろうということもこの当時言われたんでしょけれども、今で言うエアコンの時代ということも言ってるんだと思います。文字通り夏も冬も快適に過ごせるということも言ってるんでしょ。こうしたことを２０数項目というふうに言われていますが、予測しているわけでもあります。

私が、私がというのは眞さんです。眞さんが数えたところ、だいたい現代で実現しているのが１４項目だそうです。これを受けて眞さんの感想がちょっとあるんですが、当時の人たちの構想力と言いましょ、夢を与える力と言いましょ、なかなか豊かなものだったんだなというふうにおっしゃっています。

冒頭ちょっと申し上げましたけれども、１９００年代ということは置戸の町の歴史でいうと平村エレコークや平野鈴太郎の時代であります。私は率直に言ってこの話を伺って、すごいなというふうに率直に言って思いました。それから考えてみますと百数十年しか経っていない、百数十年しか経っていないんだけれども１００年前はこういうことを、構想力と言った方がいいんでしょうか、そういうことを持っていたんだなというふうに思いました。今の政府に対して、あるいは企業人に対して、また知識人に対して言っているのかも知れませんが、今この２１世紀をどのようにするのかという構想力を今の人たちに多分問うていることなんだろうというふうに思うわけでもあります。

少し前置きが長くなりましたけれども、議員も私も１００年後の社会あるいは町のことを、議員は今ご質問がありましたけれども、私にこの１００年後のことについて聞かれているというふうには思いませんけれども、これだけ社会の移り変わりは激しい、今日の動きを考えたときに、近未来の社会

がどのようなものかというのは率直に言って私は予測がつきません。つきませんけれども、ただ一つ言えることは、ひとりの人間の尊厳というものがやっぱり大切にされてなければならないというふうに思いますし、自らの望むところで安心して生活ができる社会を、私はやはり１００年後も続いているということを期待したいというふうに思います。

そこで今抱えている課題、あるいは近い将来抱えるであろう課題、課題でありますからできるだけ早く解決することが望ましいわけですし、その辺のことに視点を絞ってと言いましょ、お答えをしたいと、このように思います。

ご質問いろいろございましたけれども、懸念されておられることがいろいろ申し上げられました。基本的にあまり私と違いがないように思います。

ご案内のように、平成２７年置戸町は大正４年の野付牛村から分村独立して１００周年の節目を迎えます。この間未開のこの地を切り拓いて今日の町の基礎を築いていただいた先人の皆さん方に、率直に言って感謝の気持ちでいっぱいでありまして、町づくり、今更申し上げるまでもありませんけれども、町民憲章あるいはまちづくり基本条例で示す町のあるべき姿というのを一つの道しるべとして総合計画による１０年間の期間として、制度あるいは政策というものを具体化するなかで効果測定と言いましょ、そんなことを繰り返し、また積み重ねてこの町の力になっていくんだらうと、そのように思うわけでありまして。

そこで１点目にあります基幹産業である農業、林業、林産業の振興についてであります、本町の農業、先程も少し申し上げましたけれども、ＴＰＰの問題あるいは後継者不足、また農地の流動化など、多くの課題を抱えております。これまで農業振興の基本施策としまして、安定的な農業経営を推進するためにはやはり生産基盤整備を柱にしなければならないということで、それを中心にして農業政策、いろんなまた支援もしてきたところであります。これは今後とも継続されていくことだというふうに思います。

しかしながら、今この農業経営というのは生産資材の高騰あるいは飼料用穀物等もそうでありまして、けれども非常に高騰してきております。また、規模拡大による設備投資がいろいろ行われたわけでありまして、大きな負担になっているというような状況もありまして、大変厳しいというふうに認識しております。今後は経営の効率化と安定化ということを図っていかなければならないわけでありまして、同時に高齢化対策あるいは後継者対策としての意欲ある担い手の育成、また確保というものは欠かせないことであらうというふうに思います。

それから、もう言われて数１０年、もう私的に言えば３０年、４０年近いと思っておりますが、このコントラクターの育成ということは、やはり今申し上げたような高齢化社会と言いましょ、農業経営者にとっても高齢化を迎えているということを考えますと、このコントラクターの育成というのは、私は必要だらうというふうに思います。また同時に集団で営農をしていく、あるいは農業の法人組織化、これらについても今後やっていかなければならないことであらうと、それに支援していくような取り組みも今後考えていかなければならないだらうというふうに思っております。

しかし、ご承知のように農業経営は個々の農業者がそれぞれ経営しているわけでありまして、みなさん社長であります。ですから、今私が申し上げた集団営農だとか農業法人の組織化ということについて言えば、相当な覚悟を持って取り組まなければならないことであることは申し上げるまでもない

ことだろうと思います。

そこで、議員の方からもありました政府が成長戦略の柱に掲げております国家戦略特区の農業特区、北海道が同じようにと言いましょくか、ほかの県と同じように提案しておりましたジャパンフードピアという構想がありまして、それを政府の方に上げておりました。どうもあまりいいような方向ではなさそうです。どうも認められないんじゃないかというふうに言われております。北海道農業ということが日本経済に果たす役割、あるいはその道筋というものが描き切れなかったんでないかというような、それが認められない、認定されない大きな要因でないかというふうにも言われているところでもあります。

いろんな見方があるというふうに思います。企業による農業参入の大幅な自由化を認めていくというのが政府の狙いとしてはどうも透けて見えるんでないかと。そのことは北海道農業にとってどうなのかって、やっぱり警戒感と言いましょくか、そんなこともあるのも事実だというふうに思います。過度な規制緩和というのが、これは地域がこれまで積み上げてきた営農努力と言いましょくか、そういうことを台無しにしてしまうという、そういう心配が特に北海道での農業をやっている方々にしますとより強く持っているというふうに思います。

政府サイドからみると、全国の耕地面積の4分の1を北海道が占めている、また農業産出額のトップだという、そうした可能性と言いましょくか、そういうものを持っていながら、国レベルと言いますか、政府サイドからするとそれを生かし切れていないんじゃないかという不満がこの農業特区の構想にはあるんだというふうに思います。

いろいろ先程申し上げましたけれども、いろいろな見方があると思います。いろいろな見方があると思いますけれども、特区のメリットだけが強調されるということじゃなくて、やはり地域の実情に即した、やっぱりきめ細かな対応ということが今までも求められてきましたし、そのことが北海道農業のある種基本でもあったわけでありまして、まあこの特区がすべてではありませんけれども、3月中旬から下旬に決まっていくなだろうというふうに思いますけれども、現在の北海道庁としてのこれらに対する動きというのは、私もまだこれからの部分では承知しておりませんが、今の状況はこういう状況だということでもあります。

それから林業についてでありますけれども、先程もちょっと触れましたけれども、森林認証への認識というものを一層高めなければならないというふうに思います。それと併せて置戸町の森林整備計画、それから町有林の経営計画によって適正な森林施業というものをを行いながら、この豊かな森林資源というものを次の100年に引き継いでいかなければならないというふうに思っております。そのためにはやはり林業林産業を支える林業労働者の雇用の確保あるいは後継者育成ということが大きな課題になってくるであろうと、このように思っております。現行の森林整備の担い手対策推進事業の制度拡充、それから山を守り森を育てるために国有林あるいは道有林そして民有林の所有者の人達との連携と言いましょくか、そんなことも深めていかなければならない大きな要素としてあるだろうと、このように思っております。

林産業の関係については議員からも触れられましたけれども、森林組合の新しい工場が完成しました。新たな操業のスタートということになりますけれども、大きな期待をしているところでもあります。森林組合が持っている本来の仕事と言いましょくか、そういうことはそういうこととしてももちろん理

解しておりますけれども、より幅の広いと言いますか、外に出て営業活動もやっていただけるような体制も組んでいただければなど、そういう願いを込めて期待しているところであります。森林林業、まあ環境面をはじめとして多くの公益的な機能というものを持ち合わせているわけですが、そうした多面性というものを維持しながら、これからも大きな使命を持っているんだというようなことも含めてであります、やっていかなければならないというふうに思っております。

次に商工業の振興であります、本町の現状をみますと、私も同じように危機感を持っております。町としてこの商店街の現象、特に僅僅の課題であります空き店舗の対策等については何らかの支援策が必要であろうというふうに考えております。商工会のみなさんを中心にした忌憚のないご意見をいただいて、そして新たな施策の創設というものを考えていきたいと、このように思っております。

それから３点目の福祉の充実と文化の振興であります、本年２月ですか、本町の高齢化率４０％を超えました。この割合というのは次第にと言いますか、上昇していくであろうというふうに思っております。

そこでこの高齢者対策についてであります、平成１２年の４月に承知のように介護保険法が施行されまして、高齢者の介護を社会全体で支え合う、そうした仕組みを作ろうということで創設された法律であります。現在は第５期ということになりますが、高齢者の保険福祉計画そして介護保険事業計画に基づいて居宅あるいは施設サービスなど様々なサービスを提供しているわけであります。

この第５期に引き続いての第６期は平成２７年度から３年間を計画期間として、基本的な理念としては高齢者がやはり住み慣れた地域で安心して生活できる町、そしていつでも適切な介護サービスが受けられる町として進めていくという基本的な考え方を持っているわけであります。なかでも後期高齢者の人達が増加している、また要介護者の増加傾向に対応するために、先程来いろいろ答弁を申し上げましたけれども、開設から３２年を迎えております特別養護老人ホームの改修、これらをはじめとして施設サービス体制のあり方について、この第６期の中心課題の一つになっていくであろうと、このように思っております。在宅サービスを含めて高齢者福祉全般の枠組みと言いますか、そんなことを調整していかなければならないなというふうに思っております。

具体的には特に触れませんが、高齢者の方々が増えていく、そのことによってこの町の中を自由に移動したいと。移動したいんだけどなかなかそうはならないとか、ままならないというようなことがどんどん、特に高齢者の人達の中にはそうした思いがあるだろうというふうに思います。そうした意味では、この町の中を移動可能な交通手段というものを考えていく必要があるんじゃないかと、このようにも思っているところであります。

また、本年１月に置戸町で初のＮＰＯ法人が運営する共生型の福祉施設がオープンしました。食事あるいは喫茶の提供、そして地域サロン活動をこの施設の中で行っているわけであります。中心市街の一角ににぎわいは生まれたというふうに思います。大きな目的はやはり障害を持つ方がこの施設を使いながら生き生きと働き、自立を目指していく活動をこれからもやっていただこうというふうに思っているわけでありまして、それらに今後とも支援をしていきたいと、このように思っております。

同時に、こうした活動に当たっては町のボランティアの方々に支えてもらって成り立っているわけでありまして、このボランティア組織の拡大、そしてこのＮＰＯ法人を文字どおり足腰の強いものにしていくことが重要であろうというふうに思っております。多くの町民に愛されるサロンとして今後

の広がりというものを期待しているところであります。

就労の場の確保というご質問がございました。老人福祉施設それから認知症の協同生活介護施設、また認定こども園、これらが指定管理者あるいは民間立てで経営されておりまして、介護職員など多くの雇用が生まれたというふうに思います。また、赤十字病院はじめ町を支える大切な施設として赤十字病院の位置づけをしているわけでありましたが、今後ともいろんな意味での財政的な支援というものを継続していきたいと、このように思っております。

また置戸高校の福祉科とはこの介護士の養成校として今日まで支援してきましたし、これからも協力関係を深めると同時に、今後とも支援をしていきたいというふうに思っております。まあ、北海道知事それから北海道議会の方から厚生労働省に対して、また国会の方に対して、また政府に対して就学資金の高校生の方まで広げてほしいというようなことを要望書としても上げてもらいました。

私どもも中央の方に行って、あるいは北海道の中でもそうでありますけれども、なんとかこの貸付制度を高校生にもと、福祉系の高校にもということで要請してきたわけでありましたが、なかなか具体的に前に進まないということもあるわけでありまして、いま最大の悩みとしては、置戸高校で介護福祉士を将来の福祉の担い手として誕生させているんだけれども、実際にその後置戸をはじめ地方の中で介護福祉士として勤めていただけるということがなかなか厳しい状況もあるわけでありまして。そうした意味では、本町の老人福祉施設をはじめとして施設で働く介護職員の安定的な確保ということも併せて考えていかなければならない、そうした意味ではこの就学資金の貸付制度というものも町として検討する状況にあるかなと、こんなふうに思っております。しかし、簡単なことではないと思います。それは金額の問題ではなくて、制度そのものが非常に大きな意味合いを持つからでありまして、十分な検討が必要であろうというふうに思います。

先程もちょっと申し上げましたけれども、高齢者の方々、特にそうだろうというふうに思いますけれども、できるだけ住み慣れた地域で最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送りたい、そんな思いは町民の方々共通の願いだというふうに思っておりますので、この福祉に関係する施策について特に後期の中でも考えていきたいというふうに思います。

それから文化の振興ということでのお話がありました。議員から福祉の充実と文化の振興というのは一対のものであるというようなご意見であったというふうに思います。これまで置戸町の、私どもの先輩の方々、いろいろと築いて来ていただいた置戸の社会教育活動であり、また図書館活動であります。その活動が間違いなく置戸のこの町民生活にいろんな意味での潤いを及ぼしてきたと言いますように、そういうものであったというふうに思います。このことが文化そのものだというふうに私は思っておりまして、今後とも現状というものを低下させることなく、さらなる振興発展を図っていききたいと、このように思います。

それから4点目の人材育成のための社会教育のあり方、また行政職員の町づくりの取り組みについてということですが、社会教育では町づくりはひとづくりを基本理念にして人材育成も含めて様々な事業を行っているわけでありまして。

現在行っている事業等については特に触れませんが、厳しいご指摘もいただきました。評価はなかなか難しいとも言えると思います。物心両面において、何もかにもが不足している時代背景と今日のような非常にものの豊かさと言いますように、豊かな社会における今との比較というのはどう

でしょうか、比較する物差しによっても大きな違いがあるのではないのでしょうか。しかし、もう少し迫力をもって、パワーをもってという期待であろうと、激励であろうというふうに思いますので、そうしたことについて私の方からもというふうに申し上げておきたいと、このように思います。

それから人口減少あるいは少子化、そういうことに伴って、この社会教育団体というものの会員がだんだん減ってきていると。また役員の担い手が不足しているんだということも現状としてあるというふうに思います。また、時代背景というものの、個の時代と言われるように地域の絆が弱まっているんじゃないかという思いもないわけではありません。そうした意味では社会教育のあり方というものも変化が求められているんだろうというふうに思います。

これまで築いた事業あるいは社会教育のあり方の良い面というのは当然ながら継続していくわけでありまして、特定のテーマで活動を進めているNPOあるいはネットワーク型の組織、そうした新しい方法も今後の検討課題の一つであろうというふうに考えているところであります。

しかしながら、最も重要なことは人と人とのつながりというものを深めて地域のコミュニティーを活発にして、さらには地域の課題解決をみんなで協力して行っていくための人づくりというのは欠かすことのできないことでありますので、そうした基本的な視点と言いましょ、重要なことは忘れることなくと言いましょ、新しいものに挑戦をさせていきたいと、このようにも思っているわけでありまして。

それから町職員の職場を離れて一町民としてまちづくりに取り組んでいく意識の向上ということでありまして、職員は町内に居を構えて、それぞれの自治会に籍を置いて地域活動に参画をしているというふうに認識をしているところであります。また、趣味や特技を生かしたスポーツ、あるいは文化活動にも加わっておりまして、中には役員などを担って、その町内会・自治会の中心的な役割を發揮している職員も多いというふうに思っております。

3年ぐらい前になるとと思いますが、私の職員への仕事始めの挨拶でこんなことを申し上げております。この場所で申し上げておりますので、そんなにその時に言ったことと違いはないと思いますが、時として老人ホームを社会福祉協議会に移行させるという、そういう時期でもありましたので、3年くらい前だったと思います。私は社会にと言いましょ、社会変化に柔軟に対応できる心構え、そして仕組み、制度というものを作っていく必要が今あるんだというふうに申し上げたと思います。その時に同時に自分たちの日々の業務を行う際に、仕事上のプロセスと言いましょ、そういうことを意識して、時にはその仕事を楽しむこと、あるいは本来の仕事の中で喜びを見出すということも大切だということも申し上げました。さらに、行政の仕事が人のために役立っているということを忘れないということも重要なことだというふうに申し上げたというように思っています。

議員からお話がありましたけれども、私は表現は少し違いますけれども、だいぶ違うかな、違うかもしれませんけれども、期待するところは同じだというふうに思っております。ご質問が難しいがゆえに少し長い答弁になってしまいましたけれども、町職員はもとよりであります、これまでのこの歴史に学び、そして平成27年、これからの101年目の新たなステージに立つことを喜びとして、議員の皆さんそして町民の皆さんとともに作り上げていきたいと、そのように思っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 答弁の冒頭、100年の時の長さについてお話をいただきました。

確かに１００年先の話をここでとやかく言っても、本当に先程言ったように雲をつかむような話かもしれせん。特に、これから科学の発達によって世の中もどんどん変わっていくと思います。ただ、１００年、たしかに長い年月ですけれども、私置戸に生まれ育ってすでに７０年が経ちました。１００年まであと３０年しかありません。自分は太平洋戦争もまっただなかに生まれて、激戦地から離れた田舎ということもありますけれども、今この生まれた、物心がついた７０年前から現在まで、それほど夢を見るような長い年月では決してなかったかなと思います。私そのせつかく１００年を今迎えるにあたって１００年先をとったのは、決してその夢をつかむような話ではなく、あまりその行政を進めるにあたって足元ばかり見つめていくと、ふと目を上げたときに、それはえらい世の中が変わってはいないかなと、そんな危惧を持ってこの機会に一般質問をさせていただきました。

具体的にいちいちどうこういう質問ではありませんけれども、今その答弁のやりとりの中で２、３、ちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけれども、農業に関しては国の補助金を得ながら町としても土づくりなり施設の設備なり、日々年々町費をかけて農業経営に努力をしている方たちに対する応援は重ねているわけでありますけれども、ただ、それを重ねていって、まさに先程言ったように、ふと目を上げたときに農家経営者がほとんどいなくなってしまうんでないかなと。最近でも経営に十分ゆとりのある方でもやめていってしまう、そんな現状をどうしたらいいのかなと、なかなかその解決策はないと思いますけれども、やはりその早くから叫ばれている法人化なんかも、これから真剣に当事者同士に任せるのではなく、農業団体あるいは営農者たちと行政が真剣になって取り組んでいけば、離農者を少しでも防げるのかなと、あるいは新規就農もそこへ入って来れるのかなと。

先程国の特区による規制緩和の話も町長から詳しくいただきましたけれども、たしかに北海道農業は全国の農業と違って、国が考えるほど甘いものではないんでしょうけれども、やはり近隣町村あるいは道全体としてどうあるべきかということを、現実を見つめながら国に、北海道に向けた施策を取り入れていくような強い圧力をかけていく必要があるのではないかと、そのように感じました。

また、林業についてはやっぱり放置されている国有林、裸山。最近では民有林も随分増えてきたんですが、民有林のそういう手をかけていない対策をどうするのか、あるいは国有林の荒れたところを本当に国と折衝してですね、真剣に取り組んでいく必要があるのかなと。これはなかなか大変だと言いつつも、やっぱり今取り組んでいかなければ手遅れになってしまうのかなと、そんな感じでおりますので、とりあえずこの２、３再質問をさせていただきましたけれども、答弁をいただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 農業関係でありますけれども、非常に難しいと言いましようか、率直に申し上げまして、国の農業政策に基づいて農業経営をやっているというふうに言っても決して過言でないと思います。それがどうなのかということが今問われているんだろうというふうに思います。いろんな農業経営をやっていくために、あるいは農業が持っているいろんな機能と言いましようか。大きく言えば国土を守っているということにもつながっていくんですけれども、そうしたことを含めてあらゆる面で国の農業政策が展開をされているということです。それに基づいて、それぞれ個々の農家が経営をやっているということもこれ事実だと思います。

私は将来にわたって農業者、農業経営者がいろんな、先程もいろんなことを申し上げましたけれど

も、そうした中で戸数は減っていくであろうというふうにずっと思っていました。まあ残念ながらそういう状況にあると思います。そうした中で離農しない人たちにもある種勇気を与えたいと言いましょ、これから頑張ろうじゃないかという思いを持っていただくという意味合いも含めて、新規就農で酪農家2人誕生させました。いろんな支援もしましたし、国や北海道の支援も仰ぎました。しかし、一方では全く心配もしていない、経営的にも、また将来にわたっても心配することの必要性がない酪農家の人たちが突如としてやめていく。もちろん事情があつてのことですけれどもやめていくと。私の想いとしてはせつかく二つの酪農家を誕生させたにもかかわらず、いとも簡単に2戸だとか3戸だとかってやめていかれるというのは本当にじくちたる思いです。

しかし、今日の社会総体を考えると、こういうことというのはこれからもやっぱりなくなっていくんだらうなと、繰り返していくことなんだらうなというふうに思っています。そうしたなかで、できるだけ離農者を出さないとか、少なくするというところで申し上げますけれども、やっぱり家族労働と言いましょ、これにはやはり一定程度の限界があるんじゃないかというふうに思います。これは冒頭申し上げましたように、日本の農業政策というものが今後どう変わっていくのかということもやはり大きく関係してくると思います。また、心配もまたしなければならぬ大きな要素だというふうに思います。後継者の問題だとか、農地の流動化の問題だとか、いろんなことがあると思います。

先程、コントラクターの話もしました。必ずしも農家の人から自らハンドルを握って畑を耕こしたり、圃場を作ったりしなければならないというものではないんでないかというような、いわゆる労働の分業化とか、そんなことも含めて今まで以上にこうした問題に正面からやはりとらえて、そして考えていかなければならない、そういう状況にあるんじゃないかというふうに思います。

しかし、先程来申し上げておりますように、皆さん会社の社長ですから、その社長がなかなか従業員に徹するというのが難しいことだというふうに思います。そこで、やはり覚悟が必要だというのはそういう意味も含めて申し上げたわけです。

それと、特に酪農家の人たちについて言えば、やはり生き物を飼っているわけでありまして、そこから生産をしている牛乳あるいは子牛等もそうありますが、365日そこから離れるわけにはいかないという、この現実も抱えているわけでありまして。もちろん、ヘルパーのそういうような組織もあります。ありますけれども、私は基本的にもう少し酪農家の人たちも自分たちの時間をもう少し増やせるような、そういう仕組みを考えていかなければならないとなかなか後継者、後継者と言いながら、あるいは担い手を何とかしなければならぬと、言葉だけでやはり進んでいくんじゃないのかなと、本当の意味でのやはり後継者対策というのは今申し上げたような、もう少し酪農に関わっている人達にとっても自由な時間をつくれるような、そういうようなものを明らかにするなかで、先程申し上げたような集団での経営と、あるいは法人化というようなことも含めて議論していく必要があるんだらうと、このように思います。

日本の農業というのは今申し上げたような仕組みで、制度で進んできているわけでありまして、なかなか難しいと思うんですが、諸外国の中では、ヨーロッパやオーストラリアの方では、この農家の所得というものがだいたい90%くらいは国の方できちっと制度的にもそうですけれども、きちっと対策が明確になっているということもあります。

ただ、いいところだけとってどうだこうだというふうに論ずるわけにはいきませんが、日本の耕地面積の100倍、ものによっては300倍、500倍も持っているような農地で生産しているものと価格で勝負するなんていうことは到底不可能なわけでありまして、先程の答弁でも申し上げましたけれども、まさに今申し上げたようなことが間違いなく俎上に上がっているであろうTPPの問題というのは、やはり北海道農業ばかりじゃなくて、農業をやっている日本全体にも言えることだというふうに思いますけれども、今私どもの町で展開しているようなことだけで本当にどうなのかという、まあTPPの行く末はともかくとしても、将来にわたって置戸の農業として、置戸の農業者の人たちをどういう形にすることがこれからも生き続けていける、経営としてやって行ける、そういうものを今これをある種契機として考えていかなければならない、そうした今時期なのかなというふうに私なりに思っているところであります。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 今酪農家の人たちの生き物を扱っている話が出ましたので、余談でこの時間を使って申し訳ないんですが、昭和54年に町の助成をいただきまして私たち3人でヨーロッパに視察にやらせてもらって、その中でフランスの人たちが週末になると土、日を利用して波のように自分の住んでいるところから南フランスの地中海沿いにバカンスに出かけると。ただ、今言ったように鶏を飼っているとか、牛や豚を飼っている人たちは手を離さないで、非常にあの昭和54年の話ですから、非常にこの人たちは裕福なんですけれども、そういう余裕がないので非常に嫌われて担い手がないんだと。それで今研究しているのが日曜日には牛を搾らないでいい牛と、日曜日に卵を産まない鶏、当時馬鹿みたいな話で聞いてきたのですけれども、今になって考えると、実際そういうことは無理としても、酪農ヘルパーだとか、今町長から答弁いただいたようなコントラクターの制度として酪農家もだんだんと楽になってきたのかなと、そういうふうに思っております。これはちょっと余談で申し訳ありません。

それで国有林の話はちょっと答弁いただけなかったのですが、改めて答弁をいただかなくても国有林を抱えた同じような自治体とやはり足並みを揃えて、やっぱり何回も何回も国に相談と言いますか、地元に任せと、そういうことで進めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

だいぶ時間がなくなってはきたんですけれども、産業振興の中で高齢化を迎えて、新しい産業として福祉産業の導入をとということでお尋ねいたしました。かなり以前の一般質問でも置戸町でそのことで増設したいという話があったんですけれども、そのやりとりの中で、どうも増やすことによって介護保険の保険料に跳ね返ってくると、その心配もしなければならぬということではなかなか難しいのかなという話も伺っております。

しかし、これからは就労の場ということも含めて、あるいはお年寄りの介護ということも含めて十分策を持っていかなければならない時代が来ていると思うんですね。先立つものはとっばじめに私が質問をしましたけれども、やはり先立つものは金であり、やっぱり無い袖は振れぬということになりますので、昨年の9月に私、福祉基金の創設を提案しましたが、今国保をはじめ、あるいはホームの方にも基金があるから十分だという話を伺いました。ですけれども、それはそれとして、やはり今みたいなようなことになったときに保険にこのまましているお年寄りたちが負担を少しでも軽減するために、その時のために基金が必要なのかな。先程佐藤議員とのやりとりの間で、町長は今の

基金の現在高を蓄めていただいたのかなと、そういう答弁をいただいたんです。確かに今、置戸町は十分にその余裕があります。しかし、その余裕も町長が言っているように、事業を進めることによってわずかな金額にしかないんだということで、やはりこんな話町長に対して大変失礼なんですけれども、これは行政でも一般家庭でも同じだと思うんですが、やっぱり目の前に金があればね、どうしても余分に手をつけてしまうんじゃないかなと思うんですよ。町長にはそんなことはないと思われられるかもしれませんが、やはり目の前のお金、余裕なお金よりも、ちょっと無理してでも、将来の例えば学資資金だとか一般家庭で言えばですよ、特別な基金に積んでおけばそれはちょっと今手をかけてはまずいと。本当にこれは行政と各個人のお金の話とは別なものでしょうけれども、やはり将来に向けた基金が僕は必要でないのかなと。

昨年の１２月、商工基金の創設もお話しましたが、やはり何かあったときに行政として十分応援するんだからというのではなくて、やはりそういう基金があつて、ああ置戸はそういうことをやってるんだからという、そういう希望を持たせるような、そんな基金が必要ではないのかなと思うんですけれどもどうでしょうか。

○佐藤議長 会議の途中ですが、申し上げます。１２時になりますが引き続き会議を続けます。

町長。

○井上町長〔自席〕 介護保険料の話も出ました。また国保の関係についても出ました。介護保険料、置戸は低いと思います。低いですが、保険料は低いですがサービスが同じように低いかといったらそういうことはないと思っています。

介護保険料、今この場所で言うのは適切かどうか分かりませんが、将来には、近い将来です。近い将来にはやはりこの介護保険料、見直しをしなければならないと思っています。それだけのサービス提供ももちろんありますし、将来この会計が安定的に将来にわたっても続くためにはそういう見直しも必要であろうと、こういうふうに思います。

国民健康保険の関係についても基本的には加盟している人たちがそれを負担してもらうという考え方に変わりはありません。変わりはありませんけれども、対策としてやってきました。そんなことを考えますと、積んでる基金が私はあんまり今細川議員から言われるほど基金がこれだけあるから仕事をやりましょうとか、あまり私はないです。むしろ必要な事業だから事業メニューにいろいろあげて検討し、そして財源対策としてどういう形がいちばんいいのかというなかで、この基金の問題も考えるわけです。できるだけ、これはまあ一般家庭にすると貯金ですから、できるだけ出したくないというのが基本的にはそこにあります。そこにありますけれども、この貯金が沢山あるから事業をやりましょうかというよりも、むしろ今みたいな必要な事業だからいろんな財源対策をして、状況によってはその基金から取り崩してそれを使うというような考え方があります。

それから林業の話、ちょっと答弁を忘れておりました。昭和３９年、１９６４年に森林の自由化になりました。本当にこれで日本の林業というのが大きく変わりました。関係者と言いましょか、林業関係者の人たちが本当に苦労してきたと思います。今日でもそのボデーブローみたいなことがやっぱりずっと続いていてと思います。しかし、近年少しずつ状況は変わってきたように思います。それは輸入材との関係だとか、道産材のこの北海道としての力の入れ方だとか、国産材もちろんそうでありますがけれども、そうしたひとつの政策の中で少しずつ変化というものが出てきたんでないのかなとい

うふうに思います。

しかし、いずれにしても、やはり循環型の森林整備でなければいけないというふうに思いますし、そのための政策が必要だということになるわけでありますけれども、基本的にやっぱり材を使うということが基本になればならないと思います。先程佐藤議員の時にも申し上げました。私は可能な限り、特に公共施設をつくる場合、建てる場合、あるいはいろんな施設を直す場合、最大木を使いたいというふうに申し上げましたけれども、業界の人たちからすると、それは本当に小さいことかも知れませんが、しかし基本はそこにあるということで理解もしていただきたいと思いますし、木材関係者の人たちにとってもそういうことで協力もお願いしたいなと、そんなふうに思っているところであります。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 昼食時間になって申し訳ないんですが、最後にもう一点だけ。あの職員教育と、それから文化の発展ということで、去年の9月に一般質問を、文化をどのように考えているかということで3点に絞って話をしました。その中で置戸タイムス、この60年に及ぶ置戸町の文化の殿堂と言ってもいいくらいの置戸タイムスが、最近の人口減少とそれから業者の減少による広告収入の減によって存続の危機に陥っているよと。そんな話の中でやはり僕は町職員もですね、全員がこのタイムスを購読して、置戸タイムスを利用しようと、それくらいの皆さんの意気込みが必要でないと、そんなことで話をいたしました。その後町長が職員に例えば、お前ら、お前らとは言わないんでしょうけれども、タイムスをどう考えとかね、やはりみんなで購読して置戸の文化をもり立てようと、そのような話をなさったのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 置戸タイムスがある果たしてきた役割と言いましょうか、それはもう私が今更申し上げるまでもない大きなものだというふうに今も思っています。そうした中で行政がいろんな形で置戸タイムスに出していた広告の集約化といったらいいんでしょうか、より有効な形で年間を通して考えられるような対応と言いましょうかね、そんなことも含めてタイムスとも協議をしながら一定の方向を決めました。職員にタイムスを購読しなさいと、取りなさいというのは、すいません、まだ一度も言っていないです。一度も言っていないけれども、やはり置戸の町でのいろんな動きというのがタイムリーに情報として知らせていただいているということも含めてありますので、一度職員には言ってみたいなというふうに思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 個々の生活に関わることでありますから、まあ強制的なことではないでしょうけれども、まあ教育の一環としてですね、まあ月700～800円、年にしても1万円前後の金額ですから、まあ置戸の町の中では一番の高給取りの職員の皆さんですから、そうそう強制的なものではないのかなと思います。

いずれにしても、今回の私の質問は個々がどうのこうのという質問ではありません。100年先を見据えた、そして今の足元を見つめてどうするのかということの質問であります。今井上町長大変頑張っておられますけれども、未来永劫井上町長がこの行政のトップとして務めるわけにはまいりません。できるだけいい形で次にバトンタッチしていくようにと、例えば置戸町のいちばん奥の鹿ノ子

ダムの奥に小学校があったということですね、置戸町3,000人の住民の中で、今どれくらい分かっている人がいるかなと。これ本当に100年も経たないわけでありますから、将来100年後の後世の人がですね、昔ここに置戸という村落があったんですよと、そんなことにはならないように一つ今その第一歩を踏み出す井上町長に覚悟を持って行政に取り組んでいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長　しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	12時07分
再開	13時00分

○佐藤議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番　小林満議員。

○2番　小林議員〔一般質問席〕　通告にしたがいまして町長に質問したいというふうに思います。

ふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税は2008年地方税法の改正によりまして、居住地以外の自治体に当時は5,000円だったんですけども、今は2,000円を超える寄付をいたしますと、金額に応じ居住地に納める個人住民税と所得税が控除される仕組みでございます。

全国の都道府県と市町村に寄せられた寄付は平成12年度は96億円、特産品等を送っている自治体は約半数に上ります。道内の自治体179市町村のうち、特典を設けているのは58市町村、約3分の1になります。道内の市町村のふるさと納税の寄付総額は年々増えているように思います。道によりまして、平成12年度は8億2,000万円と納税制度が始まった2008年に比べて7割も増えたそうでございます。今年度はさらにそれを大きく上回るだろうというふうに言われております。そこで次の4点について質問いたします。

一つは置戸町のこれまでのふるさと納税の実績について伺います。二つ目は町のPRはどのような方法で行ったのか。三つ目は寄付した人に対し特典を何らかの方法を考えたことがあるのかどうか。4点目は今後町のホームページを更新するだけではなく、手軽にふるさと納税ができるようなPRをすべきと考えますが、町長の考え方を伺います。

○佐藤議長　町長。

○井上町長〔登壇〕　ふるさと納税についてのご質問であります。ふるさと納税につきましては国あるいは地方自治体、あるいは日本赤十字社、特定公益増進法人ということでありまして、その他北海道共同募金会、広域の財団法人等ですが、これらなどに対して寄付を行った場合に所得税あるいは住民税の所得控除、また税額控除の対象となっている寄付金控除制度の一つとして、ご案内ありましたように平成20年度からスタートしたものであります。制度そのものが変わったということではなくて、生まれ育った町、そしてお世話になった町、大好きな町に少しでも貢献ができるようにということで、寄付した方の思いというものを税制に反映をしたというものだと思います。現在、2,000円を超える寄付の場合、所得税や住民税が控除される仕組みについては議員からもお話のとおりであります。

一般的な例で申し上げますと、寄付金額が3万円の場合、2,000円までが寄付者の負担ということになりまして、残りの2万8,000円が所得税及び住民税で還付あるいは税額が減額されるというような仕組みになっております。

ご質問の置戸町のこれまでの実績であります、平成20年の制度開始から現在まで156件。約4,200万円のご寄付をいただいております。直近の年次で申し上げますと、平成23年が26件で586万円。24年が14件で329万円。平成25年が22件で655万円となっております。

次にふるさと納税のPRについてであります、制度開始以降ホームページに案内しておりますが、その他では札幌置戸会、ふるさと会であります、これが開催された際にふるさと納税のPRをお願いしたりと、また私からもご挨拶を申し上げたときに、このふるさと納税について申し上げたこともございます。また、寄付の問い合わせあるいは申し込みがあった際には、このふるさと納税について説明を行っているわけではありますが、それ以外のPRについては特に行っておりません。

議員から手軽な納税の方法を検討すべきとのご意見をいただきました。近年はインターネットによるクレジット納税と言うんでしょうか、あるいはコンビニでの納付なども可能になっておりますので、内容等の調査あるいは研究も進めてみたいと思います。また、本町では特産品のプレゼントは行っておりません。

新聞テレビなどではふるさと納税を利用した節税対策の記事あるいは特産品のプレゼントにより町の知名度アップあるいは農産物の販売に貢献して、結果として地域振興に大変役立っていると、そういった事例が紹介されております。制度開始当時、本町におきましても特産品などの贈呈について検討した経緯もありますが、ふるさと納税というのは純粋な気持ちでふるさとを思い、あるいは思い入れのある町を応援したいという、そうしたことを考えている方々のある種主体性と言いましょか、そういうことでの税制面で優遇するという制度だというふうに思います。

現時点では寄付本来のそうした精神を大切にしたいというふうに考えておりますし、特産品などの特典と言いましょか、そういうことで結ばれる関係というよりは、むしろ置戸の魅力などというものを定期的に情報提供しながら、引き続いて置戸町に対する思いだとか、あるいは支援というものを継続していただけるような、そんな寄付者との関係づくりに努めていきたいと、このように考えているところであります。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 回答としてはですね、非常にいい回答だったのかなという感じがしますけれども、もうちょっとですね、突っ込んでいただいてですね、先程町長が言ったようにクレジットの方法もあるというようなことも今言われておりますけれども、これらについてもですね、もっとこう研究する必要があるのかなという感じがしてます。

平成23年の12月にですね、地方自治法の施行令が改正になりまして、寄付金の収納は民間でもできるようになりました。北海道においても平成12年度についてはコンビニに納めるように委託事務が進められるというふうに行っておりますので、その辺もですね、もっとこう研究する必要があるのではないかとこのように思いますので、その辺も十分に検討していただきたいなというふうに思っています。

ある北海道でもですね、まあ十勝管内ですけども、平成13年の1億8,400万円というもの

すごい数字のところの町村もございます。ですから、ここはですね、年に何回でも寄付をいたしますと、その寄付によってですね、相当額を本人に返しているというところもございます。先程町長が言ったように本来の趣旨に合わないんじゃないかと言いながらもですね、この町の寄付者は9,900件ほどあったというふうに聞いてます。ですから、もっと地元ですね、そういう特産品を寄付した人に対してもうちょっとなんというかな温かみのあるものにしていったら、もっと寄付が増えるのでないかというふうに考えられますし、まあ綺麗事ですまないということはもちろんありますけれども、もうちょっと自治体の職員の知恵が試されるということもあるんじゃないかというふうに思いますので、再度のご答弁をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程申し上げましたように、クレジット納付だとか、あるいはコンビニでの納付の方法等についてはこれからもうちょっと研究したいと、このように思います。

まあ後段のことなんですが、基本的に私あまり好きでないですよ。さっきもお答えしましたように、やっぱり納税するというのは、しかも町を離れている人たちが置戸の町、文字通りふるさに対してという思いというのは、私はまあそれを最大尊重したいというのか、気持ちを大事にしたいという、むしろそういうふうに思っているところなんです。

確かにそのことによってたくさん税金をふるさの方へ送ってくれるというのも確かにいろんな考え方の中にそれは一つとして当然あると思います。あると思いますけれども、本当にふるさを思うというのはもっと違うんじゃないのかと、私はどうもそういうふうに思っているものですから、なかなか議員がおっしゃられるような、まあなんて言うんでしょうかね、ところまで踏み込めないという考え方をもっているところです。まあ、そうは言ってもという部分も多分あるでしょうから、まあいろいろさっきの納付の方法等も含めてであります、いろんな方のご意見も伺いながら検討していきたいと思っていますけれど、基本的には今申し上げたようなのが私のこういう、このふるさと納税に対する思いであります。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 はい、以上で終わります。

○佐藤議長 3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして町長に伺います。

まず、気象変動に負けない農業の確立に向けた対策について。実は、去年の3月の議会でも流動化についてと言うことで前段で置戸の24年産の組勘の状況なりお話しましたが、本年の状況についてもお話したいと言うことで、置戸の農業は昨年、一昨年と2年間にわたり異常気象により農家経済は大変厳しい状況になりました。特に、平成25年は、季節外れの降雪により植付け作業に遅れが生じました。5月初めからの長雨により巻きつけ作業が5月後半までずれ込み、更には、6月以降には、6月後半からは干ばつによる生育不良となり、平均的には反収は大きく減少いたしました。大まかではありますけれども、昨年の生産の状況をお話をさせていただきますが、秋まきの小麦では約9俵、春まきの小麦では7俵、甜菜、ビートでは4.8トン。食用芋で1.6基。種で1.7基。加工用で2基と言うことであります。玉葱では、平均の3基と言うことで大きく平年を下回りました。畜産では、前年対比98%と言うことで、離農された方々の分をカバーするには至りませんでした。特に、

玉葱は春の遅れと夏の干ばつを大きく受けました。最高では3.5基。平均、最低で2.5基と言うことで、平年4基以上、5基近い耕作者であっても3基以下の人もいるわけありまして、かなり豊かな耕地でさえも昨年の気象情報には勝てない結果でありました。ただ、玉葱は価格的には高値安定で推移をしております、単年の収支では昨年より1億3,000万円上回っておりますが、小玉傾向であり26年の追加生産は大きくは望めないと言うふうに思います。

そこで、25年産の組勘の整理状況について、お話をしたいと思います。置戸町の農業者111戸の内、年末マイナスで終了したのは45戸であります。畑作農家で31戸、昨年と同じであります、1億867万円のマイナスで、平均で350万6,000円。畜産農家では14戸、3,654万8,000円と。1戸当たり261万1,000円であります。45戸で1億4,522万4,000円と言うことで、前年より1億円程度少なくなっておりますが、畜産農家に対しましては、セーフティネット資金と言うことで、6,000万円が10戸に対応されております。マイナス農家は、前年並みと言うふうに思います。それから、きたみらい独自の信用事業における階層区分においては、置戸町では、A階層では前年対比12戸減少しております、全体の中の61.3%、68戸と言うことになっております。B階層では、24戸。6戸増えております、C階層、いわゆる要注意農家でありますけども17戸、9戸の増加と言うことになっております。D階層、E階層については、それぞれ1戸と言うことになりました。D、E階層は、それぞれ減少になりましたが、合わせてA階層も12戸減少となっており、全体的には厳しい状況になりつつあると言うふうに感じております。

昨年の異常気象による各作物の反収減は、きたみらい全体ではありますが、玉葱においては、一部地域においては、灌水施設の活用により平年に近い収量を確保している生産者もあります。本年、きたみらいでは気象変動に負けない農業の確立プロジェクト会議と言うものを立ち上げました。まだ骨格の状態ではありますが、例えば、交換耕作の希望の取りまとめであったり、過去の播種時期による収穫の差のデータを示していると、少しずつ動き出しております。特に灌水の効果についてのデータ等も示されております。そこで、かつて置戸町春日地区に灌がい用ダムの建設についての意向調査がありましたが、実際、実施には至りませんでした。近隣では、相内地区における富里ダムからの灌がい施設があります。また、温根湯、留辺蘂地域の灌がい施設は、57戸、760ヘクタールで、総工費25億9,000万円で、現在、可動をしております。灌がい施設の整備には、1,000ヘクタール以上の耕作地と合わせて水利権の問題、膨大な費用の問題など、現状で置戸町では不可能であると言うふうに考えます。そこで、比較的簡単に取り組める対策として、灌がい用の井戸があるわけですが、井戸の設置についての規制については、法律、条令とも規制の網にかかっていないため、手続きは不要であります。

工事費については、近々では釧北の哺育育成センターでの例がありますが、事業費までの確認はしておりません。補助事業については複数人での事業はあると言うことでありますが、水が出ると言うことの証明が前提であります。ただし、井戸の設置に対する補助はありません。これらの地下水のデータについては、北海道地質研究所にはあると言うことであります。利用者の意向もありますが、かなりの費用が必要となる事業でもあり、一度調査をしては如何でしょうか。このところの異常気象も何年も続くと異常と言えない状況になってきております。気象変動に負けない農業の確立のためにどのような対策が必要か町長にお考えをお聞きいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 気象変動に負けない農業確立に向けた対策と言うことでありますが、25年の生産あるいは状況について縷々お話がございました。きたみらい農協が今年度よりスタートする第4次地域農業振興方策の中で、「土づくりと基盤整備による土台確立」と言うものを目標に掲げ、この異常気象による作物の収量、或いは、品質の低下を招かない農業を目指して、プロジェクトチームを立ち上げて取り組みを強化していくと言うことは、担当の方からも報告を受けているところであります。その資料を拝見しましたが、今更という訳にはいかない最近の農業情勢と言いましょうか、農業者にとって基本となる土づくり、あるいは基盤整備による優良農地の保全を柱として早期に播種、あるいは定植、透水性、保水性の向上、輪作体系の確立、これらも確実に行っていくと言うことが重要だと言うふうに思うわけでありまして、この資料に明記されているように、改めて私もそうだなと言いますか同感するところであります。

置戸町としてのプランと言うことでのご質問であります。現時点においては、町として特にプランを持ち合わせて、或いは、立ち上げると言う状況にはありません。基盤整備の推進、そして、土づくりと言うのは、当然ながら異常気象の年ほど圃場間で畑のそれぞれのところでの格差と言うのが明確に現れてくると言うことは事実として農業者の人達は皆さん認識しているところだと言うふうに思います。

これらの基本施策、「置戸町総合計画」でも又「農業基盤の強化の促進に関する基本構想」においても、既に取り組みを実施しているところでもあります。今後においても農業経営者の皆さんもちろんでありますけども、農協とも連携しながら農地の地力維持、或いは、強化に力を入れていきたいと言うことについては、今までも、そしてこれからも変わらない考え方であります。

そこで、畑かん施設の整備に関するご質問であります。議員からお話がありましたけれども、過去において、常呂川上流地域の水利開発について、平成2年に国、北海道、置戸町、訓子府町、農協、土地改良区からなる「常呂川水系水利開発促進協議会」を立ち上げまして、畑かんについて国営事業の実施に向けて、平成6年度に新規地区として調査に着手した経緯がございます。いろいろありましたけれども最終的には、置戸町も訓子府町も同じだったのですが、この畑かんを整備することによっての事業効果と言うのは、当然皆が分かることなのですが、しかし、実際には相当な投資と言いますか事業費が大きくかさんでくると言うことと合わせて、ランニングコスト、それから、実際に供用開始になるまでの期間が非常に長いと。もっと平たく言えば、整備はお父さんがやったのだけでも、実際にお金を払うのは息子さんだと言うような空気も率直に言っておりまして、実現しなかったと言うのが平成6年に立ち上げた調査の結果であります。

当時も対象農家っていうのが19戸ぐらいありましたけれども、最終的に参加しようという農家というのは、その内の8戸でした。面積的に言えば76ヘクタールぐらいでありまして、今申し上げましたように、最終的に実施することは難しいなと言うことになったわけであります。

そこで議員の方から、簡単な方法として井戸というご提案がありました。私共としては、オホーツク総合振興局に確認したわけではありますが、補助事業において井戸本体については、現在、補助メニューには入っていないということでもあります。ただ、配水施設の整備等については、一定条件になりますけれども、施設の規模、受益面積、これらがクリアしていけば可能であると言うような回答も頂

いているところであります。しかし、どうでしょうか。確かに介意なことですから、一見、井戸もいかなと言うふうには思うわけでありませうけれども、これからの農業経営において低コスト生産ということが大きな課題になってくるだろうなというふうには思うわけでありませう。そうした中で、井戸水とは言っても、この建設コストあるいは運転コスト等も総合的に検討していく必要があるのだろうなというふうには思います。

今ここで井戸が良いとか悪いとかっていうお答えはできませんけれども、いずれにいたしましても、この畑かん施設の整備については、多くの建設費用、或いは、維持管理費というのがかかってきます。やると言うことになりましたら、行政としても一定程度の支援は考えたいというふうには思っていますけれども、まず、個々の農家、農業者の人達の、いわゆる自分のところの農業経営と直接関わってきますので、その農業者の意欲と決意と言いましませうか、こういうものが前提に出てこない、なかなか行政がやれやれと言うわけにはいかないと思います。最近、気象状況が大きく変化してきましたから、この平成6年で国営事業でやろうかって立ち上げた時とは少し違ってきているのかなというふうには思います。ただ、豊住、川南も入るかもしれませんが、ある種、玉葱を中心に作っている圃場と言いましませうか、この辺になるとやってみようかって言うか、やろうかって言うふうには盛り上がってくるんじゃないかなというふうには思いますけれども、そこから離れる部分については、もちろんそちらの方も必要になってくるということになると、井戸のことは別に言いますと、ファンポートだとかそう言うことの施設整備も当然必要になってきますから、そうなってきた場合に、本当に積極的に畑かん事業を進めようじゃないかというふうには合意形成が成り立っていくのかどうかというのは、なかなか難しいところあるかと思ひます。常元の方のダムはいろんな経緯があつて、やらないと言ひますか、つくらないと言ひことになってきましたけれども、鹿ノ子ダムの方について言へば、水利権を申請する権利は持っているんですよ。105ヘクタールぐらいだったと思ひます。基本的には常呂川から水をあげますから、そういう意味では豊住地域って言うことになってくるのかもしれませんが、そう言う水利権を申請する権利だけは持っていると言ひことです。置戸だけじゃなくて訓子府、北見も同じように申請をする権利は持っていますけれども、実際には、なかなかそれを使ってやりましようかって言う、まだそこまでの動きは今のところ平成6年以降、農家の方から上がつてきている状況にはないと思ひます。行政の方でどうかと、井戸水の関係について調査も含めてと言ひお話がありましたけれども、農業者の人が自分のところ、或いは、周辺の農家の人達も含めて調査をやりたいと言ひような考え方があるんだとすれば、行政としても前向きに相談には乗りたいと、こう言ひいうふうには思ひます。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 井戸の関係については、今のところ大きな規制はないと言ひことで取り組もうとすれば、一番、手っ取り早くやれる方法かなと言ひことでありました。先程言ひましたように、畑かんの関係については、まず、1,000ヘクタールと言ひいうものを超えないと言ひことですし、置戸町において今現在、畑かんの対象になる部分、玉葱にしても約170～80ヘクタールと言ひことですし、その他、一般畑作含めてやるとしても、そんな大きな面積は望めないで、まず畑かんの関係については、非常に難しいかなと言ひことでありました。ただ、近隣では、温根湯、留辺蘂地域について、当初、76億7,000万円ぐらい、これは当初の意向調査を踏まえてやると

450ヘクタールぐらいですし、38戸ぐらいでも当初の予算でいくと、そのぐらいの費用かかるよと言う部分が、25億9,000万円。760ヘクタールと。過去、温根湯地域、それから、留辺蘂の地域にあっても水源がありましたので、水利権の部分についてはそういう部分で何とかクリアできただろうと。そう言うことで受益者との協議がまとまって平成19年にこの関係についての意向調査を含めてやって、昨年からでしょうか、稼働を始めたと言うことで、特に玉葱については、置戸は非常に全体の中でも平均反収からいくと、きたみらい全体でも3.2基ぐらいなのですが、3基と言うことで、総じて全体が悪かったと言うことなものですから、こういう状況が続いて、仮にも、もしこの地域だけがそういう状況で、価格にもそういう部分が反映しないで、去年はたまたま値段で少し救われた部分ありましたけれども、一昨年のような状況であれば、かなり最終的には組勤の整理の中でも厳しい状況が生まれたのではないかなと言うふうに思っています。昨年の組勤の整理の内容については、一昨年は個人の現金でありますとか、或いは、貯金を充当して、それにあてた部分がありますが、去年は臨時議会でも130万円の債務負担行為ということで、利子補給の部分で、あてて頂いておりますけれども、7,900万円の災害資金、それから緊急支援資金がこれにあてられております。それから先程言いました、セーフティーネット資金、6,000万円、これらも年末で畜産農家14戸と言いますけれども、これにプラスだと10戸の6,000万円、これが長期に変えられた部分がマイナスから年末では救われていますけれども、これも含めた去年と変わらない数字が今年も実はあったんだろうと言うふうに思います。

そこで、今お話ありましたように、気象変動に負けない強い農業づくりをするためのメニューと言うものを少し示して頂いて、そして、従来のような農業に対するそういう対策では、この数字は救えないと言うことですので、新たな一つの方法としていろんなメニューを考えていかなければ、全体がどんどん、特に今の階層区分でいくと、Aランクと言われる人達が、一気に12戸も減ってしまってその分がBランクなり、あるいはCランクにシフトしていくという状況は、全体の置戸のこれからの農業に対して非常に大きな不安になるということでもありますので、置戸町としても今のところ新たな対策としては考えられないということでもありますけれども、堆肥センターであるとか、あるいは置戸には半分の農家が畜産農家としているわけですから、その辺とタイアップしながら、交換耕作なり、そういうものをどんどん推し進めていって生産力を上げる、そういう対策を考えていかなければならないかなというふうに思っています。

作物別で言いますと、麦なんかも実は平均反収では9俵だと言ってますけれども、いい人は約12俵ぐらい取ってますし、本当に少ない人は4俵ぐらいしかない人もいるわけですね。この辺の差を何とか狭めていかないと、今後の置戸の農業というものも全体がジリ貧していつてしまうなど、そういう思いがありますので、是非、農協、行政がタイアップしながら新たな対策を何とか見出して、こう言うものに対する資金的な援助ももちろんそうなのですが、そう言う方策も更に考えて頂きたいと言うことであります。町長からは、いろんな意味で答弁頂きましたので私の質問はこれで終わりたいと思いますけれども、是非、その辺は農協と行政がタイアップをして新たな方法を見出して頂きたいと言うふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 組勤のお話、それから、数量的には落ちているのだけでも、価格の面で多少救わ

れて何とかかんとかになったと。しかし、全体を見た時には、なかなか厳しい農家経済なんだと言うようなお話がありました。資料も頂いておりますので、私もその辺のことは理解しているつもりです。ただ、今、総体議論だけでいいのか、やはり個々の農家の状況をきちっと検証して、そして、どうするという議論がそこに出てこなければ、なかなか好転をするということは難しいのではないかと。総論ではいろんなこと申し上げやすいのですけれども、各論という部分をきちっとやっていって、そして最終的に総体として良かったと。あるいは、こういう面について何か一工夫必要なことだよなというようなことに結びついていくんだと思うんですよね。やはり個々の部分と言うことになると、当然、農協がそこに積極的に関わってこないと、行政としてもなかなか難しいわけです。ですから、そう言う意味も含めて農協と連携を取りながらというのは、そうしたことを含めて申し上げたつもりです。

それから、先程、畑かんの関係で105ヘクタールぐらいと申し上げましたけれども、正確には、150.3ヘクタールです。ただ、これにも考える時間がありまして、1日当たり、12.5時間というふうに決められているようですね。ですから、24時間回しっぱなしというわけにはいかないと。このような制約もありますが、いずれにしても新規での灌がい用水利権ということになると、正式にそれを使ってやるということになると、改めてと言いましようか、新規で申請を出していくという手続きが必要になってくるということでもあります。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 いずれにしても底辺と言われる人達を何とか救わないと、全体が浮かび上がってこないということですし、行政と農協一体となってそういう部分に取り組んで頂きたいと思います。

○佐藤議長 4番 岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 一般質問は、大所高所に立つて行うべきというふうに議員必携にも書いてありますが、総合計画あるいは先程の100年先の置戸町を見据えてと、そういうような大変壮大な質問の中で、とても具体的な質問をすることを町長に大変申し訳ないなと思いながら、2点についてお伺いしたいと思います。

まず一つめですけれども、定住対策としての意味合いからお伺いしたいと思います。2月末での置戸町の人口は、3,201人とホームページ上で公表されております。ここ最近、3,200人程度で3,200人を切ったり、プラスになったりということで推移しているというふうに思います。

そこで、置戸町では現在、定住対策の住宅用の制度として置戸町森と住まいの支援補助金、また、住宅改修奨励金交付事業、この2本立てで定住対策、住宅向けにということで行っているということでございます。

そこで、ここに一つめ通告しておりますが、中古住宅を町内で購入する場合にも、ある一定の助成制度を設けてもよろしいのではないかと。いうふうに他町村を見ると結構中古住宅でも同等の助成制度を設けている町村が多くあります。最近、築10年ですとか比較的新しい住宅を是非売りたいというようなお話をちらほら聞くのですが、売り手側と相手側との金額の折り合わなさとか、そういったものが理由でなかなか買い手が付かないというのがあると思われまします。そういったものを埋めるためにも、また、中古住宅を購入した時に、そのまんま引っ越すということにはならないと思うわけで、

ある程度一定のリフォームをするですとか、そういうことも中古住宅を買う時には必要なのかなと。そういうためにある一定の中古住宅を購入時にも助成する制度というものを設けてはいかがかなと。ということで、そのことについて伺います。

もう一つですが、これは通告書を出した後に北海道新聞に出ていたことになるのですが、隣の訓子府町において空き店舗対策として、新規開業あるいは空き店舗を利用して新規に起用する人、あるいは法人に対して一定の補助を出すと。いろいろ調べてみますと、清里町で従前からやっている上限300万円の補助金制度というようなものを真似と言いますか、それに照らし合わせたような制度だというふうになっておりますけれども、こんなことも置戸町商工会としては必要なことなのではないかなと言うようなことでお伺いいたします。これは昨年来、商工会の理事会と町長とも何度かお話してお願いしたと言うようなこともありましたが、商工会の中でも何か話がうやむやと言いますか、決まりそうで決まらなかったり、分からないうちに終わってしまったというような状況がりますので、ここでもう一度質問をさせていただいて町長のお考えを伺いたいと思います。以上、この2点についてお伺い致します。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 定住対策としての中古住宅の購入、或いは、住宅付空き店舗の購入に対する助成についてのご質問でございます。

まず、中古住宅の購入に対する助成制度についてであります。いろいろ調べてみたのですが、全国的には実施されているという例は少ないように聞いております。そうした中でありますけれども、いくつかご紹介を申し上げたいと思います。まず、実施している自治体であります。定住対策の一環としての制度を創設しております。助成金額っていうのは低いのかなと思うのですが、北海道の中でやっているところを調べましたら、20万円程度なんですね。そういう自治体が多いようです。その他に、固定資産税をベースとしての助成、あるいは子どもの人数に応じた加算、又は、中古住宅取得のための借入資金の利子と言いましょか、これに対しての助成を行っている例というのはございます。

そこで本町の住宅施策であります。議員からのご案内ありましたけれども、新築住宅に対する森と住まいの支援事業、それと、平成24年度からスタートしました、住宅改修に対する住宅改修奨励事業というのがあります。これらはいずれも制度的には、平成27年3月までという時限立法でありますので、平成26年度中に、制度延長ということも含めて制度の内容について見直しを予定しているところであります。これまでの相談の中では、率直に申し上げまして、中古住宅あるいは建売住宅の購入に関する助成の要望っていうのは、置戸ではいただいていないとか、出てきていないという状況であります。中古住宅購入への助成を定住対策の一環として捉えれば、人口減少への対応策として有効な方策の一つであるというふうに思います。先程申し上げました、住宅施策の制度見直しの中で、この中古住宅の購入にあたっての問題についても検討していきたいと、このように思います。

それから、空き店舗対策としての助成制度であります。昨年の11月に商工会から「店舗部分に対する改修助成を検討してほしい」という要望をいただいております。また、12月20日開催の商工会役員との懇談会の席上で課題として挙がりまして意見交換を行ったところであります。

そこで、住宅部分と店舗部分に対する助成であります。店舗の場合と言うのは個人の事業資産に

対する助成ということになりますので、定住対策の側面から考えるということではなくて、商業の振興策としての検討が必要なんだろうと、このように思います。町並み整備事業によって、置戸の大通り商店街も大きく生まれ変わりました。更に、四季の花に彩られる中心商店街は、置戸の代名詞となっているというふうに思います。しかし、残念なことでありますけれども、近年、経営者の高齢化、あるいは後継者がいないということで閉店を余儀なくされるケースもいろいろと見受けられるような状況になってきているわけであります。福祉施策の一つとして、町が空き店舗を購入し、活用したケースもありますが、先程、訓子府町の話もありましたけれども、そういうケースもありますけれども、今後発生する全ての空き店舗を同様に活用していくということは、現実的な問題としては困難であるというふうに申し上げざるを得ないというふうに思います。

町としても、空き店舗を利用した新たな起業、或いは、異業種からの参入ということも大いに期待しておりますので、何らかの支援策は必要であろうというふうに思います。そういう意味では、商工会の方々の前向きな姿勢、あるいは商店街の頑張り、そういうことも期待しながら、関係者の皆さんの意見を十分拝聴して、この空き店舗対策の支援と言いますか、そうした制度についても検討していきたいと、このように思います。

先程申し上げましたけれども、12月20日に商工会の役員の方とも意見交換しました。私の方からかなり具体的にいかがでしょうかと、議員も出席されていたというふうに思います。かなり具体的にメッセージとして送りました。送りましたけれども、慎重なんですね。口を開かないことが一番良いようにも思わざるを得ないような感じだったと思います。私は非常にそういう意味では残念な思いでした。本当は、その時にもっと積極的なお話があれば、この支援策については26年度の当初から私はつくりたいと思っていました。だけど残念なことに、そういうような状況ではなかったというふうに思います。しかし、そうそう私も待っているわけにはいかないのではないかとというふうに、そういう危機感を持っています。ですから、26年度中には具体的にこういう制度について立ち上げるような議論をしたいというふうに思っています。27年の初めからこの制度を使えるようなものにしていきたいというふうには思っています。なぜ商工会の人達、あるいは商工業者の人達のご意見をなかなか出てこない中でも大事にしなきゃならないというのはなぜかと言いますと、私は町外からの輸入というか誘致もありだと思っています。しかし、その事を置戸の商工会としてどうなのかという、そう言うところまで発展していくと思います。ですから、本音の部分で言っていきたいというふうに思います。いろんな考え方あると思います。当然だと思います。当然だと思うのですが、自分たちのことであるという認識の中で行政の方にもお話をいただければというふうに思います。私も、訓子府町の訓子府新報見せていただきました。ここで言っているのも基本的には商店街の頑張り期待したいというところの始まりです。ですから、それは何も訓子府の商店ばかりじゃなくて、置戸の商店も同じようにその頑張りというものがあって多くの町民の人達がそのことを支えていくんだというふうに思います。是非、私も前向きにこの支援策を考えていきたいというふうに思っていますが、関係者の人達もそうした思いで、いろんな提案含めてでありますが出していただければ有り難いと思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 全く町長言われるとおりで、訓子府町も今回執行部側から提案する

空き店舗対策の事業というものは、商工会長の方から要望書が議会に上がってというような段取りをきちんと踏んで行政側が動いてくれたというような形で進んできたというふうに聞いております。置戸の商工会としてもきちんとそのあたり理事会通して、そういう強い意志を町長にお伝えして新しい制度を作っていただくと、そういうふうな段取りで進めていきたいと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。

また、先程の中古住宅の件なのですが、町長は全国的にそれほど多くないというふうに言われたのですが、ネットで検索したならばらっと出てくるんですね。僕が調べた範囲では、浦幌町ですとか月形町、すぐ出てくるんです。確かに、金額的に言えば本当に少ない金額で中古住宅の購入時の助成ということでやっていますけれども、金額が少なくても中古住宅を求める方にしてみれば、やはり多少のリフォーム代の助けになるだとかいろんな面で助かる。それをきっかけに住宅建てるまでもいかなければ、中古なら買えるなど言うことで中古住宅を買って置戸に住むというようなこともあるかもしれません。また、制度改正の中で考えていきたいということですので、その辺りも宜しくお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。先程、佐藤議員の方から、銀河線跡地利用、仮称ですけども木道プロムナード建設のことについては、岩藤に任せると、そんなような話がありましたので、ちょっと重荷に感じているのですが、端的にお聞き致します。

平成25年度の予算で実施設計計画の予算を270万円ですか、組みました。新たなパースを作って、ワークショップですとか、また、1月15日にはワークショップに見せたパースをよりシンプル、かつ、具体性に近いような形で議員協議会の中でも見せていただきました。僕自身の予想としては、新年度予算の中で実施に取りかかるのかなと思ったのですが、予算計上されておりました。どうして予算付けしなかったのかなといういろいろ考えたのですが、もしかすると1年延ばして100周年の記念事業とするのかなとかいろいろあるのでしょうかけれども、もしかするともっと町民の意見を聴く機会をその時間を設ける必要があるなというふうに町長がお考えなのか、その辺り分からないのでいつ行うのか、実施するのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 木道プロムナードの建設って言いましょうか、これについては一定程度という言い方が正しいかどうかですけれども、町民の方々、あるいは関係者のご意見、ほとんど聴いたと思っています。ですから、あとはいつやるのかということになるというふうに思います。しかし、26年度で実施をするというのは、まだこれからの実施設計と言いましょうか、詳細の設計のことも含めて考えると、ちょっと難しいなと。だからと言って年度途中で補正をして進めるというには、少し事業としても大きな事業ですから、年度途中で補正をしてということにはならないだろうなというふうに思っております。それと、この事業というのは、単なるそればかりじゃなくて、置戸の東西あるいは南北って言うていいのでしょうか、これを鉄道で分断されてきた地理的な問題、そうしたことが解消されて、これから文字通り、東西南北を一体的に考えて町づくりを進めていく必要があるであろうと。その時に一番最初には、この中心市街である木道の構想っていうのが一番最初に仕事としては進んでいくだろうなと、進めていかなければならないなというふうには思っています。思っていますが、その他の事業とも関連するものですから、それでこの1年、26年度については見送ったと言

いでしょうか、1年間他の部分についての検討も加えたいという思いの中で、この木道プロムナードが26年で着工しなかったと言う理由であります。

それで、この銀河線跡地の活用ということですが、本年度、置戸地区では、公営住宅の建設、それから生涯学習情報センター通り線の道路の新設工事、それから宮下町内における銀河線跡地の盛土撤去、これらを行いました。それから境野地区においては、跡地を活用して宅地造成を行ったところであります。そこで、この木道プロムナードの関係についてであります。本年度、基本設計を実施しました。議論のたたき台として作成した「市街地区銀河線跡地構想図」に対する、町民の皆さん方からのご意見を踏まえて、昨年7月に基本設計に着手したところでもあります。設計作業の中間点では、お話がありましたように、ワークショップ等も開催しまして、更なる意見交換の場ということも実施致したところでもあります。12月に基本設計を終えまして、議会議員の皆さんには、1月に設計概要について説明をして意見をいただいたところでもあります。銀河線跡地の整備につきましては、総合計画の後期計画においても重要課題のひとつとして捉えております。木道プロムナード建設エリアの他に、置戸市街入り口、それから盛土の撤去を行った宮下町内の跡地、そして森林工芸館を中心としたエリアの整備というのは、先程も申し上げましたけれども一体的に進めていく必要がございます。これら4つのエリアにおける事業というのは、今後の置戸の目指すまちづくりにも大きく関連をしていくだろうというふうに思います。

そこで、先程来申し上げてきております、事業に必要な財源対策の課題ということも当然あります。ふるさと銀河線跡地の活用と振興基金というものが当初約5億円ぐらいあったと思いますが、今、平成25年度末で約3億6,000万円ということになっております。現在、活用できる補助制度の他に、財源対策のある起債の活用についても検討を進めているところでもあります。補助制度では、道路整備あるいは公営住宅の建設などで活用しております、「社会資本整備総合交付金」が可能であるというふうに判断をしております。ただし、この社会資本整備総合交付金の活用にあたっては、予定する事業を総合的に掲載をする計画全体の必要性というのがございます。計画の必要性・方向性というのを明確にする必要がございます。先程申し上げた、4つのエリアの計画であります。現時点では、その4つの内の木道プロムナードに係る事業が先行しているわけですが、その他のエリアのインフラ整備についても、そういう意味では早急に具体的な検討を進めなければならないというふうに思っております。

そこで、ご質問の建設時期についてであります。置戸市街地区の中心部に位置する重要なエリアでもありますし、早急に実施すべき事業であるということの判断から、今日まで基本設計の作業も進めてきたわけでもあります。平成27年、ご承知のように開町100周年を迎えます。新しいと言いますでしょうか、新たな世紀へのスタートにあたって、記念すべき事業と位置付けしてという思いも率直に言っていないわけではありませんけれども、いずれにしても南北に分かれた町が一体感ある町並みへと変化していくっていか変わっていくことを期待しているわけでもあります。従いまして、木道プロムナードの整備時期については、平成27年度を想定しているというふうにお答えしたいと思っております。なお財源についても、銀河線の振興基金の他に過疎対策事業債の活用を見込んで準備を進めていきたいと、このように思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長の方から、平成27年度に実施と言うように今お聞きをいたしました。それで、27年度に行うということであれば、あと1年間時間があるのかなというふうに思います。1月に議員協議会の中で見せていただいたパースなんですけれども、その時の説明で約2億円以上はかかるのではないかなというふうなお話でした。町民の中でいろいろな機会の説明してということで行くと、この最終的なパースというのは、平成25年度の段階では町民の皆さんには見せていないのかなというふうに思います。1年間もし猶予があるのであれば、町長、町民の皆さんにもう一度出来上がったパースをたたき台にして、こう言うふうに平成27年度で実施する予定ですよというふうなことで、もう一度意見を聴くと言うような、そういう機会というのを設けるつもりはないのでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げましたけれども、この12月までと言ったらいいでしょうか、いろいろと関係機関含めてでありますけれどもやってきましたので、特段、この詳細設計を元にご意見を伺うというふうには思っておりません。こういうような内容でと言いましょか、形でこの整備を進めていくということの周知と言いますか、お知らせっていうのは考えることはやぶさかではないと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 個人的には、銀河線が廃止されてから境野の旧駅舎周辺の整備から始まって、いろいろ町内で銀河線の跡地利用っていうの進めてきているのですが、一番大きなぼっぼの近辺と言いますか、ぼっぼの裏を開発するというのが一番なのかなというふうに思っていましたけれども、一番最後の方になってきたということで、今さら銀河線跡地利用じゃないよなみたいな気持ちちが町内の中には多少広がってきているのかなというふうな気もいたします。2億円もかけて今さら何をするんだらうという町民の方もいるぐらいです。2億円が高いか、また、この出来上がったパースが本当に町の人にとって有意義なものになるかっていうのは、出来上がってみないと分からないでしょうけれども、なるべくお金のことも財源のことも出ましたけれども、3億6,000万円ですか、過疎債使ってどうのっていういろんなやり方があるのでしょうかけれども、身の丈に合ったと言いますか、本当に町民の皆さんに利用していただける、愛される木道プロムナード、木道になるのかどうか分かりませんが、そういうものをしっかりともう一度町民の皆さんの意見、あるいは関係の皆さんの意見を多少なりとも付け加えて27年度の実施に向けて進めていってほしいと思いますが、町長、最後にもう一度いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 どうでしょうか、日常的に置戸の市街、私、先程も申し上げましたけれども、メインの通りについて花いっぱい飾られて、それがあつた置戸の商店街の代名詞のような形になっているというふうにも申し上げましたけれども、日常的にはその周辺で商売をしている人、あるいはそこで生活をしている人、いわゆる中心市街で動いている人達にとりますと、日常的に見ていますからそういう認識も高いんだというふうに思います。しかし、置戸の場合でいくと、境野や勝山や秋田という集落があつて、あるいはその集落の中でも中間のところで生活している人達もいる、その人達がこういう部分に、今の木道プロムナードのような中心市街地のことについて関心を持ってくれている人はい

ないと思うのですけれども、あまり関心を持っていない人からすると、なかなか理解はしにくいという面はあると思います。しかし、私共の立場からすると、議員の皆さんももちろんそうでありますけれども、私共のそういう立場からすると、その事業が置戸の町総体にとってどのなのかっていう判断をする立場だと思っています。ですから、そこに2億円も投じてどうなのかなんていう議論は、少なくとももう卒業していいんじゃないでしょうか。私もそういう努力をしてきたつもりですし、議会の皆さんにもそういうお話をしてきたつもりです。ですから、私は議会の皆さん方にお話をした時も、財政を担当している方は2億円っていう話をしましたけれども、私はもう少しかかるのではないのでしょうかという話もしたと思います。それは、実際に詳細設計を組んでみないと分かりません。それは、もちろん限られた財源ですから、ですから我慢できると言いましょうか、ここの整備はこれぐらいにしておきましょうやと言うような、そういう取捨選択は出てくると思います。そうした中で最終的な事業費を固めていくと言うことになっていくというふうに考えています。これはいろいろなものに対して言えることだと思います。自分が直接的に関わっているものは、あるいは利用しているものについては、極端に言えば、いくらお金をかけてもいいっていう思いがあるんじゃないでしょうか。だけど、そんなところに一度も顔を出したことの無いなんていう施設は、私はなかなか賛同なんていうのは難しいと思います。それがあつた種この事業を展開していく中での難しさだと思います。努力してきたつもりです、私は。職員もそう言う思いで、こうした問題についてやってきたと言うふうに思います。是非、議員の皆さんもそうした事でご理解いただければなと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長言われるとおりで、自分の住んでいるところに関係のないところは、比較的積極的にはなれないという、その通りだと思います。ただ、最後なのですが、イベント広場っていうのをぼつぽの裏に作りました。年間、維持管理費30万円ですか、委託料払っていると記憶していますが、前にも言ったことがあるのですが、冬場になると除雪を全くしていません。利用する人がいないからということで、それでいいのかもしれませんが、木道プロムナードが完成した折には、冬だから利用する人が少ないから除雪なんかしなくてもいいって言うような、そう言うようなつくり込みだけは絶対してほしくないなと。1年間の半分が冬の置戸町であつて、冬もあそこを通る人がいて、楽しいプロムナードなんだと、そういうような形で利用できるような形をつくっていただきたいというふうにお願いいたします。以上で、一般質問を終わります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今のイベント広場のお話も出ましたが、行政が行政のためにつくった施設ではないということです。間違いなく言えるのは、中心的に利用していただきたいという思いは、やはり置戸の商店街の人です。駅の表通りの方でいろんなイベントもやってきました。やってきましたけれども、バスを運行させるためにいろんな制約も出てきました。それで、後ろの方にそういう広場をつくって、そしてやったらいいんじゃないかっていうのが、このイベント広場の整備にあつたの基本的な議論で、あるいは理解でスタートしていったところだと思います。町の方で雪はねしなかったら使えないぞというのじゃなくて、使いたいのだけでも雪はねどうすると。私の方から願わくば関係する人達が行つて雪はねしてくれるのが一番有り難いのだけでも、そこまでいかないとすれば、やはり行政とそこで何かをやりたい人達、あるいは商工会、そういう人達とのやり取りがあつて初めて

解決するんじゃないかと私は思います。ですから、行政の方がいつも使えるように雪はねしておけやというのとはちょっと違うのではないかという思いもあります。おそらく考え方に違いはそんなにないと思います。ないとは思いますが、もう一つ、先程の申し上げたことと繋がるのですけれども、そうしたやる気と言うのか、そう言うことを少し期待したいなというふうに思うのは、そうしたことも含めてのことです。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 逆にはっぱをかけられましたので、商工会の中でもしっかり話をしていきたいと思います。以上で終わります。

○佐藤議長 1番、嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、スポーツの振興についてということで、教育長にお伺いします。

4年に一度のスポーツの祭典、ソチオリンピックも終わり、と言いますか現実的には、今日、閉幕式をパラリンピックが迎えるそうですけども、多くの方が寝不足から解放された方も多いのではないかなというふうに思っております。期待通りの活躍ができた選手もありましたけれども、残念ながら実力を出せなかった選手、たくさんの感動を与えてくれた選手に感謝と敬意を表したいと思います。北海道からも多くの選手が出場したことはいうまでもありませんが、ジャンプの上川町、下川町、カーリングの北見市常呂、クロスカントリーでは音威子府や美幌町、スケートの十勝等の町や地域の名前が次々と出てきます。また、1972年、昭和47年ですか、開催されました札幌オリンピック冬季大会におきましては、置戸町からも笹久保和雄選手がバイアスロンの競技に出場いたし活躍をしたところではありますが、遠い過去の話になってしまいました。それぞれの町や地域には歴史や伝統があり、それを受け継ぎ、多くの優秀な選手を輩出しております。改めて環境の大切さを感じたところでもあります。そこで、教育長にお伺いをいたしますが、前置きは、オリンピックや冬季のスポーツについてというお話になりましたが、少子高齢化の中で、現在、あるいは将来の置戸町のスポーツの振興についてということで、どのようなお考えをお持ちかをお伺いをいたします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 スポーツの振興についてですが、私自身、スポーツについては学校現場で子供たちの姿を目にしたり、あるいは自分自身も年を重ねてきて体力の衰えを痛感する中で、その大切さをとても強く感じているところです。特に、中学校でも部活に望む子供たちの姿を見て、スポーツというのは、爽快感ですとか達成感、他者との連帯感や勝利した時の精神的な満足感、何よりも楽しさや喜びをもたらしてくれるものだなというふうに感じています。また、体力の向上や精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面で果たす役割がとても大きいなというふうに考えております。特に、高齢化の急激な進展や生活が便利になることで体を動かすことが本当に少なくなったなというふうに感じています。中でも生涯にわたってスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを送ることは、とても大きな意義があるというふうに考えています。

現在、スポーツ振興を考える時、多くの自治体で少子高齢化、そして過疎化は、その推進を難しくさせている大きな要因になっているなというふうに感じています。本町でも、スポーツ振興の中核となる社会体育事業ですけれども、世代別ですとか個々のニーズが多様化していて、更に、人口減から

多くの参加者が望めないということから、とても苦慮している状況にあります。

置戸町では、平成26年2月末現在、高齢化率が約40.3%となりました。これは、平成25年の全国の高齢化率25.1%を大きく上回っていて、約2.5人に1人が65歳以上であることを示しています。このように超高齢化社会といってもよい置戸町においては、運動負荷の大きな競技型スポーツの発展は、なかなか難しい状況にあるなというふうに考えています。地域スポーツ振興の母体となる体育協会も平成9年当時には13団体、延べ約1,000人が各団体に所属してスポーツを楽しんでいましたが、陸上競技協会が活動を休止し、剣道連盟が解散するなど現在では7団体の活動に留まっています。このような現状ではありますが、高齢者が体を動かす機会の提供はとても重要であります。本町の高齢者のスポーツニーズは、ウォーキング、ジョギング、ゲートボール、パークゴルフ、町老連運動会などで行われている玉入れなどのニュースポーツ・軽スポーツであるというふうに判断しています。そして、それらのスポーツは高齢者の健康保持に大きな役割を果たしているというふうに思っております。今後は、いろんなところと連携強化を図らなくてはならないというふうに考えていますが、高齢者の健康保持の観点に立てば、福祉サイドとの連携や強化がこれから益々重要になってくるかなというふうに思っています。また、ニュースポーツや軽スポーツの情報提供、発信の充実を図る必要があるというふうに考えています。

次に、子どものスポーツ振興についてですが、インドア指向、パソコンやゲーム機の普及、そして冬季間雪に閉ざされる状況などの要因から、全道的に子どもたちの運動能力の低下は深刻な状況となっているということが、全国体力・運動能力・運動習慣調査の結果から明らかになっています。スポーツに関心の強い嘉藤議員には、子どもたちの歩くフォームですとか、走るフォームですとか、ボールを投げるフォームなどを見て私も感じるのですが、本当に違和感を感じる、ちょっと首をかしげるような動きが見られるのですが、そんなこともあっておそらくこの質問に繋がっているのだらうなと想像しているところです。子どもたちがスポーツの楽しさを実感して、生涯にわたってスポーツに親しむ心を育むため、幼少期から様々なスポーツを体験させることは、とても必要だと言うふうに考えています。その取り組みの一つとして、平成24年度より小学校低学年向け通年教室「おけとわんぱくクラブ」を開催し、月1度ないし2度、様々な運動に親しむ機会を提供しています。色々なスポーツ、動きを経験する中で、基礎的な体力を培うことが必要だと思います。そのことによって幼少期の子供達が自ら好きな種目を見極めて、将来の少年団加入や部活加入のきっかけになればというふうに考えております。今後とも町内で指導者の確保が難しい種目については、外部講師の力を借りながら本事業を継続していきたいというふうに思っているところです。

それから、学校ですが、学校は子どもたちに体を動かす楽しさを感じさせて、運動好きにさせたり、運動の機会を定期的に提供するなどして、子どもの体力向上のために重要な役割を担う場所だというふうに考えています。体育の事業だけではなくて、特別活動ですとか総合的な学習の時間、休み時間、放課後などで学校教育活動全体を通じて、その向上を図っていくことがとても重要であるというふうに考えております。更に、子どもたちのスポーツ活動を支えて頂いている少年団、本当に少人数でも積極的な活動をして頂いておりますが、それらの支援についてもしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに考えています。その中で将来、佐藤峻一選手のようなプロ野球選手ですとか、オリンピックの選手としてこの置戸町から輩出できればいいなというふうに考えていますし、それが

スポーツ振興に果たす役割も大きいものだというふうに考えているところであります。

○佐藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、教育長から現状、あるいは将来についてということで答弁をいただきました。現状でありますけれども、小学校が統合されまして各学校にあったスケートリンクもなくなって、置戸町にも現在はスケートリンクがないということでありますし、また、予算の中の説明では、26年度から水泳に関しては、競技者が減ったということで記録会を中止すると、水泳大会を中止するというような説明もございました。このままいけば置戸町からはスケートの選手と水泳の選手は出ないのかなと、そんな心配をしているところでありますけれども、先程、体育協会というお話もございました。今年の2月26日ですか、健康づくりセミナーということで体育協会主催で開催をいたしました。教育長にも参加をしていただき誠に有難うございます。その中で、軽いストレッチと言いますか、エクササイズと言いますか、そういうことを参加者の皆さんと実施をしながら行ったわけでありますけれども、改めて普段使わない筋肉と言いますか、そういうことを使うことによって今までにない動きができると言いますか、運動能力の改善が図られるのかなというようにことを実感した次第であります。

また、一方で置戸町におきましては、健康のことについてもいろんなことで日赤と提携をしながらいろんな検診等を行っているところでありますけれども、私も健診を受けておりますし、置戸町としてはこの管内では大変高い受診率でありますと言うことをお伺いしていますけれども、私も地域福祉センターの保健師から、メタボではないけどもちょっと肥満ですということで指導を受けたこともあります。また、そんな中で、去年から代謝を良くするようなことでの講習を受けたらどうですかということで、私も出来る範囲で参加をさせていただいております。先程の体育協会のエクササイズではありませんけれども、何かやっていることはみんな同じなのかなと。その分野分野で違う課というか、所管でやっておりますけれども、同じようなことをやっておりますし、これから、町の健康づくりと言うことでは、是非ともいろんな範囲で広い意味での健康づくりについての議論をしていただきたいなというふうに考えておりますけれども、教育長のお考えをお聞きます。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 ここ数日、スポーツ振興について考えてきたのですが、私の中で3つばかり大きな視点というか課題があるなというふうに感じているところです。一つめは、魅力あるスポーツ環境の整備、充実が必要だなというふうに感じております。行きたいところを持ってもらえるような、そんな魅力のある設備、秋田の大型遊具なんかは子供達が自ら遊具で遊んでいる姿を見たり、また、置戸のパークゴルフ場ですが、町外から来て頂いた方に聞くと、コースの多彩さですとか、コースの多さが魅力で足を運びますという話も聞きます。また、雨が降っても、冬季でも出来る「げんき」ですとか、思い切って体を動かすことの出来る小学校の芝生のグラウンド。また、次年度整備する熱中症対策のための中学校の四阿、本当に施設が果たす役割というのは、とっても大きいなというふうに感じています。また、老朽化が施設で進んでいますけれども、次年度、野球場とプールを改修しますが、綺麗に改修することで、綺麗になった、快適になったということで、その施設を利用する気持ちを歓喜されるのではないかなというふうに考えています。今後、スポーツセンターの耐震工事が予定されていますが、その工事についても、その視点を踏まえていかなければならないなというふうに考えて

いるところです。その施設を利用してスポーツの活動を機会を積極的に提供していくことがとても大事なというふうに考えています。

2つめは、指導者の確保、養成、活用です。先程の答弁で、わんぱくクラブのことを話をしましたが、そこに参加する子どもたちですが、本当に短時間で早く走れるようになったり、遠くへ跳べるようになったり、逆上がりが出来るようになったりと言うことで、短時間で課題をクリアして自信を持っていく子どもたちの姿をたくさん目にしてきました。また、日本ハムですとかコンサドーレのコーチの方々にも来ていただいて指導を受ける子どもたちの姿、本当に活き活きとしていました。そんな子どもたちの姿を目にして専門的な指導力、科学的な見地から効果的で合理的なプログラムづくりや意欲を歓喜させることのできる指導者が不可欠だと強く感じているところです。スポーツ振興には、スポーツの楽しさを感じさせ、自分で出来るという自信を持たせてくれる優れた指導者の確保、養成、そして活用を進めなければならないというふうに感じていますし、一番はやはり嘉藤議員のようにスポーツに堪能な方の地域のそういう指導者を発掘をして、そして、その方々の力を借りることができたらなというふうに考えています。

最後ですが、日常生活をしっかりと見直しをしなければならないというふうに、特に子どもたちの姿を見て感じています。話題になっている、北海道の子どもたちの体力ですけれども、一番は走る力は、とても危惧されています。その要因の一つとして感じているのは、北海道は車社会だなということで、少しの移動でも私もそうなんですが車を利用して歩かなくなったということです。北海道の小学校の事例なんですけれども、子どもたちの走る力を分析していく中で、スクールバス通学の子どもの記録が低いという傾向が分かって、そのスクールバスを利用する児童の乗降を家から500メートル以上のところにおいてという取り組みをした小学校があります。その実践した次の年なのですが、マラソンの記録なのですが、スクールバス通学生の記録が飛躍的に上がったという報告がありました。本当にスポーツの土台は、体力があることが基本だなということは、このことがしっかりと教えてくれています。このことを考えると、なるべく車を利用しないで歩こうということを、そんな意識を町の中でも高めていくことも必要ではないかなというふうに感じています。朝夕、ウォーキング、ジョギングされる方を目にする方は本当に多くなりましたが、今後のスポーツ振興においては、日常生活の中で自ら体を動かす意識を高めていく、町の方で何か事業をやって集めて競技をさせるというのではなくて、自分たちで自分から体を動かすという、そんな意識改革というか意識を高めていくということが、これからとても重要になってくるんだと、そのためにいろんなことを教育委員会として考えていく必要があるなというふうに考えているところです。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 日常生活ということを教育長おっしゃられました。特定健診の中には、問診の表の中に、1日1時間以上運動してますかという項目もあるようですけれども、実際問題、そう言う方っていうのは、なかなか珍しいのかなというふうに感じておりますけれども、町民自らが健康のことを考えて、スポーツと言いますか、そういうことに取り組まれるのが良いのではないかなというふうに感じているところです。今年が第5次総合計画のローリングと言いますか、見直しの年ということもありますし、教育委員会、5次総の中でもスポーツの振興ということを謳っております。いろんな意味で、先程の自然を活かすという部分、いろんな矛盾する部分も大変多くあるのかなと思い

ますけれども、その辺を検討していただきながら新たな5年間を築いていただきたいと思いますし。又、先程、他の課ということで申し上げましたが、地域福祉センター、あるいは社会教育の中でも、食ということでもいろいろ取り組んでおります。そういうものの全部含めた中でいろんな事を協議して頂いて、今後の5年間、あるいは100周年とは直接関係ありませんけれども健康なまちづくりの100周年としてお願いをしたいと思います。以上で終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎散会宣言

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日3月17日は置戸町議会会議規則第9条第2号の規定によって議会は休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認め、明日17日は休会とすることに決定しました。本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

散会 14時47分

平成26年第3回置戸町議会定例会（第5号）

平成26年3月18日（火曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）

日程第 3 議案第 5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第 4 議案第 6号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 5 議案第 7号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第 6 議案第 8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）

日程第 7 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 8 同意第 2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について

日程第 9 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 議案第 9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 置戸町社会教育委員に関する一部を改正する条例

日程第13 議案第12号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例

日程第14 議案第13号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第14号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第19 議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について

日程第20 議案第19号 町道の変更認定について

日程第21 議案第20号 置戸町有林森林経営計画の認定について

日程第22 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算

日程第23 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算

日程第24 議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第25 議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算

日程第26 議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算

日程第27 議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算

日程第28 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算

日程第29 議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例

- 日程第30 報告第3号 定期監査の結果報告について
日程第31 報告第4号 例月出納検査の結果報告について
日程第32 決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置の決議
日程第33 意見書案第1号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書
日程第34 意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書

○会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

- 日程第2 議案第4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第9号)
日程第3 議案第5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第4 議案第6号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第7号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)
日程第7 同意第1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第8 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第9 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10 議案第9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第10号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第11号 置戸町社会教育委員に関する一部を改正する条例
日程第13 議案第12号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例
日程第14 議案第13号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
日程第15 議案第14号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第16 議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
日程第17 議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第19 議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について
日程第20 議案第19号 町道の変更認定について
日程第21 議案第20号 置戸町有林森林経営計画の認定について
日程第22 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算

○出席議員(10名)

- | | | | | | | | |
|----|----|---|----|----|----|----|----|
| 1番 | 嘉藤 | 均 | 議員 | 2番 | 小林 | 満 | 議員 |
| 3番 | 高谷 | 勲 | 議員 | 4番 | 岩藤 | 孝一 | 議員 |

5番 細川 昭夫 議員
7番 竹内 雅俊 議員
9番 佐藤 勇治 議員

6番 石井 伸二 議員
8番 阿部 光久 議員
10番 佐藤 純一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町 長 井 上 久 男
会 計 管 理 者 鎌 田 満
総 務 課 長 中 村 啓 二
町民生活課長 田 中 英 規
施設整備課長 小 鷹 浩 昭
施設整備課技監 高 橋 一 史
町づくり企画課係長 小 島 敦 志

副 町 長 和 田 薫 幸
町づくり企画課長 栗 生 貞 幸
総 務 課 参 与 村 松 登 喜 男
産業振興課長 坂 口 博 昭
地域福祉センター所長 鈴 木 正 美
総務課長補佐 高 木 恭 治

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 今 西 輝 代 教
生涯学習センター館長 深 川 正 美

学校教育課長 菱 島 賢 治
森林工芸館長 北 山 雅 俊

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 樋 口 輝 夫

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 早 坂 豊
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 長 佐 藤 百 合 子

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 石井伸二議員及び7番 竹内雅俊議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日、議会から提出された事件は、次のとおりです。

・決議案第1号。

・意見書案第1号から意見書案第2号。

本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

報告を終わります

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）から

◎日程第 8 議案第 8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）まで

———— 5件 一括議題 ————

○佐藤議長 日程第2 議案第4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）から日程第6 議案第8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括議題とします。

13日の議案説明に続き、これから質疑を行います。

〈議案第4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）〉

○佐藤議長 議案第4号、平成25年度置戸町一般会計補正予算（第9号）。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第9号）。

12ページ、13ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

14ページ、15ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

4項選挙費。16ページ、17ページ。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 住民活動に要する経費の元気なまちづくり活動支援肘金について、お伺いを致します。40万円の減とありますけども、確か3件分くらいの予定をしていたと思いますけども、その実績と新しい組織と言いますか、そう言う活動をするための広報をしたのかどうかお伺い致します。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 議員がおっしゃるとおり、当初予算では3件分、60万円を見ておりました。平成24年度の実績は、あそぼう舎だとかなまはげ太鼓、コンテポラリーアートの3件ありました。それで、平成25年度、あそぼう舎が3年を経過した事から、あそぼう舎については、該当がないと言うことで、なまはげ太鼓につきましては、平成25年度は3年目と言うことで、これは該当はございましたが、向こうの方から申請がございませんでしたので、これはなくなりました。平成25年度は、現在1件、おけとぼっぱ絵画館の1件でございます。それで、広報等につきましては毎年度であります。年1回広報等でお知らせはしておりますが、その後については特に広報で周知したと言うことはございませんでした。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

18ページ、19ページ。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

20ページ、21ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

22ページ、23ページ。2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 一番下の段の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金についてなのですが、確認のために、保育士等の処遇改善のために、これはどんぐりにそのまんまお金が行きわたって、どんぐりの使い道等についてまでは言及しないと言うようなことでよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 この補助金につきましては、国が実施します、保育士等処遇改善臨時特例事業を活用するものでございまして、保育士等の人材確保対策として、その処遇改善に取り組む私立保育所に交付されるものでございます。自治体は、市町村になるわけでございますけれども、本町の私立の保育所を運営しております、社会福祉法人信愛会が法人の役職を除きまして、臨時職員を含みます33名の保育士等職員に対しまして、勤務の月数、それから、勤務の時間数に応じまして1万8,000円を上限に、今月下旬に一時金を支給すると言うことで、どんぐりさんが保育士等について処遇改善のために一時金を出すと言う内容になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

24ページ、25ページ。4款衛生費、1項保健衛生費、2項清掃費。

1番。

○1番 嘉藤議員 児童手当支給に要する経費のところですけども、見込みに誤りがあったと言うことで、286万円の減になっておりますけど、随分な見込みの違いがあったのかなと言うふうに思いますけど、その辺はどのようになっていますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 児童手当の減額につきましては、今年生まれるお子さんの数が減ったことも一つの要因になるかと思っておりますけども、その他に中学生の支給対象人員を見込む特に、多めに見すぎたと言いましょうか、それと、特例給付、いわゆる所得が一定程度ある方の特例給付の支給の対象者についても、一般の対象者と言うことで少なめに特例給付を見ていたと言うのが大きな要因になるかと思えます。と言うことで、不要額として286万円の減額が生じたと言う内容でございます。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 中学生の人数を多めに見ていたと言うことですけども、通常であれば、そのような大きな人数の差なんて言うことは出ないのではないかと思いますけど、今後においてはそのようなことのないようにして頂きたいと思えます。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 通常であればこのような大きな差額は出ないわけですが、どうも予算を組む時に、点検しますと中学生の人数を重複してカウントしてしまったと言うことがあるようでございます。積算については十分注意して今後積算して参りたいと思えますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 葬斎場等に要する経費、委託料の件なのですが、初歩的な質問を致します。この委託契約の形式なんですけれども、年契約でいくらと言うことではなくて、1回当たりいくらということと積算しての委託料と言うことなののでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 葬斎場管理委託料につきましては、年１回契約している、じん芥収集運搬等７業務の内の１つの業務の委託契約とさせていただきます。これにつきましては、業務毎の設計金額に基づき提出頂いた業務毎の見積書により積算しているもので、今回につきましては、それに基づき執行残が生じたということで減額するもので、これにつきましては、年間の委託契約でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

４番。

○４番 岩藤議員 年間の委託契約とすることですけれども、年間契約だとすると、どうしてこのような補正が出てくるのかなと言うことが疑問なのですが。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 説明悪かったかも知れませんが、じん芥収集運搬等７業務にかかる見積書の徴収方法は、今申し上げましたとおり、業務毎の設計金額に基づき提出された業務毎の見積額をトータルし、年間の委託契約を結んでいるところです。１本１本の委託契約というふうな形の契約ではございません。あくまでも７業務を一括した中で委託契約を結んでいるところではあります。これにつきましては、年間の委託契約、実績に基づくものではございません。それで今回、設計金額と業者から出てきた見積もり金額に差が生じたことから不要額を減じるものと言うことでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

２６ページ、２７ページ。

６款農林水産業費、１項農業費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

２８ページ、２９ページ。

２項林業費。

９番。

○９番 佐藤議員 農地費の道営土地改良事業の分担金についてなんですけれども、この９８万３、０００円の追加ということは繰越明許費が５２５万円ありまして、それを差し引いて９８万３、０００円の追加ということなんですけれども、そうすると計算上は現実に２５年度でやった事業の農道特対とそれから草地整備の執行残が４２６万７、０００円あったと、そういう計算になろうかと思うんですけれども、そのとおりでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 説明させていただいたとおりですね、今回の道営土地改良事業に要する分担金の増額につきましては、２５年度の事業費の確定によるものでございまして、２６年度への繰り越しの分は別途しております。それで再度説明させていただきますが、道営草地、これが繰り越しがあるんですが、道営草地の２５年度一般分の事業費の確定ということで、事業費が１、４７３万３、３００円ということで、これも２５％で３６８万３、３２５円ということで１８万３、０００円の増額でござ

ざいます。それと春日地区の農道特別対策事業がですね、測量費の追加分として27万6,000円の増額。それから26年新規の置戸地区の農地整備、これが調査計画費として47万4,000円の追加と、それから当初組んでいませんでしたが、訓子府町で実施している道営畑総事業の置戸町の農業者の1名分のパワーアップ分の負担金、これを5万円追加した98万3,000円を今回追加計上させていただいております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 繰越明許費の道営草地整備事業で町の分担金が525万円ありますよね、繰越明許費で。これ違うんですか。56ページ。これ違うのかな。基本的にはね、この繰越明許費の他の科目でいきますと学校建設費それから住宅建設費それから道路橋梁費、維持費もいずれもこの25年度予算に追加して、それを繰り越すという、そういう意味合いで僕はちょっと捉えていたんだけど、そういう意味は違うんですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまご質問いただきましたのは道営草地に係る部分で、今回繰越明許費を設定して26年度に繰り越す部分が525万、今回予算措置をしたんでしょうかというような意味合いにちょっと捉えたんですが、この525万円につきましては当初予算から計上されている金額で、現時点で予算を確保されているというふうにご理解をいただきたいと思います。したがって、未執行分として来年度で実施するために繰越明許費を今回お願いしたという内容でございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 すいません。確認させていただきますけれども、当初予算で分担金1,825万円が当初予算で見えますよね、当初予算。それにその983万円の追加ということで、基本的には当初予算の分の中に繰越する分担金の中の525万円が繰り越していくという、そういう抑えだということですね。そうするとちょっとこんがらがったんですけども、他の繰越明許費とは中身が違うというか、他というのは土木費とかね、教育費の追加の繰越明許費出てますよね。それについてはあくまでも予算がついて、増額予算がついて、そしてそれは当然本年度中には執行できないので、予算は25年度で追加するけど事業は26年度で執行すると、そういう抑えで、これとはちょっと違うということですね、性質は、中身は。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 はい。今佐藤議員がおっしゃられたとおりで、道営草地以外の道路関係の公営住宅と路面性状調査、それから中学校の関係につきましては現在まで予算が計上されておりません。ですから今回補正をお願いしたうえで繰越手続きをとるということでございますけれども、道営草地に関しましては予算としては当初より計上されていたものが、言ってみれば事業の採択がたまたま今回の国の補正予算までずれ込んで実施ができなかった状況のなかで予算措置がされたので、この時期になってはできないということで26年度に繰り越して実施をするということでございますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。30ページ、31ページ。7款商工費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。32ページ、33ページ。8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費。

○佐藤議長 質疑はありませんか。
9番。

○9番 佐藤議員 33ページの道路橋梁費の維持管理に要する経費の委託料で、道路巡回監理業務委託料がありますね、13万5,000円の減額ですけれども、このなかで職員が、職員と言いますか、組合の職員が夏場5月からお盆くらいまでちょっとなんていうのかな、公務災害と言うか、労災と言うか、それで仕事を休んだと思うんですよね。その方の給与というのは当然休業するわけですが、その分についての労災の休業というのを人件費についてはこの委託料のなかで当然これを見たという形になっているのか、それとも、それは除いたという形になっているのか、ちょっとその休業したですね、約3カ月ほど休業したと思うんですけれども、その人の人件費についての委託料の積算はどうなったのかちょっとお知らせしていただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 今回の13万5,000円の執行残はあくまでも本来の契約のための入札による執行残でございます。今お話のありました職員が怪我をしたという部分につきましては、基本的に契約は請負でございますので、例えば職員Aが怪我をしたという場合におきましても、企業協同組合に契約上お願いをしている仕事をしっかりやっていただくということが基本でございまして、代替の職員なり、必要な仕事についてはそのなかでやっていただいているということで、そのことでの減額ではございませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。34ページ、35ページ。3項河川費、4項住宅費。
7番。

○7番 竹内議員 公営住宅、ここでちょっとお聞きいたします。15年度で3棟6戸ですか、町中住宅ができました。たまたまあそこを通過してちょっと感じたんですけれども、南向きの片屋根ですよね。あれ今回全部雪がざっと落ちた。大変危険なわけですが、屋根にあそこは雪止めか何かついておりましたか。私から見るとなんて言うんでしょうかね、窓半分くらい埋まる状態の屋根になっているんですけれども。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 今回建てました町中団地の住宅につきましては雪止めはついておりません。急激な暖気のために落ちたのかと思われますけれども、そのためにFFのストーブの排気等につきましてはそういうことも想定しまして高めに設置しております。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員 ということで26年度も2棟4戸ですか、できるわけですが、今の住宅って屋根に雪は乗せておいても何でもない確か形になっていると思うんです。そうするとあれだけの雪が

いっぺんに落ちると大変危険である。だから今年またつくるやつも、そしてまた今回できているやつにも、やっぱり雪止めくらいつけて安全を確保すべきと思うんですけれども、25年度、26年度の住宅についてはどのようにお考えになるか、お聞きいたします。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 状況を見極めましてちょっと検討していきたいと思います。

○佐藤議長 3項河川費、4項住宅費。ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 今の住宅に関連します。これの2棟4戸については繰越明許費ということで、いわゆる経済対策で国の予算が増加されて前倒しということでしたというふうに理解していますけれども、この執行と言いますかね、入札の時期と言いますか、去年は3棟6戸でしたか、まとめて8月の下旬に入札になって執行されたんですけれども、この今回の部分についての経済対策でこういった予算がついたんですけれども、これについての見込みとしてですね、入札あるいは執行というかな、工事の着手というか、その見込みというのは相当、国の方はまあ経済対策ということでの早くなんて言うのかな事業が回るというふうにとということで繰越にしたんですけれども、この見込みについてちょっとお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 今回の2棟4戸につきましては、前回遅れた原因としましては初めての団地ということもありまして、認定申請に結構時間がとられたということもありまして、今回の部分につきましては申請を上げて、なるべく早い時期には行いたいと思いますけれども、そういった意味では2カ月ほど早くなるのかなと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。36ページ、37ページ。9款消防費。10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 山村留学に要する経費ということでお伺いをいたします。毎年のように10万円くらい予算を組んでいますけれども、いずれにしても毎年減額されて実際はないということでもありますし、今後のPRと言いますか、どのような活動をされているのかお伺いします。

○佐藤議長 学校教育課長。

○養島学校教育課長 今の議員のご質問なんですけれども、山村留学に関しましては平成23年に勝山地区で1件受け入れを行った以降、受け入れの実績がないという状況でございます。

今年度の問い合わせの状況なんですけれども、電話による問い合わせが2件、いずれも道内で母子家庭の方ということで問い合わせがあるわけなんですけれども、その問い合わせ先にしおり等を、パンフレット等を送った段階でそれ以降連絡がつかないという状況でございます。うちの方で分析している部分では、職場の確保ですとか、その辺がネックになっているのかなというふうに考えております。

PRの方法でございます。PRの方法につきましては、いつもどおり町のホームページの中でのPRしか今のところ、現状ではやっておりません。

今後の方向なんですけれども、2年前に統合小学校になった段階で新たな山村留学の協議会を立ち上げて、町内1本の山村留学の協議会ということで進んでいるわけなんですけれども、その中でもいろいろ受け入れ方法とか議論をしながら進めたいと思うんですけれども、いずれにしても前回の協議会の中でも言ったと思うんですけれども、今の少子化の中で全国的にみてもやっぱり山村留学の制度で受け入れると言うのはなかなか厳しい状況になっているのは確かかなというふうに思っています。

ただ、いじめ問題ですとか、その辺の受け皿としてのこういう置戸の学校みたいなところがやっぱり必要なんだろうというふうに教育委員会の方でも考えておりますので、今後教育委員会議ですとか、山村留学の協議会の中でいろんな定住対策の統合も視野に入れながら検討をしていきたいと思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。38ページ、39ページ。2項小学校費。4番。

○4番 岩藤議員 地域高校支援事業に要する経費、200万円の減額なんですけれども、説明では運賃、通学費の分で200万円というような説明だったと思うんですけれども、そのあたりもう一度ちょっとお願いできますか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○菱島学校教育課長 地域高校支援事業に要する経費の決算の見込みでございます。今うちの方で今回の200万円の減額の内訳としまして、高校生に対して通学支援対策事業ということでバス運賃の一部助成をしているのがですね、当初31人で予算を組んでいたんですけれども、それが実績として29人と2名減ったと、なおかつ3年生になると2月からもう学校に来ないということで、当初では1年間の計上をしているわけなんですけれども、その分で減額になると。また、夏季休業、冬季休業の分につきましても、バスの1カ月定期を購入しないで通学をするというふうな状況になっていることから、買う方法が変わって減額になると。また、もう一点で寮費の方の補助金なんですけれども、寮費の方が今回想定される最大の数でまず予算組みをしています。当初41名で予算を組んでいたわけなんですけれども、実際今は34名、全部で7名の減ということで、それを合わせまして200万円の減額ということになってございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 新年度の予算の方で質問すればいいのかも知れませんが、新年度でも同じ金額、予算立てしてますよね。それで、そのあたりのことは考慮した上で新年度も同じ予算ということになるのか、もしくはせつかく支援するために用意したお金ですのでね、1,650万円のうちの200万円というとかかなり大きな金額だと思うので、なるべくこの交付金の意味と言いますか、効果が表れるような中身と言うか、使い方をしていただきたいなというふうに思いますけれども、そのあたり課長いかがですか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○養島学校教育課長 新年度予算の地域高校支援の予算の組み方でございますが、実は新入生につきましてはどのくらいの受験があるか、入学生があるかというのが予算の段階では分からない状況でございます。それで2年生、3年生につきましては今の実数でカウントできるわけなんですけれども、1年生に対しましては学校説明会ですとか、1日体験ですとか、その辺の状況を見ながら予算を組むわけでございます。

その中で、今年につきましても、昨年から見ると学校説明会の参加状況ですとか1日入学等の参加状況の感触がよかったものですから、昨年と同様の考え方で最大限の人数ということで組まさせてもらっています。ただ、今現在、実際に受験された方は24名ということで、合格も24名、全員が合格したようでございますけれども、それで来年につきましてもこの寮費等につきましては若干執行残が出るのかなというふうに考えてございます。

その200万円も有効に活用ができないのかということでございますけれども、一応予算組みの中では目的をもってやっているものですから、その200万円をPR事業に回すですとか、その辺については今のところ考えていません。PR事業につきましても今年間350万円と大きなお金を使って一生懸命やっていますので、そちらの方に回すという考えは今のところはありません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。40ページ、41ページ。3項中学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。42ページ、43ページ。4項社会教育費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 中学校の改修に要する経費の中で、備品購入ということで一覧表が示されたわけですが、ちょっと1学級30人の設定というのは今の現実の数字とちょっとかけ離れているのではないかなということで、現状今中学校は何名いるのか、それから今後小学校から上がってこられる生徒数を想定すると30名というのはどこから出てきた数字なのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○養島学校教育課長 今の議員のご質問なんですけれども、一応1クラス1学年30人というのが、今の中学校の耐震改修工事を行うための基礎数字になってございます。今の中学校の現状でございます。中学校の現状につきましては全部で69名ということで、2年生につきましては26名。1年生、3年生につきましては若干下がるですけれども23名、21名というふうになってございます。今後の小学校の入学状況はどうなんだということでございますけれども、今いる生徒に対応しなければならないということもありますので、今回30名の想定をさせていただいたわけなんですけれども、今後ですね、今の小学校4年生くらいから下になりますと、だいたい20名前後の人数になってくるとことは想定されます。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 今の学校用備品のところなんですけれども、ペーパーで新しく購入するもの3,300万円分の中身を出していただきましたけれども、耐震改修で、この下の説明に備考で必要に応じてとか、いろいろ書いてあるんですけれども、耐震工事に関わって中の備品等、例えば校長室のテーブルですとか、そういうものまで新調しなければならぬような状況だったのか。耐震改修するこの機会に新たにしたい方がいいということなのか、そのあたりちょっとお聞かせください。

○佐藤議長 学校教育課長。

○菱島学校教育課長 今の議員の質問の備品の購入の考え方なんですけれども、ペーパーの中にも書かせていただいているんですけれども、一応考え方としましては、まず生徒優先ということで普通教室、特別教室については生徒に迷惑がかからないようにということで、そこを第一優先に考えてございます。予算に限りがあるものですから、そのあとの優先度としましては破損や汚損のあるものを更新しよう。また、その次としまして、昭和52年に統合中学校ができたわけなんですけれども、統合中学校の開校以来ある備品というのが相当数ございます、更新できていない物が相当数ございますので、それらにつきましては今汚損、破損の状況は当然考えるわけなんですけれども、今後今35年ぶりに改修工事が行われるということで、今回できた校舎につきましては今後20年、30年やはり使うだろうということもありまして、状況を確認したうえで更新をするということになってございます。

議員がおっしゃるように校長室ですとか職員室ですとか、その辺のに関係のない部分と言うのかな、そういうところでも更新が必要なのかということでございます。それにつきましても汚損の状況等を確認しながら選んだ次第でございますので、実際校長室の応接セットなんですけれども、今もあるんですけれども、統合小学校になるときに各小学校からの持ち寄りですとか、もうバラバラの状況でございます。そういうこともありまして、この機会を除くとできないだろうということも多少ありますので、それで上げさせていただいてます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。44ページ、45ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。46ページ、47ページ。

3番。

○3番 高谷議員 芸術文化鑑賞事業に要する経費ということで、例年200万円でしたか、予算を組まれているわけですが、本年は前にも言ったことがあると思うんですが、中身についてはもう少し精査をして一つの事業に大きくとか、そういうふうに言った記憶もあるんですが、ちょっと130万円の減額ということでかなり実績がないなという思いがあります。それで新年度予算で言えばいいのかも知れませんが、新たな事業の中では300万円の予算が組まれてまして、100周年のプレ事業というか、そういうものも予算の中で組まれているんですが、今後どういうメニューを考えてい

るのか。今回この１３０万円も減額されたうえで新たなメニューというのはどういうものを示そうと思っているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 ただいまお話のありました芸術文化鑑賞協会の交付金１３０万円の減額でございますけれども、説明でもお話したとおり、本年度基本的には２本の事業を予定しておりました。１本につきましては一人芝居ということで１１月に実施をしました。もう少し早い時期に実施していれば次の事業の展開も変わってきたかと思うんですが、それ以降に一応音楽ものをやりたいということで、芸術文化鑑賞協会の中で話し合いを持ちまして、いくつか候補者を絞り込んで出演依頼等をかけておりました。ただ、なかなか日程等の都合が付かなかったということで、音楽ものについては１２月以降開催が難しくなってきたということで、急遽子供を中心にしました演劇ものに切り替えていこうということで、またいろいろ劇団等に情報提供をいただいたんですが、なかなか冬場になりますと本州の劇団も北海道に来る機会が少なくなっておりまして、その辺もうまく調整が付かなかったということで、非常に申し訳ないことですが、２００万円のうち１３０万円を今回減額させていただくということになりました。

それで、ご指摘の新年度の関わりでございますが、まずその前に芸術文化鑑賞協会の今の状況をちょっとお話をさせていただきたいんですが、今の中央公民館が昭和６３年に開設して、その後１年間いろいろな記念事業をした中で、町民の有志の方でこういうものを自分たちの手作りの文化事業ということでやっていこうということで芸術文化鑑賞協会を発足させていただきました。その当時は会員が７０名を超えるような状況で、非常に活発に年間５本とか６本の事業を実施してきていたわけなんです。近年は会員数も相当減少しておりまして２４～２５名という中で、年間２本ないしは３本やるのがやっとというような状況になってきております。

そんな中で新年度１００万円の上乗せが大丈夫かというご心配のご指摘もあるんですが、逆にその１００年の事業を実施するというのを一つの起爆剤にしたいなというふうに考えています。当然会員増についても働きかけをしたいと思ひますし、町民の皆さんに喜んでいただけるような事業を展開することで、芸術文化鑑賞協会自体も活性化していきたいというふうに考えておりまして、なるべく町民の皆さんに喜んでいただけるような事業を展開したいということで、今計画をしている最中でございます。

ジャンルとしてはやはりいちばんお客さんが見込める音楽ものになるのかなというふうに考えていまして、それも１００周年、２７年度の１００周年の町民参加型の構成劇に関わりを持っていただけるような方をぜひお呼びしたいなというふうに考えています。その辺これから具体的な候補なんかは選定を進めてさせていただきたいというふうに思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。４８ページ、４９ページ。５項保健体育費。１２款公債費。続きまして５０ページ、５１ページ。１３款給与費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ歳入へ進みます。

4 ページ、5 ページ。2 歳入。1 款町税、2 項固定資産税、5 項入湯税。9 款地方交付税。1 1 款分担金及び負担金、1 項負担金。1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

質疑はありませんか。

4 番。

○4 番 岩藤議員 入湯税のところなんです、30 万円の減ということですが、例えばコテージへ、6 人用コテージに実態としては6 人が泊まっているということはないと思うんですよ。例えば6 人用コテージに10 人なり15 人なりが泊まるという、そういう状況の時に入湯税はあくまでも6 人分ということになっているんでしょうかね。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 入湯税につきましては基本的に一人当たり宿泊の場合は150 円という定めがあります。ということでありますから、人数につきましては実績として上がってくる人数に基づいて入湯税を徴収しているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4 番。

○4 番 岩藤議員 実績をつかめないというのも分かるし、客観的に見て入湯税だけでも取ればいいのになというふう思うところがあったりしてちょっと質問したんですが、わかりました、はい。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 今現在の、私たちに25 年度の推計をしている数字ですけれども、宿泊客数で3,100 人、それから日帰り客で4 万人ほどの見込みを立てております。当初予算では宿泊客数を3,540 人と、それから日帰り客を4 万2,400 人という数字で見込んでおりました。これに基づき今回減額するもので、平成25 年度の推計見込み額と前年度を比較しますと、宿泊客数では2.65% 実際は上がっているんですけれども、日帰り客数の方でだいたい800 人ほど減っているという、あくまでも見込みですけれども、そういうような状況下にあります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。6 ページ、7 ページ。2 項国庫補助金、4 項社会資本整備総合交付金。1 4 款道支出金、1 項道負担金、2 項道補助金。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。8 ページ、9 ページ。3 項委託金。1 5 款財産収入、2 項財産売却収入。1 6 款寄付金。1 7 款繰入金、2 項基金繰入金。

質疑はありませんか。

9 番。

○9 番 佐藤議員 繰入金でお尋ねします。ふるさと銀河線の跡地活用ということで基金繰り入れを3,170 万円見込んだんですけれども、今回1,000 万円ちょっと減額しました。最終的にはそれら

に対応する事業の財源充当ということで、2,115万2,000円が銀河線から繰り入れをするということに計算上はなるわけなんですけど、ちょっと歳出との絡みでちょっとお聞きしたいんですけども、基金ですから貯金ですので、一方ですね、歳出で減債基金をですね、2億6,300何ぼ追加するわけですね。そうすると、いろいろ銀河線の基金についてはそれなりの用途というか、条例に基づいて使いみちというのは規定されているわけなんですけれども、ただ、いずれにしろ一般会計の中でやりくりするわけですから、私なんていうのかな素人考えになるかも知れませんが、ここにですね、減債基金をですね、2億6,300数10万円を積み込むのであれば、むしろふるさと銀河線ですね、2,100数10万円ここでまた崩して充当するわけですから、相殺してですね、基金同士の相殺ですので、できるだけ銀河線ですね、基金は崩さないで減債の方でやりくりしてはどうかという、そういう素人考えなんですけど、その考え方を聞きたいのと、それから夏まつりには500万円、当初500万円基金を予定していたけど、これは過疎債対応ということで財源を見つけたので、今回夏まつりの基金については一切崩さないでゼロということなんですけれども、まあ、それはそれでそういう対応をしたということで夏まつりについてはあれなんですけれども、いずれにしても銀河線ですね、基金の繰り入れのそういった考え方についてちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまご質問をいただきました銀河線の基金の関係、それから若干減債基金の方のお話もございました。基本的な考え方をですね、これは目的基金でありますので、銀河線の基金については銀河線の跡地整備にかかる事業に対して財源を充当するために取り崩しを行っていくということでございます。それから、逆に言いますと、この用地を売払いをしたような場合には、逆にこれに対する積み立ても現在まで行っているということでございます。それから減債基金のお話もございましたけれども、減債基金につきましては文字通り借入れをした町債の償還に充てるということを前提にして積み立てをしておりますので、今回最終的に普通交付税の方で留保額として3億円程度になったということから、総体的な財源の調整として減債基金については取り崩さないという判断をして減額をいたしました。

いずれにいたしましても、財政運営上ですね、基本的には今言った目的基金についてはそれに充当せざるを得ないという状況がございますけれども、例えばの話で積み立ての場合は財政調整基金であったり減債基金であったり、今ご提案のありましたふるさと銀河線にも積んだらいいんでないかというお考えは当然あってもいいのかなというふうに思いますけれども、ただ、その辺につきましては今後のですね、ふるさと銀河線跡地整備が本格化をしまいきますので、その中で現在今年度末の残高、銀河線の基金は約3億6,000万円程度になろうかというふうに思いますけれども、その他の財源手当てを含めた中で、もし銀河線基金に対してですね、さらに積み増しをしたうえでこの跡地整備を進めていった方がいいというようなことになりましたら、それらについても検討はしてまいりたいというふうには思います。ただ、一定の目的のために積み立てをしている基金でございますので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。10ページ、11ページ。18款繰越金。19款諸収入、

2 項貸付金元利収入、4 項雑入。20 款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 繰越明許費の補正。

議案の5ページ。第2表 繰越明許費補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案の最初にお戻り願います。

第3条 地方債の補正。

議案の6ページ。第3表 地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)〉

○佐藤議長 議案第5号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第4号)。8ページ、9ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。2 款保険給付費、1 項療養諸費、2 項高額療養費。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。10ページ、11ページ。3 款後期高齢者支援金等。6 款介護納付金。7 款共同事業拠出金。11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

9 番。

○9 番 佐藤議員 償還金でお尋ねします。この中で負担金の、療養給付費の361万円の償還ということなんですが、これについては理解しましたけれども、会計検査院の方の指摘ですね、64万2千円の償還があったということなんですが、この実地検査ということなんですが、具体的にどういう段階ですね、こういった検査院から指摘されて、どこが指摘されたのか、我が町が指摘されたのか、それとも厚生労働省がですね、こういったデータ誤りと言いますか、何かそれで指摘されたのか、ちょっと会計検査院の指摘の内容についてお知らせください。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 これにつきましては、平成26年の6月に行われた会計検査院の実地検査ということで、当然議員もご承知のことと思いますけれども、大きな都市です、都市に会計検査院が入って、その段階で一応こういう指摘を受けたということです。それで現在のところ返還金の対象の市町村は

全道１６０市町村と３広域連合ということは、国保に加入している保険者はすべて、北海道の保険者ですね、対象になっているところでございます。

それで一応道からも取り扱いについてという内容が来ておりますので、若干読みますのでご理解いただきたいと思います。市町村が法定の患者負担を軽減する単独の助成事業を実施した場合、単独の助成事業ということは重度、母子等ですね、実施した場合一部負担金相当額の費用額に対する割合に応じ国庫負担金の対象となる費用、医療費に厚生労働省で定める減額調整率が適用され、交付額が減額されることとなっておりますが、平成２２年６月の会計検査院実地検査において減額調整率の適用誤りにより国庫負担金等が過大交付となっているということの指摘を受けたところでございます。これについては、去年の新聞報道等でも出ていることでございます。ということで、一応大きな都市に入って、北海道すべての保険者がこの対象となったということでご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ歳入に進みます。４ページ、５ページ。

２歳入。２款国庫支出金、１項国庫負担金、２項国庫補助金。３款療養給付費交付金。４款前期高齢者交付金。５款道支出金、１項道負担金、２項道補助金。６款共同事業交付金。続きまして６ページ、７ページ。７款繰入金、２項他会計繰入金。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第６号 平成２５年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）〉

○佐藤議長 議案第６号 平成２５年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）。

質疑は条文ごとに進めます。

第１条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書（第３号）。８ページ、９ページ。歳出から進めます。

３．歳出。１款総務費、１項総務管理費、３項介護認定審査費。２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、２項介護予防サービス等諸費。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。１０ページ、１１ページ。５項高額医療合算介護サービス等費、６項特定入所者介護サービス等費。４款地域支援事業費、１項介護予防事業費、２項包括的支援事業・任意事業費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ歳入に進みます。４ページ、５ページ。１款保険料、１項介護保険料。２款国庫支出金、１項国庫負担金、２項国庫補助金。３款支払基金交付金。４款道支出金、１項道負担金、２

項道補助金。5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。続きまして 6 ページ、7 ページ。2 項基金繰入金。6 款諸収入、2 項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第 7 号 平成 25 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)〉

○佐藤議長 議案第 7 号 平成 25 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書 (第 3 号)。6 ページ、7 ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。2 款水道費、1 項水道事業費。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。8 ページ、9 ページ。続きまして 10 ページ、11 ページ。4 款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に進みます。4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。2 款国庫支出金、1 項国庫補助金。3 款繰入金、2 項他会計繰入金。4 款繰越金。5 款諸収入、1 項雑入。6 款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第 2 条 地方債の補正。議案の 2 ページ。第 2 表 地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第 8 号 平成 25 年度置戸町下水道特別会計補正予算 (第 3 号)〉

○佐藤議長 議案第 8 号 平成 25 年度置戸町下水道特別会計補正予算 (第 3 号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書 (第 3 号)。6 ページ、7 ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。2 款下水道費、1 項公共下水道事業費、2 項農業集落排

水事業費。続きまして8ページ、9ページ。3款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に進みます。4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、2項手数料。3款国庫支出金、1項社会資本整備総合交付金、2項地域自主戦略交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金。5款繰越金。7款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 地方債の補正。議案の3ページ。第2表 地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。開会時間は後程連絡いたします。

休憩	10時43分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号から議案第8号までの5件を通して質疑漏れはありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 下水道の特別会計のところでちょっとお伺いをしたいと思います。6ページ、7ページ。歳出のところですが、下水道費の中で浄化センターの関係で7月、8月に入札不調のようなことがあったというような説明がありましたけれども、その辺の内容を詳しくお知らせください。

○佐藤議長 施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 実は冒頭でのご説明のとおり、浄化センターの改修業務につきましては日本下水道事業団にすべて委託をして実施しております。今年3年目の事業になりまして、工事になりまして、主に説明を申し上げましたとおり屋根ですとか、外壁ですとか、内部の一部改修、それから火災警報器関係の電気関係の工事でした。通常事業団の場合、7月くらいにその年度の発注。一応発注方法につきましては公募になります。ちょっと置戸町の入札の方法とちょっと違っていて、公募で事業概要についての広告をいたします。応募できるのは事業団に登録をしているその工事の工種と工事金額ランクに合った業者が応募するようになっていますが、今年度の全国、全道的な、特に建築・土木、特に建築のウェートが大きい、今回も建築の部分のウェートが大きい工種になります。まあ人手不足ですとか、資材の関係とか、いろんな要素がある中で、全道的にも1回の広告で落札をしてい

ない事例が沢山ありまして、下水道事業団のみならず北海道におきましても、秋頃までの状況をお聞きすると、だいたい15%から20%が不調になっているという状況がございました。9月、10月の時点で私が事業団に出向きまして、そういったような状況のなかで今後どのように業務を展開していくのかというところで打ち合わせをしたところなんですけれども、その後8月、年明けまでの作業のなかでどうしても立ち行かない状況があるということでございます。

具体的に申し上げますと、実は建築・土木関係で今年8本の事業を広告してあったそうです。7月の時点で落札ができたのは2件のみということで、その他の事業については年明け、現在までこういうような状況になっているということで、ほとんどの事業が繰り越しをせざるを得ないという状況になります。これに対する国と北海道の補助金の対応なんですか、今震災等の事例でも相当あるということで、国の方も繰り越しについては寛容という言葉が適切かどうか分かりませんが、適切な事業期間を取って仕事をするようにという方針を含めまして、国の事業も含めてですね、繰り越しがどちらかと言いますと繰り越しして事業をやるようにという状況になってございます。そのことから町としまして、あまり、ほとんど実績が私も経験ございませんけれども、やむを得ないということで、今年の9月、秋くらいまでの工期できちっと仕事をやっていただくというふうに判断せざるを得ないということでございますので理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

議案第4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの5件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第4号から議案第8号までの5件について討論を終わります。

これから議案第4号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの5件を一括して採決します。

議案第4号から議案第8号までの5件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第4号 置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第8号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの5件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○佐藤議長 日程第7 同意第1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第1号は置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本町固定資産評価審査委員会委員、結城信一氏は平成26年5月6日をもって任期満了となるので、後任につきのものを選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方であります、住所は常呂郡置戸町・・・・・・・・・・。氏名は長澤孝氏でございます。生年月日は昭和37年・・・・・・現在51歳でございます。(以下履歴省略)

なお、前任者であります結城信一氏につきましては、3期9年間務めていただきました。後任の長澤孝氏の同意についてよろしくお願いを申し上げます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

これから同意第1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

○佐藤議長 日程第8 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第2号は、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてでございます。

オホーツク町村公平委員会委員 奥谷公敏氏は、平成26年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約(昭和42年規約第1号)第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の委員さんであります、住所は北海道紋別郡湧別町・・・・・・・・・・。氏名は奥谷公敏氏でございます。生年月日は昭和24年・・・・・・現在64歳でございます。(以下履歴省略)

オホーツク町村公平委員会委員には平成22年の4月に就任をされておりますので、4年経ちまして1期が終了するということでもあります。2期目の就任にあたっての同意案件であります。よろしくお願い申し上げます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

これから同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◎日程第10 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

○佐藤議長 日程第10 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました諮問第1号は置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。本町人権擁護委員候補に、次の者を推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問するものでございます。

住所は常呂郡置戸町・・・・・・・・・・。氏名は青木千恵子氏でございます。生年月日は昭和19年・・・・・・・・現在69歳でございます。(以下履歴省略)

人権擁護委員には平成20年に7月1日でありますが、就任していただいて2期目が終了することになります。1期3年でございますので今回3期目ということになります。よろしくお願い申し上げます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

お諮りします。

本案は原案によるものを適任者に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦については原案によるものを適任とすることに決定しました。

◎日程第 10 議案第 9 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第 29 議案第 28 号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例まで

————— 20 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 10 議案第 9 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第 29 議案第 28 号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの 20 件を一括議題とし、質疑を行います。

〈議案第 9 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず議案第 9 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第 10 号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第 10 号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第 11 号 置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第 11 号 置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第 12 号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第 12 号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第 13 号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第 13 号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第14号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第14号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第17号 北海道町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○佐藤議長 議案第17号 北海道町村職員退職手当組合理約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について〉

○佐藤議長 議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第19号 町道の変更認定について〉

○佐藤議長 議案第19号 町道の変更認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第20号 置戸町有林森林経営計画の設定について〉

○佐藤議長 議案第20号 置戸町有林森林経営計画の設定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。別冊予算書を用意願います。

第1条 歳入歳出予算は事項別明細書。33ページ、34ページ。歳出から進めます。

3歳出。1款議会費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。35ページ、36ページ。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。37ページ、38ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。39ページ、40ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。41ページ、42ページ。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 42ページの備品の購入費の関係なんですけれども、リースが終わって新規購入ということなんですけれども、実際問題これ前は確かリースで借り上げていたと思うんですけれども、企業で言えばいわゆる売り上げが上がってですね、経費に落とす場合はリースが非常に適切なんですけれども、どうしてこういっぺんに買うことにしたのか、その辺について聞きたいと思いますが。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 現在の印刷機でありますけれども、平成21年に導入しまして5年を経過しましてリースが終わったということで、新たに更新をするものでございます。それで、この機種自体がですね、かなり高価で、21年当時は機種を含めてだいたい500万円くらい、500万円近くかかったので、それで一括で買うよりもリースで5年間リース契約をして利用した方が1年ごとの支出額が少なくて済むと、そんなこともあってですね、当時はリースをしたんですけれども、この度5年を過ぎましてリースの契約が終わって更新にあたってですね、また新たにリースをするのか、それとも購入をした方がいいのかということで、ちょっと試算をいたしまして、現在の機種をですね、同じ機種をリースするということになるとリースと保守で670万円ほどかかると。現在のこのリースを終わった機種をそのまま再リースをするということになると650万円ほどかかると。リースと保守、保守が上がりますから当然。リース料金は少ないんですけれども、かなり年数が経っているということで保守料が高いということで650万円ほどかかると。それと今回入れることを予定しているですね、新たな新機種を購入した場合、リースをした場合、試算をいたしまして、リースをした場合ですね、5年間リースをした場合につきましては総額630万円ほどかかるということです。

それで購入した場合どうなのかということなんですけれども、購入した場合ですね購入費、それとあと5年間の保守を含めてですね、590万円ということになりましたので、それぞれ現在の同じ機

種を利用した場合、それとも同じ機種を新たにリースした場合、新規の今回購入を予定している機種の購入した場合、リースをした場合、それぞれ試算をいたしまして、そのなかですね、新たな機種を購入した方が経費的には安いということですね、今回導入をすることといたしました。ただ、前回21年度に購入したときも単年度でかかる経費があまりにも大きいということで5年間リースをしたという経緯があるんですけれども、今回のこのような試算の中から購入した方がより経費的には安く購入できるのではないかと、そんなことも含めて検討した結果、今回のように購入するということに決まったわけでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 これ、定価はいくらなんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 定価というよりも、この機種を購入する金額ですね、今回410万円ほど見てます。予定してます。そのほかに保守代ということになりますので。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 ちょっと考え方が違うのかなと思ったんですけれども、印刷機410万円ですよ、これ見積金額は。今定価が490万円ということはもしかしたらもっと安くなるのかなという感じがしたんですけれども、そういう考え方でいいですか。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 すみません。あの定価でなくて、一応購入を予定している金額です。今ちょっと定価が手元にありませんので、一応購入を予定している額として、見積金額ですけれども410万円ということで予定しております。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 それじゃあもう1回お尋ねしますけれども、これより高いということですね、価格は。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 定価の数字が手元にありませんけれども、基本的に見積りでいただいた金額が410万円ですので、定価はもっと高いと思います。

○佐藤議長 答弁がありますか。総務課長。

○中村総務課長 失礼いたしました。定価が400万円で、それに消費税で432万円が一応購入価格になっております。それを一応見積り段階ですけれども410万円で購入をしないと、そんなことで考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。43ページ、44ページ。

4番。

○4番 岩藤議員 謝礼金等ということで3万円ですか、クイズというような説明があったと思いますが、もういちど説明をお願いしますか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 実質増額しているのは1万円の増額でございます。これにつきましては広報おけと読者プレゼントクイズ正解者への景品にかかる経費を計上しているということで、これにつきましては読者の楽しみや広報おけと本誌へのご意見などを募集する機会となればということでの1万円を計上しているところでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 広報をより多く読んでいただくためのクイズを出して、その景品が何かに充てるという考え方ですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 広報自体はすべての町民の方が購読されていると思います。今回につきましては、このクイズを出すことによりましてですね、そのなかでアンケート調査というか、そういうものも兼ねて行おうと思っております。それで普段思っている広報に対するですね、思いとですね、そのなかで寄せていただければと、クイズの回答と合わせて寄せていただければということで、広くご意見を伺いたいという意図的なものもありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 14節のですね、ブログサービス使用料ということで5,000円ですけれども、金額少ないですけれども、中身についてお伺いしたいんですが、今使っているFC2というブログに広告が貼りつけないようにするためにFC2ブログの有料使用料を払うということによろしいでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 そのようにご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 そうすると今度からは企業の広告が貼りつかなくなるということだと思んですけども、お願いと言うか、希望なんですが、写真を貼り付けてますよね。写真クリックして、普通のブログですと大きい画面に貼りつけた写真が大きくなって出てくるんですけども、例えば一つの記事に三つ、四つの写真が貼り付いているとすると、スライドショーというか、この日の記事の写真は順番にスライドショーで見れるような形になるんですが、現在のやつは1回閉じて、またその写真をクリックしないと、例えば4枚の写真が1枚ずつ見られないというような状況になっています。その辺も改めてちょっとこのブログサービスの方を研究していただいて、より見やすいものにしていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 このブログの関係なんですけれども、当初アメーバということで、アメーバの提供ということでございました。ただし、かなり広告が華美というか、そういうような状況で、ということでFC2にしたものでございます。現在ブログ開設から1年を経過し、町のホームページ利用者などにもある程度認知をされてきていると思います。

それで、議員がおっしゃっているように、無料である広告を非表示にするブログサービスもあると

と思いますが、現在はアドレス変更にはもちろん現在アップロードされている記事や写真、これも引きずられることありませんので、そういうこともあってですね、今回そのＦＣ２の中から広告を一応削除しようということにしたものでございまして、今おっしゃられた写真の関係等ですね、今後ともよりよいものにしていくために検討を重ねていきますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。４５ページ、４６ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。４７ページ、４８ページ。

質疑はありませんか。

３番。

○３番 高谷議員 昨年の庁舎の維持管理にかかる経費の中の委託料で、庁舎の診断委託料というのが昨年３５０万円ありました。その結果、内容についてはどのように出ているのか、ちょっとお聞きしたいんですが、あればお願いいたします。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 庁舎の耐震調査委託につきましては昨年度実施をいたしました。工期が３月１５日、もう終わったんですけれども、まだ私の方に詳細は来ていませんけれども、概要等につきましては施設整備課の方にありますので、詳細まではちょっと説明できるかどうかわかりませんが、概要については技官の方から説明させていただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 耐震診断、終了したばかりなものですから、ちょっと詳細はあれなんですけれども、概略についてお知らせします。診断結果につきましては危険と判断されるＩＳ値というのがありますけれども、０．６以下の部分が危険になってくるということなんです、うちの庁舎につきましては１階部分の×双行と言いますか、道路と並行した部分につきまして０．４３９という値で、その部分がＮＧ、ちょっと危険であるということになっています。それと３階部分のはね出した部分、２階より飛び出た部分の梁の部分がありますけれども、その部分についても危険と判断されてます。

具体的に今補修というか、そういう提案についてなんですけれども、１階の柱の補強、コンクリートで、ましコンクリートと言うんですけれども、ちょっとふかすような形で頭をふかす場所が８カ所ほど必要になる。並びに柱と柱の間、具体的には下の除雪機とか保管している部分なんですけれども、その部分に体力壁と言いまして、２５センチほどの厚さのコンクリートで壁を作っていくというところが５カ所ほど必要になるかというふうな判断をされております。

それで、今通り抜けしている部分につきましては、そのまま体力壁はつかなくても大丈夫というようなことも聞いておりますので、道路と並行した部分だけが５カ所必要になるということです。それと３階部分の片持ち梁の部分につきましては、袖壁のような体力壁が必要になりまして、張り出している梁に対しまして１０カ所ほどなんですけれども、その体力壁の袖壁が必要になるということです。

２階内部及び３階内部につきましては、補強の心配は必要ないというふうに聞いております。まあ

当初この建物はかなり古いものですから、設計上大幅な補強が必要になるのかなと思っていたんですけれども、予想よりは少ない箇所の補強であるということを確認しておりますのでご報告いたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。49ページ、50ページ。
1番。

○1番 嘉藤議員 13節委託料の屋根雪下ろしの業務ということが新しくなったということですが、その内容についてお知らせください。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 委託料の屋根雪下ろし業務委託料の10万円ですけれども、これにつきましては住民センター、川向住民センターと拓殖住民センターの屋根の雪下ろしです。両住民センターの雪下ろしにつきましては、従来施設整備課の作業員直営でやっていた経過があります。それで作業中に事故を起こしたこともありまして、その後は、ここ2年ほどは業者の方に委託をしてやっていただいていますけれども、これまでは実際に雪下ろしをやったんですけれども、予算措置はしておりませんでした。と言うのはそんなに多いものでなかったので既存の予算の中でやっていましたけれども、特に拓殖住民センターの屋根の雪が滑りが悪いのか落ちないですね、ちょうど溜まって去年ちょっとすがもりがあった。そんなこともありまして、今年はちゃんと予算措置をして早めに雪下ろしをしないと、そんなことで予算措置をした次第であります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。51ページ、52ページ。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。53ページ、54ページ。
1番。

○1番 嘉藤議員 まちづくり基本条例委員会に要する経費ということでお伺いをいたしますけれども、もう昨年のこれを実施していると思えますけれども、その内容と言いますか、どのようなことを協議しているのか。何か変えた部分があるのかということで、その経過をお知らせください。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 まちづくり基本条例につきましては、平成22年の4月から施行されてございます。委員さんの任期につきましては一応2年ということになっておりまして、現在の委員さんは2世代目と言いましょいか、2年目ということにとりあえずなります。それで、昨年の3月の議会でも実はこのまちづくり基本条例の一部条例改正の提案をして議決をいただいておりますけれども、基本的にまず一つの役割といたしましては、このまちづくり基本条例というのはですね、まあ社会情勢の変化ですとか、時代背景などが変わることによって、この内容自身がですね、改正をしていく必要がないのかどうかというようなことがまず一つの役割としてございます。そのほかには当然でありますけれども、町民、行政、議会の役割ということがきちっと決められておりますから、そういうこ

となんかについての意見交換でありましたり、あとは置戸町が目指す方向、これは町民憲章に謳われている5項目を目指すということでこの基本条例ができておりますので、それらについて、今現在置戸町として取り組んでいくべき事項ということはどのようなことなんでしょうというようなことも含めて議論をいただいているところであります。

それで現在の2年目を迎えた委員さんにつきましては、総体的には22年度と23年度に議論いただいた内容を引き継ぎをいたしまして、この2年間の間でですね、それぞれ協議をしていただいたものを、最終的には今月の末に4年間のまとめという形になるかも知れませんが、そういったことで町長の方に対しまして報告をいただく予定になってございます。先程もお話いたしましたように、内容につきましては条例改正についてのご意見も今出てくるようであります。

これはご承知のように東日本大震災ですとか、昨年の大規模停電なんかも受けましてタイムリーであるかなというふうには感じておりますけれども、この基本条例の中に災害に強いというようなニュアンスの言葉を入れていったらいいんじゃないでしょうかという、おそらくご提案になるだろうというふうに思っておりますし、少子高齢化を迎えまして、例えば自治会の活動であったり、いろんな行事であったり、それから自治会の役員の担い手であったり、それからまた同じことになりますけれども、昨年の10月の大規模停電の反省点としてですね、やはり日常的な隣近所、または自治会内、地区内でのコミュニティーが大変大事になってくるだろうというようなことがこの委員会の中でたくさん議論をいただいているところであります。それらについてですね、ご報告をいただけるかなと、そんなような状況になってございます。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 54ページですね、上から5行目くらいに備品購入費の車両の300万円があると思いますけれども、その辺について用途なんかもちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 購入予定の車両は1800cc程度のハイブリッドカーで4ドア車と考えています。

この予算計上に至った経過なんですけど、まだちょっと議会にご報告申し上げる段階でないものですから詳細は差し控えさせていただいたんですが、実は本年の1月29日に現在使用しております総務の乗用車、5ドアですね、ホンダインサイト1300ccのハイブリッドカーなんですけど、物損被害事故に遭いました。ちょうど訓子府から道道福野線とモイワスポーツランドに行く交差点のところですね、一旦停止をしない相手方の乗用車の衝突事故に遭いまして、被害事故です。車両が全損状態になりました。幸い人命は双方とも怪我がなくてせめてもの幸いだったんですが、そのような経過の中で、全損と言いましても修繕不可能というわけではないんですが、修繕料と今のインサイト、平成21年の購入車両なものですから、残存価格で80万円程度。エンジン部分ハイブリッドの電気システム関係を除きましても、車体関係だけで140万円を超える修繕料の見積もりとなりまして、このような状況から判断をさせていただきまして今回更新購入をさせていただくと、そんなような予算計上とさせていただきましてご承知いただきたいなと思います。事故の状況につきましては次回以降の議会で、ただいま示談交渉中でございますので、そのような状況で次回以降の議会でご報告申し上げることになろうかと思います。よろしくお願いします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。５５ページ、５６ページ。

３番。

○３番 高谷議員 １００周年記念事業に要する経費の中の負担金補助金及び交付金。この１００万円の交付金の内容について、何に使われるのか。１，０００万円、失礼いたしました１，０００万円の内容について具体的に教えて頂きたいんですが。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 １００周年の記念事業につきましては、予算説明の歳入の資料を使いまして企画委員会から実行委員会に引き継ぐ、現在予定されている事業についての説明をさせていただきました。１３事業ほど、今現在ですね、事業としては申し送りをすると、実行委員会の方で最終決定をしていただくと、そのようになってございます。そのうち一部事業は直接、直轄予算として４事業ほどは計上していますという話をしました。

したがいまして、現時点でこの１，０００万円に対する考え方につきましては９事業にかかる平成２６年度の準備ですとか、もしくは２６年度中にやらなければならない、メニューとして考えたときにこの１，０００万円を計上させていただいています。

現時点ではですね、まだ正直申し上げまして内容の詳細は全く決まっておりませんので、本当の概算ということでご説明をさせていただきますけれども、メニューの一つの中にですね、記念要覧の作成ということがございます。それから併せまして記念映像という形でＤＶＤの動画についても作成をするというようなご提案をいただいております。これにつきましては時間的には相当準備期間も必要であろうというふうに今現在考えております。作業内容につきましては予想されるものが要覧ですと写真の撮影でしたり、ＤＶＤ作成に当りましてはですね、各種イベントやなんかの言ってみれば映像の撮影と言いましょうか、そんなことが主になるんだらうなということでございます。

記念要覧の発行も今現在ですね、２８年当りがどうかということで考えておりましたけれども、２７年の記念式典あたりには間に合わせた方がよろしいんでないかというような意見も今現在ございまして、およそ期間といたしましては本年度と来年の１１月ぐらいまでの間、それからこのＤＶＤの作成につきましては２年程度、こちらの方は記念事業で行われたものの内容についてもぜひ動画として、記録として残したいなという思いもありまして、そんな予定でございます。したがいまして、それらの経費のうち２６年度分として概算になりますけれども４００万円程度とりあえずまず見込んでおります。

それからＰＲ事業がございます。これにつきましては２７年度の年にやる物もあるんですけれども、例えば２６年度の間で２７年度に向けてのやはりですね、ＰＲ事業というのが大事になってくるんだらうなという考え方もございます。例えば２７年に向けての１００周年の看板であったり、ポスターの作成であったり、もしくはＰＲのための記念グッズの作成なんていうのもでてくるのかなという想定をしてございまして、それらの経費として約３００万円くらい概算で見えております。

それから町民構成劇、これは仮称ですけども、これも現実的に進めるとなりましたら、かなり早い段階から、このシナリオの作成に始まりましてですね、舞台準備、どのようなことになっていくの

かということも含めて、専門の方のご意見もいただきながら進めるような構想になっておりますけれども、それらの経費として幾らかかかるだろうということも想定しております。

それから野外コンサートもちょっとこれ案の中で出ておりまして、これらですね、出演依頼ですとか調整作業に旅費なんかも含めましてかかるだろうという想定もしてございます。

それから構成劇に参加をしたり、26年度から結成をしてスタートをしたいというものの一つにキッズダンスという子供達を対象にしたですね、グループの結成をして、それらの衣装であったりいろんな準備も必要であろうかということがありまして、この三つを含めましておよそ250万円程度予算を考えております。それから残り50万円につきましては一応事務経費ということで、合わせまして1,000万円、全くの概算でありますけれども、そういう考え方で計上させていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。 57ページ、58ページ。

9番。

○9番 佐藤議員 地域振興に要する経費の旅費でちょっと聞き違いがどうか分かりませんが、普通旅費で銀河線の関連の何かの旅費が計上されていると聞いたのですが、その内容についてちょっと教えてください。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 地域振興に要する経費の旅費のご質問でございます。ふるさと銀河線跡地ですね、整備につきましては木道プロムナードがいちばん早いのかなというような予定をしてございますけれども、これらのほかに入口部分それから25年度で撤去いたしました、盛土を撤去しました宮下の跡地のこと、それから木道プロムナードのエリアの部分、それからですね、現在森林工芸館が建っておりますけれども、あの部分を含めまして大きく四つのエリアの整備が必要になってくるというふうに基本的に考えてございます。

その中でも以前にも若干ご説明をさせていただいた経過がございますけれども、できれば有効な補助制度がないかということで、この間協議をしてございまして、今利用できる制度といたしまして検討してございますのが社会資本総合整備交付金の活用で、土地再生整備事業というのがございます。これですね、活用に当りましては跡地全体の整備計画をきちっとある、と固めた段階で初めて申請すると言いましょ、そういうような手続きになってくるんですけども、この計画につきましては国土交通省が所管でありますけれども、手続きとしては総合振興局を一時的には窓口にいたしますが、それ以降のですね、計画内容の審査でありますとか、いろいろ中身のことの協議につきましては、まず北海道庁にその次に行きます。それから、それを終えますと今度北海道開発局の方にさらに申請をいたしまして受け付けをいただいたものが言ってみれば直近の国の方の予算に計上されているというような事務手続きになりまして、その間の協議に札幌、事務が担当の方と技術担当の方で1回につき2名程度ということで、合計4回程度を見込みまして、その分としてですね、29万7,000円増額をさせていただいたということでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。５９ページ、６０ページ。

１番。

○１番 嘉藤議員 上段の補助金のところでテレビの共聴の関係で２１戸中９戸で組合を作るということでしたけれども、その残りの部分についての受信と言いますか、その対策についてのことをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 デジタル放送が始まりまして新たな難視聴対策が必要になった世帯、私説明の時にちょっと２１戸と申し上げました。ちょっと数字の訂正をさせていただきたいんですが、２３戸でございます。お詫びをし訂正させていただきたいというふうに思います。それでアナログ放送が終了したのが２１年の６月でございます、国のですね、新たな難視聴に対する対策というのは平成２６年度をもって終了するという予定になってございます。そういった中で難視聴になられた方につきましてはデジタルサポートセンターが中心になりまして、町も一緒にですね、個別の対応を検討させていただきました。通じて申し上げますと、２３戸のうち高性能アンテナ、言ってみればちょっと高い位置に家庭用の通常のアンテナよりちょっと金額的には高いでしょうかね。そのようなものを自宅付近に上げることによって受信ができる設備でございますけれども、高性能アンテナ対策をした方が５軒ございます。それから、この協議を進めたときには対策としては提案をされていなかったんですが、ワンセグ放送を受信することによって見るといった方法を取った方が２軒いらっしゃいます。

それから今回ご提案をしていますこの補助金にかかる、この勝山地区の方々が全部で９軒いらっしゃいます。残りの７軒なんですけれども、これは当時対策が必要だとしたものの中にはちょっと鹿の子荘なんかも数字的には含まれておりまして、現在営業していませんし、これはもう含まれています。それから季節的に置戸にいらっしゃって、夏の間ちょっと畑を作っているなんかは必要ありませんというご返事をいただいたり、あとの５戸につきましてはテレビはあまり見ないですとか、それから家の近く、裏山にアンテナを移動したら見えるようになりましたか、ということで、それぞれこれはご本人とお話をさせていただいた上で何らかの対策、もしくは対策不要というふうに判断した方が全部で７戸いるということでの２３戸でございます。

なお、その勝山の共同受信施設につきましては、エリアとしては旧春日地域、それから鮭のふ化場がございます現在の勝山第一地域を合わせての９戸になってございます。そんなようなことの対応をしてまいりまして、一応置戸町におきます新たな難視聴対策というのは、勝山のですね、この受信施設に対する補助をもって、とりあえず現時点ではすべて解決をしたというような見込みで新年度予算、この補助金を計上させていただいております。

○佐藤議長 ここでしばらく休憩します。午後１時から再開します。

休憩 １２時０２分

再開 １３時００分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の審議を続けます。

〈議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書。歳出59ページ、60ページ。2款総務費、1項総務管理費。負担金及び交付金より始めます。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 午前中の続きになりますけれども、難視聴地域が26年度によって解消されるということで間違いありませんよね。と言いますか、その他の難視聴地域についてはすべて確認をされていて、それ以上の難視聴地域はないということによろしいでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 平成21年以降で町の方ですね、一応エリア毎の調査なんかも含めてやっております。申し出のあったところが23軒ということなので、現時点ではこれ以上の難視聴は発生しないだろうとは思われますけれども、ただ、デジタル波の場合は直進性が強いので、例えば木やなんか成長していったときにですね、現状の場所での受信が可能になるとかということはあるかも知れません。ただ、基本的な部分での難視聴というのは一応今回ご提案させていただいた勝山地区の9戸をもって、それぞれ個別と了解を得た上で対策は終了すると、こういう考え方をしております。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 対策を終了するということですのでけれども、その後について住民から難視聴ですやなんていう話があった場合にはどのようなことを考えておりますか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまのご質問につきましては、通常の今まで置戸町がやってまいりました難視聴対策というのはこれで打ち切るわけではありませんので、通常業務のなかで対応をさせていただくということと、制度としては平成26年度までございますので、それが今回相談した上で必要ありませんと判断をした方の中ですね、もしかすると気持ちが変わられて何らかの方法でテレビが見たいというご相談がありましたら、これは制度があるうちですね、国の制度の活用も前提に入れながら相談に乗っていきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 ということは町民にも何かの形で周知をするということによろしいですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ご相談は今までも随時受け付けておりますので、特に今回アナログ放送からデジタル放送に変わった時にはかなり大々的にですね、難視聴になられた方を対象にした説明会とか、いろんなことをやってきたつもりでおります。改めてですね、今年度そのための住民の方々のお知らせは現在のところ考えてはおりません。ただ、事例としてですね、気象条件やいろんなことで難視聴というのはいろんなケースが想定されて出てくるようでありますので、そういった大規模なものになったときにはですね、きちんとお知らせをしたうえで対応が必要になってまいらるだろうと思いますし、その他につきましては一応現在私どもの方で押さえてきた対象者と言いましょか、それ以外には原則的にはこのデジタル放送が開始されたことによつての難視聴は一応ないだろうという判断をして

おりますので、ただ、ご相談がありましたらこれからもきちんと対応させていただくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。61ページ、62ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 住民活動に要する経費のコミュニティー活動助成金について質問させていただきます。この助成金につきましては各自治体にですね配分されるということですが、基本的には12月だと思いますけれども地域懇談会の中でこの見直しということを要望されて、町の方にもですね、要請が行っていることになっていますけれども、まあ基本的には見直されるというか、増額をされるということで非常に期待をしていたんですけれども前年と全く変わらずということで、配分の算出基礎は変わらないと思います。ただ、5,000円総額は増額しているんですけれども、算出基礎は変わらないということですから、各自治体に配分されるのは例年通りの算定根拠と言われると思うんですが、その前年度と同額になったという経過と言いますかね、どんな形で今年は見送られたのか、そのことをちょっと、経過を説明していただきたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 コミュニティー活動助成金は平成16年度の駐在員制度の廃止に伴い創設されたものでございます。自治会活動への助成制度で地域コミュニティーの活性化を図ることを目的としているのでございます。議員もご承知のことと思いますが、各自治体の会計規模や収支内容、活動内容もそれぞれ違うところでございます。そういうことで、昨年の地域懇談会の中においてもですね、次年度の自治連の役員会等で一応協議を図りますということで一応お話をさせていただいたと思いますけれども、まさにそのとおり、本年度改正される自治連の役員会等で原案を提案し、お諮りし、自治会活動のさらなる活性化を目的として現行の基準の見直し等を次年度に向けて検討を行いたいと思いますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 12月の地域懇談会以降の情報のとりまとめの後ですね、具体的にその、多分窓口はあの自治連の事務局になると思うんだけど、具体的に案として何と言うのかな、行政側の案としてこういったものがあるとか、あるいは最終的には引き上げは見送るだとかね、具体的に折衝の中でね、現場でそういった連合会の方の事務局ないしは役員さんを通してね、何て言うのかな、協議というのか、折衝があったのかどうか、非常に疑問というか、私自身は連合会の役員でもなんでもないんですけれども、連合会の会長自身もしくは事務局自身がね、すでに26年度はですね、見直されて配分がですね、ある程度今後の自主防災組織のあり方だとか、地域の支え合いだとか、見回りあるいはコミュニティー活動の重要性ということを常時行政側から伝えられている中でね、さらにこのコミュニティー活動のですね、重要性というのは伝わってきているわけですよ。そのなかでですね、26年度は当然自治会側の方ではですね、見直されるという期待感が出ていると思うんですよ。そんな中で全く全然同額ということは何となく柱を外されたような気分というか、非常にその経過も良く

分からないということで、いずれにしろ何て言うのかな、現場の方ではよく伝わっていないというのが実態だと思うんですね。そんななかです、具体的にそういった何て言うのかな、窓口となるところのね、折衝というか、交渉というか、まあ協議と言うのかな。そんなことがあったのかどうかお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 地域懇談会以降はそのような協議等はありません。一応ですね、こちらの方でも試算はしたんですけれども、先程言いましたように各自治体ごと会計もそれぞれ違います。繰り越すところもありますし、足りないときには自治会費を上げるなり、それに対応していると思いますけれども、それぞれ実質どの程度上げればいいのかということもこちらの方でもまだ承知できませんので、これについては全体の会議等でですね、各自治会の中でご提案してですね、それを計り台にして一応ですね、次年度に向けて検討したいということで考えておりました。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 理由は理由としてそうであればですね、具体的にですね、26年度の予算についてはですね、行政側の原案として今課長が言われたとおりね、こういうことで見直しについてはですね、何て言うのかな、事務段階で1年間ですね、いろいろ検討させてほしいので26年度の予算についてはですね、見直したいというある程度意思というのかね、そういうことを伝えておかないと、この予算書が配布されて印刷されて見た段階で、あらどうしたんだろうというのが率直な私の気持ちだったんですね。だから、それはそれとして理由があるのであれば事前にですね、そういったところの団体に対してね、事前にやっぱりそういう何て言うのかな、意思表示というのをね、しておかないと誤解を生むと言うのかな、期待は当然していたので、あらなぜだろうということで、会長自身がそう思っていたし、私もそう思っていたんですけれども、そういうことになりますので、十分やっぱり行政側の考え方があるのであれば、事前にですね、根回しと言うのかな、そういうことで今年度はですね、新年度は見直しをちょっと検討させてくれと言っておかないと、何て言うのかな、誤解を生むというか、さっき言ったとおりそういうことになりますので、今後ですね、その辺のところを十分ですね、あの配慮しながらやっていただきたいと思います。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 ただいまの件につきましては自治連の会長さん並びに事務局長さん、来ていただいてお話をした経緯もございます。その他もろもろですね、コミュニティー活動助成金以外の部分でもお話をいただきまして、それらについてその場でお約束と言いましょ、こちらの方で示せるものについては示して行ったところでございます。ただ、まあこのコミュニティー活動助成金につきましては、先程町民生活課長もお話、答弁しておりますとおり、自治会規模ですとか、それぞれの会計のあり方等について、全体をもう少しこちらの案を示しながら、もう少し時間をかけて協議をしなければならぬというふうな、そんなことでその場でもお話したつもりでもございますので、26年という期待をもたれていたということでございますが、ちょっとそれには間に合いませんが、27年度に向けてですね、早い時期から検討を加えてこれらの活動がますます盛んになるような形での調整を図ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。63ページ、64ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 19節の負担金補助及び交付金で北海道自治体情報システム協議会負担金の部分なんですが、他の項目でも負担金は出て来るんですけれども、この一般会計、特別会計説明資料のですね、30ページに今年度分廃止分というのがあって、その2番目にですね、このシステム協議会負担金4,828万7,000円の廃止というふうに金額が出ているんですけれども、これはどういう意味なのかちょっと説明していただきたいんですが。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 資料に載っていた自治体情報システム協議会負担金の減額につきましては、昨年戸籍情報システムを導入いたしましたので、それに係る経費について廃止・減額になったということで記載をしているところです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 じゃ、この19節の負担金というのは通年通りというか、その置戸町分の負担金だという考えでいいということなんですね。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 はい、その通りです。協議会に対する基幹システムの通常年の負担金でございます。ただ、昨年に比べてですね、540万4,000円の増となっていますけれども、これは議案説明の時にしましたけれども、今年 WindowsXPをOSの保守が終了するということで、そのOSの入れ替えと、新たにですね、今のシステムを新システムに更新をする、その経費を、それはあくまでも26年度のみですけれども、その分が増額となっております。それ以外につきましては通常年の経費になっています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○4番 岩藤議員 今XPの話が出たものですから、ちょっとお伺いするんですけれども、今庁舎内で使っているパソコンそれぞれ職員の机の上にあると思いますけれども、それは全部自治体情報システムの方とつながっていて、各個人が使用しているパソコンそれぞれにOSが入っているということなんでしょうか。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 現在置戸町にあるパソコン136台ございまして、そのうちOSがXPのが49台、これ以外にありますけれども、それは今シンクロアンテナのOSが必要としない部分がございます。それで49台のうち入れ替えるのが33台、残りの16台につきましては直接単独、単品で言うんですか、それだけで使っていますので、現在この町で利用しているシステムにはつながっていない、外部ネットワークに接続されていない単独のパソコンが16台と。基本的にこの16台につきましてはXPですけれども、直接外部とのネットワークに関係ありませんので、今回この16台につきましてはXPの入れ替えをしないと、そんなふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○4番 岩藤議員 その自治体情報システムにつながっていないパソコンのXPは更新しないということですか。それは逆じゃないんでしょうか、どうなんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 16台につきましては、それぞれの課で単独で利用している、早い話がエクセルで利用するだとか、ワードで利用するだとか、外部のネットワークに必要としない業務で使っているパソコンですので、今回XPの保守がなくなったとしても、とりあえず問題はないだろうと、そんなことを考えまして16台につきましてはXPへの入れ替えはしないと、そんなことで考えているところです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

なければ次のページへ進みます。65ページ、66ページ。2項徴税费。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。67ページ、68ページ。3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。69ページ、70ページ。4項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。71ページ、72ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。73ページ、74ページ。5項統計調査費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。75ページ、76ページ。6項監査委員費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。77ページ、78ページ。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。79ページ、80ページ。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 福祉バス運行に要す経費ということでお伺いいたします。毎年のように説明を受けてますけれども、結構年数が経っているとか、走行距離が結構いってるんでないとか、いろんな話を伺いますけれども、最近聞いた話ではシートベルトがずいぶんいかれてて高速道路対応になってな

いんでないかという話を聞くんですけれども、その辺はどのように把握をしていますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 福祉バスにつきましては、毎年の車検、それから定期点検の中で整備をしておりますので、ちょっと私シートベルトがちゃんとなっていないんでないかという、ちょっとそこまでは把握してなかったわけなんですけれども、その点検の中で毎年整備はしているものというふうに抑えておりました。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 私も去年何度か利用させていただきました。その中でもシートベルトの不具合等がかなり見受けられましたし、なおかつそのことを運転手等にも伝えた経緯もありましたが、その辺は聞いていませんでしたか。それとなおかつ結構年数がたって使い勝手ということでの更新等の計画があるのかないのか、その辺についても伺いをしたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 毎年委託先の方と福祉バスについて打ち合わせをしているところでございますけれども、ご存知の通り福祉バスについては初年度の登録が平成4年の2月ということと、今年の2月の総走行距離では24万2,400キロほど走行しているということでございました。例年少しずつ修繕費用が増えているというふうにはお聞きしていますけれども、大幅に増えているということではお聞きしていないところでございます。また、すぐ車両がだめになるという委託先からの話は受けていないところでございまして、今後福祉バスの平均の乗車率を見ますと30人程度と、それから50人を超える乗車が年間5件ほどということもございまして、このバスは運転手も含めて57人乗りのバスでございますけれども、そういう乗車定員、それから福祉バスの更新時期ですね、それについてはこの後ちょっと検討を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。81ページ、82ページ。

質疑はありませんか。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員 老人ホームのボイラー改修工事、直接は関係ないんですが、将来改築に向かって太陽光などのエコエネルギーなどの採り入れなんかを計画されているか、ちょっとお知らせいただきたいと思うんですが。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 養護老人ホームのボイラーの改修につきましては、開園後18年が経過しまして、ボイラーの本体部分、縁管部と言いますとか、その本体の部分の劣化がかなり進行しているということで聞いてございます。腐食によりまして鉄板の厚みが薄くなりまして溶接修理が難しい状況にある、状態にあるということでございまして、そのため今回暖房、それから給湯のボイラー2基の更新をお願いするというものでございます。将来的なことはまだ検討をですね、してございませんのでこの場でこういう経過がありますよということとはちょっとお話できませんけれども、まあ現

在のボイラーがそういう状況にあつての修繕だということをご理解いただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。８３ページ、８４ページ。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。８５ページ、８６ページ。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。８７ページ、８８ページ。
質疑はありませんか。

５番。

○５番 細川議員 非常に細かいことで申し訳ないんですが、憩いの家の備品購入でストーブとホワイトボードなんか説明されましたが、中学校が今備品新しくかなり入れ替えるということで、そういうところからそのホワイトボードもしくは黒板等不良品が出ないのかどうか検討したでしょうかね。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 老人憩いの家の備品の関係につきましては、現在中学校につきましては入れ替えがございますけれども、使われている状態と。また、旧小学校、境野、勝山、秋田を含めてそういうものがない状況、それらを検討して、要望としてホワイトボードがございましたので新規購入ということを今回予算を計上した次第でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。８９ページ、９０ページ。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。９１ページ、９２ページ。
質疑はありませんか。

５番。

○５番 細川議員 １３節の委託料で高齢者ニーズ調査業務委託料、少し詳しく説明していただきたいんですが。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 高齢者のニーズ調査の委託料の関係でございますが、これにつきましては３年ごとにニーズ調査を実施していきまして、今のところですね、対象者を町内７１０人程度調査をかけるように今進めているところでございます。内訳については６５歳以上の方が６４０名ほど、それから要支援、要介護認定者の方約７０人くらいの方に調査票をお送りして、それぞれの意向を確認するというところで進めてございます。この調査の内容につきましては、それらのニーズ調査の集計分

析などをお願いするものでございまして、調査票の発送から含めましてお願いをするような形になります。それと最終的に報告書を作成いただくと。併せてCDの提出もいただくということで、この委託料を計上しているところでございます。

今、調査票をどういう形にするかということで、国の調査票をもとにですね、あと町独自の追加項目も加えて新年度に向けて発送の準備を今しているところでございます。それらの発送も含めて業者の方にお願ひして、先程来言ってますとおり集計分析などをお願いするということでございまして、それをもとに第6次の高齢者福祉の計画書、第6次の介護保険計画書の方に反映をしまいたいということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次のページへ進みます。93ページ、94ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 老人福祉事業支援に要する経費の13節の委託料についてお尋ねします。これは社会福祉協議会にですね、老人ホームを委託するということでの委託料なんですけれども、それぞれこれは資料に基づいて養護老人ホームと特別養護老人ホームとそれぞれ試算して、そして歳入歳出を試算して、マイナス分ですね、その分について町で委託料として支払うということになってるんですけれども、この試算の中でこの委託料については消費税というのは算入されていないと思うんですけれども、これはあれですか、社会福祉協議会は消費税の非課税団体になっているんですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 この委託料につきましては指定管理の委託料ということで消費税からは省かれるというふうに認識をしているところでございます。代替的に消費税の対象となる事業ではないという判断での、というふうに考えているところでございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 昨年も同じ試算で予算が計上されておりました。基本的に今予算が上がっている各民間だとかいろんななんて言うんですか、民間事業者だとか、そういったものに対する委託料については原則消費税3%の上置きの8%を経費上置きしてそれぞれ予算計上していると思うんですが、この老人ホームについてもですね、いずれにしろ指定管理のですね、管理の委託を受けているわけですから、最終的には社会福祉協議会もですね、税制上と言うのか、一般的には税務署にいわゆる消費税の課税団体として登録していると思うんですよね。まあ登録してなければ、なくてその非課税団体扱いになったらそれはそれで、この生の数字がマイナス分ということで計上されることは、その通りだと思うんですが、その辺がちょっと何て言うのかな、あいまいとかどうなっているのかなということで聞きました。現実にはですね、平成25年の分についてはですね、当然委託料の請求が来ますよね、あの社会福祉協議会から役場に対して。その時に請求書の中にですね、経費として25年分はまあ5%ですね、それも含めて請求されているかどうか、もしそれがですね、5%上乗せされて請求されているとすれば、当然26年度の予算はですね、今度8%、3%上置きになって、当然その委託料に加算されてくると思うんですが、何て言うのかな、25年度についても請求書の中にはそういった消

費税というのは、何て言うんでしょう、委託料の中には含まれていなかったという押さえでよろしいんでしょうか。

○佐藤議長 地域センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 すみません。ちょっと私の説明が足りなくて大変申し訳ありません。社会福祉協議会につきましては消費税の課税団体から外れていると、対象になっていないということで、請求につきましても消費税は含まれない中での請求ということでなっておりますので、よろしくお願いします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 今その社会福祉協議会の関係の指定委託料が去年よりも1,500万円くらい増えてますよね。増えている理由が一つと、それからもう一つは貸付金が8,000万円になっていますけれども、実際の運用は3月の今の議会でも4,000万円ほど減額してますよね。そうすると実際の貸付金は4,000万円でもいいんでないのかというふうに思われるんですが、その二つお願いします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 委託料の増額の内訳でございますけれども、一つは人件費の分でございます。昨年の予算に対しまして事務職員では1名、介護職員では2名多く、今回26年度予定をしてございます。それから何て言いましょかね、燃料の高騰を含めましてその分が上がっているということと、特養50周年記念の費用ということで、式典記念誌等を予定していますけれども、これの分の増、それから消費税の課税の団体ではないんですけれども、消費税を納める方では、ものを買えば消費税が上がってきますので、3%が上がることによっての予算の増ということもございます。それから歳入ではですね、介護報酬が全体的に増えているということでございます。

それと貸付金の8,000万円の関係でございますが、試算をしてみますとやはり一時的には8,000万円近く必要であろうと、最終的には今回の補正したとおり4,000万円程度で今年の場合は済んだわけですがけれども、やはり人件費の手当を支払う時とかですね、そういう時期にはどうしても介護報酬が2カ月遅れで入ってきますので、それらを考えると8,000万円が一応妥当だということで予算を計上したところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。95ページ、96ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。97ページ、98ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 ちょっと細かい質問ですが、下段のNPO法人に対しての交付金399万9,000円。この積算根拠は分からないんですが、400万円でもよかったのかなと思うんですが、

この端数が出る根拠と言いますか、きちんと積算した金額ということなんですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 NPO法人活動支援事業補助金の積算内訳というご質問だと思いますけれども、この中身については水道とか電気料を含めた費用が104万4,000円、それから燃料、暖房用・車両燃料が70万8,000円、それから通信運搬費が18万円、消耗品それから印刷製本が26万4,000円と、それから使用料・手数料が16万6,000円と、それから保険料ということで24万5,000円と、それから1名の賃金と調理師の謝礼ということで139万2,000円という内訳でございます。なかなか光熱費とか暖房の実績はまだ出てございませんので、かかるであろう経費を予測しまして、これらを足すと399万9,000円の金額となるということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。99ページ、100ページ。2項児童福祉費。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。101ページ、102ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 下段の児童福祉事務に要する経費、これにつきましては議案第9号にもありますこども子育て会議に要する経費ということだと思うんですが、まず委員に関してどのような方をお願いするか、どういう考えを持っているかをお聞かせ願います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 こども子育て会議の委員の関係でございますが、議案でもちょっとご説明をしたところでございますが、こどもの保護者、それからこどもの子育て支援に関し学識を有する方、それからこども子育てに関する活動を行う団体関係者、それから町長が適当と定めた方ということで、今のところ報酬対象の方については12名でございますが、そのほかに役場の行政の方から3名ほど入れまして、13名の委員構成を考えているところでございます。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員 今後こども子育て会議の中で子育てに関しての計画を策定すると。以前作りました次世代育成行動計画でしたか、その時に私も策定の委員長としてやってまいりましたし、所長さんも当時の担当の職員だったというふうに思います。次世代ということなので広くこどもに関しての部分かなというふうに思っていたんですが、実際の中身につきましてほぼ就学前のこども、小学校就学前のこどもが対象の計画だったなというふうに思っております。ということはですね、非常に対象となる事案に関しては、非常にどんぐり等々で行う事業に関しての、例えば病中、病後保育ですとか、延長保育ですとか、そういったような事業の計画になるのかなと。そうしますと非常に対象となるどんぐりの職員さんですとか、ある程度専門的に、実際に今子育てをしている方、要望や意見をしっかりと言える方々が本当に中心になって計画を策定していくべきなのかなというふうに強く思っていると

ころですので、人選に関して、また計画の策定に関しては十分に配慮をしながら策定に当たってほしいなというふうに願いを申し上げます。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 委員につきましては今考えているところでございますけれども、今お話がありましたとおり就学前の保育サービスが中心になってございます。地域のこどもの子育て支援事業ということもこの中に入ってまいりますので、放課後児童クラブの中身もこの中に入ってきて、小学校も含めての計画になろうかと思っておりますけれども、なお、どんぐりの方ではならの会という会もありますので、そういう方もこの委員の中に入ってもらうような形で、このあと検討を進めていきたいというふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次のページへ進みます。１０３ページ、１０４ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。１０５ページ、１０６ページ。４款衛生費、１項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。１０７ページ、１０８ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進んでよろしいですか。１０９ページ、１１０ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。１１１ページ、１１２ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次のページへ進みます。１１３ページ、１１４ページ。

４番。

○４番 岩藤議員 先程２５年度の補正のところでも質問したんですけれども、葬祭場等管理委託料の部分、減額で４１万円の補正ということで先程説明がありました。実績でということだったんですけれども、今年度の予算を見ると昨年度の予算よりも３６万円ほどプラスになっていると。実績を見ると補正した部分の金額に合わせるのがベストなのかと思うんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 先程平成２５年度の一般会計のところでご説明しておりますが、これは年度当初の見積り合わせによる執行残に伴い平成２５年度については予算を落としたところでございます。平

成26年度につきましては消費税率の改定に合わせて過去2年間の実績等を考慮したなかで見直しを行ったものでございます。この葬斎場管理に要する経費ですけれども、この業務の中には火葬場管理業務と火葬場点検業務、墓地管理業務等があります。それで過去2年間の実績を踏まえるとですね、実際には当初想定された稼働日数よりも2年間にわたって稼働日数が増えていることから、それらを考慮したなかで今回増額するものでございます。あくまでも平成26年度は見直しを行って増額するものであって、平成25年度につきましては当初の見積り合わせの段階で生じた執行残を移したることによるものでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。115ページ、116ページ。2項清掃費。

2番。

○2番 小林議員 116ページの委託料のですね、野犬掃討と蜂の関係なんですけれども、うちの町内パークゴルフ場がある関係でですね、捨て猫とか犬が相当数いるんですけれども、その辺野犬は結構駆除するんですけれども、猫の駆除はやらないんですけれども、この辺についてはどうなんですかね。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 野犬については野犬掃討条例の中で一応最終処分なりを行っております。猫につきましては、これはあくまでも動物愛護保護法の関係でですね、猫については処分できないこととされております。それで、もし処分するとなれば、あくまでも野良猫ということです。その場合につきましては保健所の管轄となります。町村独自では猫の処分はできないこととされております。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 例えばですよ。野良猫がおりまして、それを捕獲してこれは役場に持ってきてもその処置はしてくれますか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 それが野良猫か飼い猫かという定義もあるんですけれども、野良猫というのはあくまでも野良だと言って、可哀想だからって餌をやったら、もう飼い猫になってしまうという、変なものもあるんですよ。これについてはあくまでも野良ということで、これについては保健所で一定程度の書類を経て処分されるということで、町としてはそういうことはできません。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 いちばん困るのはですね、ごみ入れの中に手を入れて、猫が手を入れるわけなんですけれども、結構おいしいものを食べるわけですよ。それを散らかしていくもんですから、通常やっぱり猫というのは自分の家で飼っておいて外に出さないのが本当なんですけれども、何かの拍子にぽつと出して遊んでこいやと言って1時間2時間回っていたら結構悪いことをして帰るんですよ。だけど飼い猫と野良猫の間というのは非常に分かりにくいんですよ、極端に言うと。あそこで確か猫が2匹か3匹いるんですよと言いながら、色を見たら違ったりしてね。何とか捕獲してみたら飼い猫だったりすることもあるんですよ。ですけれども、やっぱりこれ役場はね、やっぱりその辺周知をきちっとしておかないとですね、仮に捕まえて役場に持ってきたらやってくれないんだったらこれ、処

分するしかないんですよ、逆に僕らが。そんなこともできないとすれば、これ放置しっぱなしでね、やっぱりトラバサミでもなんでも掛けるしか方法はないと思うんですけども、もっとやっぱり周知、うちの町内も私が会長をやっている関係で周知してくれということで周知したんですけども、どうも猫が増えているなという感じがしているもんですから、その辺役場もやっぱり飼い猫はちゃんと首輪をつけて、犬と同じでね、ちゃんと首輪をつけるようにやっぱりしてもらうようなことをしないと、やっぱり町内で結構そういうことを言われるもんですから、役場にそれは言っておきますよぐらいには言っているんですけどもね、初めてこんな話をするもんですから、もうちょっとやっぱり飼っている人に周知をしてもらおうと、これはやっぱり町内会長もやらなきゃならないですけども、役場としてもですね、やってほしいなと思うんですけども、その辺どうですかね。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 飼い犬についてはですね、当然首輪をしたり監察をつけてくださいという指導はもちろんします、注射をする段階で。しかしながら猫の関係でいけば、本当に私たちも困っているところがあるんですよね、実際のところね。それで対応としてはですね、やはり猫よけだとか、いろいろな生ごみを置くステーション等には猫よけの薬をまくなり、そういう対応しかないのかなとは思いますが、飼った以上は最後まで看取るというのがやっぱり飼い主のやっぱり心得だと思っているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次へ進みます。１１７ページ、１１８ページ。

質疑はありませんか。

１番。

○１番 嘉藤議員 し尿処理に要する経費というところでお伺いをしたいと思いますけれども、説明の中で２年後に精算をするという。多分旧し尿組合の関係だと思うんですけども、その辺の数字が分かっているれば教えていただきたいと思いますけれども、相当な金額になるはずでなかったかと思えますけれども、いかがですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 今言われているのは、旧し尿処理施設の関係のことですか。

○佐藤議長 １番。

○１番 嘉藤議員 その中で、この間の説明の中で２年後の精算という言葉があったと思うんですけども、それについて説明をいただきたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 これにつきましてですね、今回の委託料５８７万９、０００円の内訳なんですけれども、暫定応益割と事業負担割というものがあります。これは要するに暫定的に２年前の数字、実績に基づく単価を使っていますから、それについてはあくまでも暫定であって、２年後実際に確定次第それは精算させていただきますよと、単価が変わるということで２年後に精算させていただきますという、そういう意味でございます。

○佐藤議長 １番。

○1番 嘉藤議員 すみません。スクラムミックスということでしたのですみませんでした。自分は旧組合というのはし尿組合がありましたよね。あれで過去の施設の最終的な処分をいつ頃やるのかなということをちょっと考えていたものですから、そちらの方とダブってお聞きをしてしまいました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。119ページ、120ページ。5款労働費、1項労働諸費。

6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。121ページ、122ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。123ページ、124ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。125ページ、126ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 境野交流センター管理に要する経費、この入居の実態ですか、そのあたり少しお知らせしてください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 境野交流センターの管理人室を除く貸し室は4室ございます。4室が1年間すべてを利用された場合の利用日数、4室×365日で1460日となりますが、平成25年度の現時点の利用見込日数といたしましては1191日、利用率は81.6%ということで、現在のところすべて長期利用という形になっています。ちょっと今年ですね、3月に入ってから長期利用の方が3月の10日で出るとかというようなちょっと解約等もあってですね、減っております。そういうことで前年の平成24年の数字を見ますとですね、利用日数が1298日で率に直すと88.9%という形で、前年より利用実績は下がっている状況にあります。この境野交流センターあぐりの建設目的は都市住民等との山村留学、農業実習、農山村の生活体験を通じての交流促進、そして定住の促進と担い手の育成確保という目的から照らし合わせて、まあ8割以上の利用率を確保しているという部分でございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 今説明で81%の稼働率ということでしたけれども、管理人さん以外で4室ということですが、入居している方、例えば81%ということなのでね、1年間通して4室で4人というか、4軒の方というふうな入居の形式なのか、それとも途中で何名か入れ替わりがあってということなのか、そのあたりちょっと聞かせてください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 4室のうちですね、2室は1年間365日埋まっております。そのうちの2部屋がですね、複数人の方で利用。203号室はちょっと3人の方で利用と、それから1部屋はひとりの方で260日という形で、ちょっとそこは4月から6月の中旬まで空いていたということで、6月からですね3月の、先程も言いました10日が出るというようなことで、そういうような日数になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次へ進みます。127ページ、128ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次へ進みます。129ページ、130ページ。

1番。

○1番 嘉藤議員 果実・園芸作物園場に要する経費ということでお伺いをしたいと思いますけれども、毎年聞いているあれなんですけれども、昨年度の実績等あればお知らせください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 25年度の実施ということでございます。非常にですね、補正予算で歳入のところで減額補正という形になっております。我々担当もですね、新しいブドウ園場の設置等で頑張ってきたのですが、非常に言い訳がましくなりますが、25年度の実績としましては山ブドウが133kg、それから赤混合が37kg、白混合が130kg、それとジーガレーベが30kg採れたんですが、これが急な天候の温度の上がりで蜂に食われてしまったということで、北海道ワインの方ではちょっといいものをよっても少ないということで、この30kgは受け取ってもらえないということで、合計いたしましてブドウ収穫の実績はですね、300kgということになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 補正のところでも苗木がずいぶん入手できないということで減額しました。去年でできなかった分、今年のこれ予算に計上されていますか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今年ですね、苗木の購入につきましても消耗品費の方ですね購入費を計上させていただいていますが、本年度はジーガレーベが100本、それからアムレンシスが300本と。ジーガレーベは前年度500本という形で計上させてもらいましたが、400本減額して100本で計上させてもらっております。アムレンにつきましては前年度と同じ300本で、25年度に入ってきたアムレンの苗も70本という形ではありますが、この苗の接ぎ木苗のですね、作成をお願いしている北海道ワインさんの方ともちょっとお願いをしながら、やっぱり干ばつ等の影響があるというようなことも含めてですね、あるんですが、これはあの絶対にこのジーガの100本、アムレン300本と、ここで言いたいところなんです、天気等にも左右されるということでございます。特にジーガは接ぎ木の補木、台木に添える補木はジーガレーベ自体が特殊なものですから、置戸の補木を持って継い

でもらっているという関係もございますが、そういうような関係で北海道ワインさんともですね、連携を強めながら、何とか今年度はジーガの苗も購入に向けていきたいというふうに思っております。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 今、気象のということで大変苦慮しているということをお伺いいたしました。昨年、一昨年と農業も大変異常気象で苦勞したところでありますけれども、何とか頑張っていたいただいて成果を残していただきたいというのが町民の声でもあると思いますのでよろしくお願いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今、嘉藤議員の方から言われたようにですね、我々もあのブドウの方ですね、やっぱり収穫に向けて頑張っていきたいと思います。それとですね、訂正させていただきたいと思いますが、ブドウの苗木、消耗品費と言ってしまいましたが、すいません、需用費、原材料費の誤りでございます。訂正させていただきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 今のところなんですがね、新年度に向かって頑張っていくという、それはその通りだと思うんですが、昨年度の予算で苗木代54万6,000円。それを補正で42万7,000円減額して、そして今年度の予算で苗木代が28万1,000円と。少なくともですね、去年は買えなかったと、手に入らなかったというのであれば、今年度も昨年同様の苗木の金額は見越すべきではないかなというふうに思いますけど、そのあたりいかがですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 補正で減額にした実績にという部分で、特にアムレンの部分がですね、70本しか入らないのに300本という部分を岩藤議員ご指摘なんだと思いますが、我々ちょっと平成25年新しいブドウ棚の設置等で圃場もという部分の中では、この辺ですね、計画等も含めてですね、ございます。そういう部分でですね、苗木の方も北海道ワインさんの方ともさらに連携しながらですね、ちょっと1本でも多い本数の確保を目指していきたいということで年明け早々にも北海道ワインさんとは協議させてもらってますので、そういうような形でですね、今ご提案した苗木はですね、ジーガ100本、アムレン300本というような形で計上させていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 頑張るとか、北海道ワインさんと相談してということは理解できるんですけども、単純に予算がなければ苗木は買えないと思うんですけども、それはジーガレーベの部分は今年はあきらめたということなんでしょうかね。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 すいません。ジーガはあきらめたという部分ではございません。ジーガの昨年の500本、これについてはですね、ジーガ決してあきらめてはいないという部分でございますが、ジーガの今までのですね、ジーガレーベの苗の購入の部分等含めてですね、25年がジーガレーベの苗購入の実績であります。25年が0本、それから24年が77本、そして23年が0本という形で、22年には270本程度入ってはいるんですが、気象状況等、それから今までの実績等を考慮して、

北海道ワインさんと協議してですね、５００本、３００本というのはちょっと無理ないかというようなことで１００本という苗の購入本数をですね、計上させていただきました。決してあきらめているわけではございませんが、今までの実績等を考慮して１００本を設定したと、もし多く入るようであれば補正予算で対応させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次へ進みます。１３１ページ、１３２ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次へ進みます。１３３ページ、１３４ページ。

質疑はありませんか。

１番。

○１番 嘉藤議員 負担金補助及び交付金のところについてちょっとお伺いしますけれども、今年度負担金のところ、補助金のところで新しい事業が３本くらい出てきたと思いますけれども、その中身をちょっと詳しくお知らせいただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 新しい補助事業の部分ですが、新しい補助といたしましては優良後継牛確保事業補助金ということで牛のですね、精液に対する補助金ということでございます。補助金の中身といたしましては、ホルスタイン種の精液の助成ということで、これは農協さんとも協議いたしております。補助対象事業費としては６５０万円程度というふうに考えておりますが、補助金は定額で一応１２０万円という形で考えております。１頭当たりの助成額につきましては精液の値段によって変わるという形で、精液が２，０００円以上４，０００円未満については助成費１，０００円、それから４，０００円以上６，０００円未満については２，０００円、６，０００円以上については３，０００円という形ですね、新たにですね、こういう助成をしながら優良後継牛を育てていこうという助成を考えております。

もう一つですね、優良堆肥製造資源確保対策事業補助金６０万円ということですが、昨年までは優良堆肥の購入の助成をしまいりました。３年間続けてまいりまして一定の成果と、それから利用者もですね、ある程度確保できたということで、これをですね、本年度からは優良堆肥の製造にかかる副資材費の購入助成という形で助成をさせていただいております。これにつきましても補助対象事業費が３４６万円という部分の６０万円を定額で助成をしまいたいというふうに考えております。

それからですね、負担金の方で北海道酪農振興町村長会議負担金１万円、これにつきましては今までちょっと入っていなかったのがあれだったんですけれども、ちょっと管内でも、オホーツク管内でもこの会議に入っていない町村が少ないというようなことでですね、会の方から要請がありまして、今年度から新たにこの会に入るという形で１万円を増額させていただいてます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。１３５ページ、１３６ページ。２項林業費。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次へ進んでよろしいですか。１３７ページ、１３８ページ。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。１３９ページ、１４０ページ。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次へ進みます。１４１ページ、１４２ページ。７款商工費。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次へ進みます。１４３ページ、１４４ページ。
質疑はありませんか。

２番。

○２番 小林議員 補助金の関係で街路等が１，０２０万８，０００円ということで今年度からＬＥＤを使うということでそれぞれ新聞報道でもされておりますけれども、置戸は６灯だけで、あとは２７年度以降ということで言われてますけれども、置戸は何年計画くらいで進められるんでしょうかね。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 置戸は新設の６灯のみという形でございます。それで置戸の町につきましては街並み整備で行った道道の歩道側の街路灯、それからあの街路灯自体が道道のものなのですが、デザイン灯具を使ってますよね、オリジナルの。それで今のＬＥＤはああいう形で普通の水銀ランプのように球になったものが現在で出しているんですが、まだ値段等が含まれてですね、球でぽっと取り替えるというものがなくて、今やろうとすると、今せっかく街並み整備で作ったあのデザインの灯具から変えないとならないということで非常に経費かさみます。それと、その他ほかの秋田地区を除いて勝山地区、境野地区でもですね、あの公営住宅の周りだとか、灯具に入った部分というのはやっぱり同じことで、平成２６年度の計画には入っておりません。それで置戸には何年計画でという部分であります。町長との査定の中ではですね、本来的には一体的にやった方が効果があるのではないかと、施設の効果を含めてと言っておりますが、北海道土木管理事務所さんとの協議等を含めて、それと新たな製品の掘り起こし等を含めてですね、ちょっとここで２７年度１年でというふうにも言い切れないんですが、協議進めながらですね、置戸地区の部分についても進めていきたいと思っております。そういう意味で置戸をあえて手を付けなかったのは新設の部分はＬＥＤでやっていくよと。できれば置戸の市街地はまとめてやりたいという意向ではございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

２番。

○２番 小林議員 街並みの今言ったようにね、やったやつはまだ後回しにしてもいい。じゃあ、あの２７年度からね、各町内に向けて逆に電柱添架とかねなんかを先にやったらどうかと思うんですが、

その辺はどうなんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 それら含めてですね、あの確かに置戸の市街の中にも北電柱に添架している街路灯多くございますので、それらは早期に着手していきたいと。秋田、境野、勝山終わり次第着手していきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。145ページ、146ページ。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 中段のおけと湖の管理に要する経費で、以前総務常任委員会で視察してきた時もお話したんですが、網走の孵化場が、ワカサギのふ化場が非常に効率がよいということだったんですが、その後経過どうなったのか、ちょっとお知らせください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 すいません。議員協議会等でご提案いただいていた孵化施設のことによろしいでしょうか。町議会の皆さんからも提案されていた孵化施設でございます。これについては25年度ですね、振興局と協議しながら進めてまいりましたが、今おけと湖の場合電気の設備ですね、それとおけと湖の水の豊富な場所で電気の通る場所がないと。それで受電設備、それからいちばん最終あれなんです、その孵化装置を置く小屋の設置等ですね、従来その簡易的なものであれば我々が孵化場を作ったと言った場合の時には可能であったのですが、その装置を置く場所ですね、今鹿ノ子ダムの管理敷地内では許可を出せないということで、そういう形でですね、この孵化装置についてはですね、断念をしているところであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次のページへ進みます。147ページ、148ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。149ページ、150ページ。8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。151ページ、152ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。153ページ、154ページ。2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次のページへ進みます。１５５ページ、１５６ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。１５７ページ、１５８ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。１５９ページ、１６０ページ。

４番。

○４番 岩藤議員 一番下の工事請負費なんですけれども、９，５００万円ということで、長寿命化計画の橋の工事ということなんですけれども、ちょっとですね、５橋の長寿命化という説明だったと思うんですが、例えば単純に１号橋、境野１号橋の工事費というのはこの中でいうとそれぐらいの金額になるか、お聞きしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 １号橋をはじめとして５橋の設計費とですね、３橋の工事請負費ということでご説明しましたけれども、１号橋分の工事請負費は約９，２００万円程度と考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次のページへ進んでよろしいですか。１６１ページ、１６２ページ。３項河川費、４項住宅費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 次のページへ進みます。１６３ページ、１６４ページ。９款消防費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 次のページへ進みます。１６５ページ、１６６ページ。

質疑はありませんか。

４番。

○４番 岩藤議員 システム導入委託料ということで防災用メールのシステムということでしたが、これ具体的にどういう形になるのか、ちょっとわからないので具体的にお教えてください。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 １３節の委託料でシステム導入の委託料として４４０万円予算を計上いたしました。これにつきましてちょっと内容と言いましょうか、どんなものかというのを若干ちょっと説明させていただきたいと思います。現在、まず置戸町にいろいろと災害が起きたり、いろんな気象警報が発令されたりと言ったときにですね、まずご承知の通りＪ－ＡＬＥＲＴのシステムと、それから北海道の方の総合無線のシステムと、通常道の防災システムということで、２件の情報がまず入ってくるんですが、最終的な目標としてはですね、特にＪ－ＡＬＥＲＴの場合は、例えば置戸町の防災無線に自動起動接続をして、例えば情報の発信があつて受信をしたときにはですね、防災無線の置戸

町のスピーカーで自動的に、極端なことで言いますと、どこかの国からミサイルが発射をされましたとかという、そういうものが自動的に発信をされていくようなところを最終的に目指しているんですけれども、いかにせん置戸町の防災無線がまず一つはデジタル化をされていないということがあります。現在その中で対応してございますのは、J-A L E R Tの方も北海道の方からの情報でもですね、言ってみればJ-A L E R Tの方はそういったミサイルですとか、そういった関係のものがプラスアルファでありますけれども、気象警報だとか災害に関する情報というのはほぼ同じような内容のものが今送信されてきます。そこでですね、ちょっと前にもお話をしたことがあろうかというふうに思いましますけれども、既存の携帯会社でですね、利用が可能なシステムとして、これはちょっと手でインターネット上でパソコン操作をして、置戸町から情報発信をするということになるんですが、緊急速報メールと言いましようか、これは置戸町内にいらっしゃる、町外の方も含めてであります、いらっしゃる方全員にですね、一方的にこちらから配信することが可能なシステムになっています。内容につきましてはいろいろな警報ですとか災害情報がありますけれども、基本的には避難勧告ですとか、指示ですとか、避難所設置ですとかというような災害の中でも厳しいような情報を主にベースとしてですね、一部それ以外に避難所を開設しますとかということが、それぞれの町でということになりますけれども、そういった情報の場合にですね、うちの方のインターネットの操作で皆さんの携帯に発信すると。これが今現在までやってきている取り組みの一つです。

それで今回それでは導入するものはどういうものなんだということなんですけれども、同様にインターネット上の、これはものとして購入したりシステムをするのではなくて、インターネットのエクスペローラなどウェブ上ですね、要するにシステムを活用して、そこを送受信の基地として、状況としては同じです。こちらから伝えたい情報を今度はですね、一方的に置戸のエリアにいる方全員に、町内町外を問わずということではなくて、言ってみれば登録をいただいた方、携帯の番号をですね、登録いただいた方に情報を発信するということに原則になります。メリット、デメリットあるかと思いましますけれども、先日も実はですね、これはすでに管内で今年度も含めると10市町村以上が導入済みになるだろうと予定をしておりますけれども、北見市あたりの状況で言いますと、言ってみれば人口の5%くらいしか、実はですね、登録していないという状況がございまして、そういう意味から行きますと多くの方に、携帯をお持ちの置戸町の多くの方に発信をしたいという思いの中で、ちょっとこの導入をしたいというふうに進めていますけれども、先程お話ししました緊急速報メール、既存のものには一定のですね、情報を伝達する際の規制がございまして、言ってみれば本当に大きな災害等に関する災害情報や避難所の設置についてなどの情報というふうにお話ししましたけれども、この置戸町独自に入れるメール配信システムにつきましては、それらの情報もと当然なことなんですけれども、そのほかにですね、既存のメールでは発信できないもの、例えば短時間で復旧するかもしれませんが、今回の10月ですね、停電のようなもの。もっと言いますと職員を招集するための一斉のメール送信ですとか、それから町の行政情報、これは災害にかかわらずですね、いろんな情報が言ってみれば登録をされていた方には提供できるシステムでございます。したがって、先程申しあげましたとおり、今後の課題としてはですね、町の無線をデジタル化をしていくという目標がございまして、2～3年のうちにですね、実施をしなければならないだろうというふうに考えてございまして、それらを目指していく中ですね、中での一つの対応策としてこのメール配信システ

ムを導入したいという考え方で440万円の予算を計上いたしましたのと同時に保守料としてさら
に加えて35万円の予算も計上させていただいたところでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 新しい方のシステムということで言えば単純にですね、消防団員はみんな無線でメ
ールで災害が起きたときに入っているようになってはいますけれども、その置戸町民版というような形で考
えていてよろしいですかね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 おおざっぱに言ったらそういう考え方をさせていただいて結構だというふう
に思います。

○佐藤議長 ここでしばらく休憩をします。

休憩 14時41分

再開 14時55分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の審議を続けますが、その前にお願いがあります。発言者は手元にマイクを引き寄せてですね、
発言をするようにお願いをいたします。

議案の質疑を続けます。

〈議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算事項別明細書。歳出。165ページ、1
66ページ。9款消防費。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 防災対策の関係で、予算とは直接関係ないんですけれども、拓殖橋から中里の岩石
のところまでに国有林の土砂流失防備林というのが5町歩くらいあるんですけれども、あれがですね、
北電の電柱にかぶさっているものが相当数あるんですよ。それで町の方からですね、所有者である国
有林あるいは中部森林管理署が管理しているものですから、やはりもうああいうところは根倒れとい
うか、南側の方に向いて、太陽さんの方に向いてかぶさってきているというのが現状なんですよ。そ
れでやっぱりああいう危険なところに電柱が立っているのも問題があると思うんですけれども、やっ
ぱり森林所有者である国有林に申し出ることが必要でないかと思うんですけれども、その辺について
はどうですかね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまのご質問ですけれども、昨年の大規模停電の原因というのは倒木に
よるところが大きかったということから、以降ですね、北電の方とは私どももそうですけれども、町
の管理をしている施設整備課も含めまして情報交換は出来る限りやっているつもりでございます。た
だ、現状としては予算上のこともあるようですし、我々の目ではちょっと分からないんですが、急を
要する場所から随時、要するに伐採等所有者の方に協力をいただいて作業を進めているんですという

言われ方をされます。今、お話のありました拓殖橋の上手ですとか、そのほかにもですね、町道に隣接して立っている電柱に対して倒木がすでに接触をして、これ以上倒れたり曲がったりすると停電を起こすんでないかというところが何カ所か実はあるんですけれども、情報提供もしていますけれども、それらについては北電の方でも一定程度実は把握をしております。

停電の関係以降ですね、料金の値上げですとかいろんなことを含めて情報交換をする場所がありますので、基本的に北電の電柱について管理しているのは北電でありますから、北電が国とですね、協議をした中で進めていくべきことだろうとは思いますが、どうしてもやはり住んでいる私たちにとりましては、ああいう状況を見ているとどうしても心配になってくるというのがその通りであろうというふうに思いますので、いろんな情報交換の機会を得ましてですね、その中でそういう情報と言いますか、もう少し早く対応を進めてくれということなどを含めましてですね、要請をしてまいりたいというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 今回北電が電柱から、従来は10メートルだったんですけれども、27メートルまで拡張していろいろ町も補償をもらっていると思うんですが、そんなことができるのであれば、やっぱり国有林もね同じことが言えるんでないかと思うんですよね。ですからやっぱり早急にね、僕らの場合は当然分収育林で補償をもらったんですけれども、やっぱりああいうところも補償をね、ちゃんと払ってやっぱり電柱に近づかない距離までね、ある程度していかないと、町民みたいに協力者のところがいいんですけれども、国有林って同じことが言えるんでないかと思うんですよ。早急にやっぱり申し出でしてね、やっぱりそういうことがあるということで、もう何本か根倒れで電柱にかかっているところがあるんですよ。早急にやっぱり申し入れしていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 同じお答えになると思いますけれども、ただいまいただきましたご意見につきましては北電の方にきちっと申し入れをしたなかで早い対応していただくということでお願いしたいと思います。ただ、今お話にもありましたとおり、いちばん優先して現在北電が行っております作業はお話のありましたとおり送電線下の敷地を10メートルから27メートルに拡張をするということを優先的に進めているようでありまして、それ以外の部分についてもきちっと要望をしてまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 18節の備品購入費のところでお伺いをいたしますけれども、説明では大型の発電機を秋田、境野、勝山に配置するということでありましたけれども、その時の置き場所とか設置場所とか、そういうことについても検討されてこれ計画を進めておりますか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 置戸町ですね、現在までの災害時の資機材を含めました備蓄と言いますのは原則、現在もそうですけれども、町内にあります防災倉庫の方で一括管理をしております。昨年大規模停電が発生をいたしました際、そこからですね、必要となる場所に必要な個数を輸送をしたという対応をしたんですけれども、経験をいたしました反省点も踏まえましてなんですが、特に地域

懇談会の中でもですね、平素から最低限の暖房設備やそれから発電設備それから防災用の資機材なんかも多少は備えていただきたいという要望もございましたので、それらを考慮して26年度は優先的にですね、それらに関する備品の整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、ただ、それを保管をどうするんだとか、それから当然定期点検、ガソリンや灯油なども保管をするということになれば安全管理の面もごさいますので、それにつきましてはですね、地区の方、それから当然公民館の管理をされている主事さんや管理人さんもうらっしゃると思いますので、その方々と十分協議をしたうえで管理方法を決めてまいりたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。167ページ、168ページ。10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。169ページ、170ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。171ページ、172ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。173ページ、174ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。175ページ、176ページ。2項小学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。177ページ、178ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。179ページ、180ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。181ページ、182ページ。3項中学校費。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 一番下段の報償費。講師を呼んで講演ということで200万円の計上をしてありますが、これひとり分なのか、もしそしてどのような人が予定されているのか、分ければお知らせください。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 今のご質問にお答えいたします。置戸中学校は今大規模改修工事を行っているわけなんですけれども、その落成記念といたしまして10月下旬から11月上旬を予定をして、落成式がいいのかこれから検討なんですけれども、一応落成記念式典を行いたいと考えております。その中で式典自体は簡単なものとして、その後ですね、中学生また高校生を対象にせつかくの機会ですので落成記念講演ということで企画をしてございます。今のご質問でございますけれども、8節報償費、謝礼金等でございます。今想定している講師の方いるんですけれども、まだ確定でございませんのでこの場で個人の名前等は申し上げることができないかと思うんですけれども、一応今考えているのが全国的なスポーツ選手ということで考えてございます。それをもとに今プロダクションと調整をしている最中でございます。

ただ、いずれにしても生徒たちにたくさんの元気を出してもらうような講演の内容ということで、それに似合う講師の方ということで1名を考えて講演会をすると予定で講師を選びたいということで考えてございます。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川委員 今ひとり分200万円という、かなり一般の講師から見るとかなり高額なので、かなりタレント性を持ったスポーツ選手なのかなと思います。ただ、余程これ吟味していただいてね、名前だけで選んで、本当に子どもたちに感動を与えるかどうかということも、まあ結構内部だけで詰めないで多方面の意見を聞きながら選ぶ必要があるかなと。せつかくのこの予算を使って、講師は当たったり当らなかったりということ十分僕らも経験していますのでね。元堀井学さんが来ましましたですね。あの人なんか結構、今政治家になったからどうかかわからないんですが、僕らも実際に聴いてなかなか感動したりしたんですけれども、そんなことも十分一つ多方面に耳を傾けていただきたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 この講師につきましてはまだ現在確定しているわけではございませんので、これからいろんな方の意見を聞きながら、またよりよい講演会になるように講師を選んでいきたいと思えます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。183ページ、184ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。185ページ、186ページ。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 上段のパソコン Windows、これあの素人の僕らが質問してもわけ分からないんですが、これセブンの購入でしたかね。これ今最新は何かエイトだということですけれども、去年うちの婿さんが買ってきてくれて全然僕は使い方も分からないんですが、せつかく買うのにちょっと遅いのか

なと思うんですが、どうなんでしょうか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 今のパソコン等使用料の関係でございます。今の中学校にありますパソコン教室用のデスクトップ、31台でございます。それをですね、今現在 Windows X Pで動いているわけなんですけれども、それにつきましては廃棄をさせていただきまして、新たにですね、7月から同じ台数30台ということで Windows 7を今のところ考えてます。生徒用30台と教師用1台ということで31台です。Windows 8なんですけれども、まだちょっと聞くところによると安定していないということもありまして、今のところ Windows 7がいいかなと。ただ、まだ7月まで時間がありますので、その中でいろいろ最新のものがいいのか、安定している Windows 7がいいのかというのを検討していきたいなというふうに考えてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。187ページ、188ページ。4項社会教育費。
4番。

○4番 岩藤議員 18節のですね、音楽教育等備品ということで和楽器を買うというような説明だったと思うんですけれども、和楽器の種類と言いますか、どういった目的で今和楽器なのかということをお知らせください。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 今備品購入費18節で音楽教育等備品ということで64万7,000円の計上をさせていただいております。これにつきましては、平成24年4月から完全実施しました中学校の学習指導要領の中でですね、文章を読み上げますと、「我が国の音楽文化に愛着を持つとともに、他国の音楽文化を尊重する態度を養う観点から、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実するよう」ということで規定をされたところでございます。必須課目となりました。そこでですね、置戸町での和楽指導としましては、現在町内でお琴を趣味としています外部講師の方を迎えまして、その方が自分で持っているお琴3台を持参していただきまして、それを使って授業をしていたわけなんですけれども、この度ですね、より身近に和楽器を感じてもらおうと、楽しんでもらうために文化等と言いまして、文化等とは今のお琴を2分の1の大きさにした琴でございます。それをですね、2人に1台という計算で14台を購入するものでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次のページへ進みます。189ページ、190ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 一番下段なんですけれども、女性会議に要する経費の報償費の参加奨励金ですね、道外研修4名分を見たというんですけれども、この研修の目的とかどんな形でですね、そのリーダーの方が研修される予定をしているのか、ちょっと内容を知らせていただきたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今ご質問の女性会議における道外研修でございますが、説明の時にもお話ししましたとおり、毎年研修事業を行っております。過去には道外と道内、隔年ということで実施をしていました。ただ、近年道外の部分、埼玉県の方にあります嵐山の全国婦人研修所、国立研修所という所で実施する事業だったものですから、なかなかそこに参加される方が少なくなっていて、近年道内研修に、ずっと道内研修を続けているという形になっております。最近別の事業でですね、食のまちづくりをここ3年やっております、その中で女性会議の皆さんにも多数参加をしていただいて協力をいただいているということがございます。その道内研修でも、女性会議の道内研修でもここ近年その食のまちづくりという観点から実施をしていただいております、道内のいろんな所にこの3年間行っていていただいております。その中から道内のある程度の所は見て回ってきているので、できたら道外のそういうものを見てみたいという声がありまして、食のまちづくりの流れの中から、今回26年度の道外研修についてもそういう方向性で行きたいというご提案がありまして、それを予算化したという形でございます。ただ、実際に何力所か候補地はあるんですが、具体的にまだ最終的な決定はいたしておりませんので、その辺はいろいろ他の外部からの意見なども参考にしながら決めていきたいと思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 次のページへ進みます。191ページ、192ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 放課後児童クラブに要する経費、賃金の所なんですけれども、指導員ということだけしか書かれていませんが、何名の先生方というか、指導員の方がおられるのかということと、あと子どもたちの利用状況というか、そのあたり少し詳しくお知らせください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 放課後児童クラブくるみの会の指導員の状況でございますが、現在の指導員の配置状況が、常勤が1名、それから臨時が3名、代替えが2名ということになっています。ただ、ご承知のとおり広報等であと2名、常勤1名と臨時を1名ずつと募集をしているわけなんですけど応募がないというような状況で、欠員のまま先程言いました配置の人数で業務を行っているという形になっております。この指導員の方の実際の勤務の状態ですが、平日学校がある午後からの日は基本的に3名配置になっております。それから夏休み、冬休み、春休みの学校がないとき、1日勤務、8時30分からの勤務になりますが、その時には4名体制ということで配置をしております。それと土曜日、これは希望者が4名以上いたときということなんですけど、土曜日も開設しております、この時は2名と。通常土曜日の場合は4名ないし5名のお子さんが来られということで2名ということで開設をしております。それに加えてですね、障がい児増員ということも一応予算化しております、特別支援のお子さんを子育て支援という観点から近年受け入れておりまして、その中で特に障がいの度合いの大きいお子さんが来た場合はプラス1名というような配置をしている日もございます。そんな形で配置をしております。

今年度の実績でございますけれども、登録者数は58名でございます。申し込みをいただいたお子

さんということです。実際には日々来るお子さんの人数が違いますので30名から35名ぐらいの間のお子さんが通ってこられるというような状況で推移をしております。そんな形でよろしいでしょうか。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。193ページ、194ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。195ページ、196ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。197ページ、198ページ。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 ごめんなさい。196ページで食のまちづくりということでちょっとお聞きしたいんですけれども、予算には直接関係ないんですけれども、今公民館で毎月サロンをやっていますよね。あれをですね、例えば各地区に広めるとかね、例えば境野、秋田、勝山、あるいは川向住民センターとか拓殖にね、広めるような工夫はできないものかということでもちょっとお聞きしたいんですが。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 食のまちづくりで中央公民館で公民館サロンというものを近年実施をしています。議員のお話のとおり、地区の公民館で実施の考えはないかということですが、新年度におきましては地区公民館の中にも食を使ったいろんな活動は少しずつ始まっておりまして、その中から地域におけるサロンを実施をしたいという意向、あるいは地域からの要望もございますので、できたらそういうことをやっていきたいというふうに考えています。ただ、いろいろ条件整備、炊事場の関係ですとか、そういうものもございますので、その辺を検討させていただきながら地区公民館については随時実施をしていきたいというふうに考えております。ただ、川南地区住民センターですとか拓殖の住民センターになりますと、その辺施設の、厨房の条件も大分違ってまいりますので、その辺はちょっとこの検討課題ということで考えさせていただきたいと思います。ただ、公民館サロンに来ていただいている高齢者の方で、やはり中央公民館までくるのは大変なんだという声は聞いておりますので、地区ということも一つのニーズにはなってくるんだろうなということは考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。197ページ、198ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。199ページ、200ページ。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 細川議員 9節の旅費、森林工芸館のですね、職員3人先進地視察への同行ということですが、3人いっぺんに行くということじゃなく、これ3回くらいに分けていくということなんですかね。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○北山森林工芸館長 ご説明の中で申し上げましたように、現在30周年記念事業委員会の実行委員会の中に特別事業部会というのを設けまして、オケクラフトの今後のあり方を含めて検討をいただいております。その中で、テーマを5つほど持ってやっております、その中から具体的な所を、より現実に即した所をですね、選んで研修させていただきたいというふうに考えております。職員3人と言いますのは、おそらく今のようなお話、実行委員さんたちのお話の中で整理をしますと、それぞれ分かれていくような形になろうかと思っております。3班になるか2班になるか、その辺はこれからの検討になろうかというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。201ページ、202ページ。

2番。

○2番 小林議員 15節の工事請負費なんですが、玄関改修工事はそのようにするのか、もうちょっと詳しく説明してください。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○北山森林工芸館長 議員もご存知のとおり、工芸館の今の玄関ピロティー、経年の中で苔が入りまして雨などが降りますとですね、大変滑りやすくなっております。それで4年ほど前にゴムチップのマットを敷いてですね、お客様の安全を確保しているという状態なんです、景観上も正直よくないというのが本音でございます。森林工芸館ですから来たお客様も、あのピロティー自体がすでに工芸館の雰囲気を出しております、木がこんなふうに使えるんだねとか、そういう感想もいただいております。ですので、基本は木材を使うということが基本になろうかと思っております。ただ、現在のやつはいわゆる心持ち材を割った形ですので、どうしても経年の中で弱くなっておりますし、苔が入りやすくて、小口が出てますので苔が入りやすく滑りやすい形になろうかと思っております。ですのでイメージ的には具体的にはこれからなんですが、イメージ的には郵便局の前に木タイルでこう井桁に組んだと言いますかね、いちまつ模様になろうかという滑り止め効果があり、なおかつ木の素材感のあるものはどうかというふうに考えております。いずれにしろ、先日の町長の一般質問に対するお答えの中でも木をできるだけ使うということをですね、お話いただいておりますので、特にその木を使って工芸品を作っている工芸館ですから、木を使ったピロティーにしたいというふうには考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。203ページ、204ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。205ページ、206ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。207ページ、208ページ。

4番。

○4番 岩藤議員 おけばんばをつくるということで、説明の中では夏まつりに合わせてお披露目をしたいというような説明だったと思いますけれども、実質的なことを考えるとですね、商工会青年部ですとかはもうひと月ふた月前からキャラバン隊を組んで夏まつりの宣伝に道内を回っております。できれば、せっかくつくるのであればお祭りにお披露目というのも一つの案かも知れませんが、キャラバン隊とか宣伝の時にもうすでにおけばんばはいるぞというような形の方がより効果的なのかなというふうに思います。製作の時間ですとか、そういうのもあつてのとかとも思いますけれども、予算が通った段階で、新年度すぐにでも発注をかけていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 地域キャラクターのおけばんばくんの着ぐるみ製作ですが、前にもちょっと議員協議会等でお話したかと思いますが、着ぐるみ自体の製作はだいたい2カ月かかると言われております。新年度予算ですので、すぐ発注をかけてもやはり4月、5月ということになりますので、今業者さんの方には5月末までには納品できるような形でぜひ進めてほしいと言っております。少し早まれば早まるに越したことはないんですが、日程的にはそのぐらいの状況だということでございます。議員のご指摘の夏まつりのお披露目の前に、例えばキャラバン等ということなんですが、お話のとおり当然置戸の地域の公認もある意味補助金をいただいて公認をいただいたという形ですので、そういう意向もいろいろ組みながら今後進めていかなければならないなというふうに思っております。

ただ、このおけばんばくんの製作にあたってふるさとセミナーあるいはそのあとに作りました地域キャラクターの製作実行委員会の皆さんの意向はやはり基本的に夏まつりでデビューをさせたい。地域の子供たちにまずお披露目をさせたいという思いもございますので、その辺は今後ちょっと協議をさせていただきたいと思っております。6月以降のキャラバンということには日程的には間に合う可能性はあるんですが、実行委員会の皆さんの意向をどう考えるかということでございますので、少し検討させていただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。209ページ、210ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。211ページ、212ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 公民館の備品購入のことなんですが、テーブルを更新することだったのですが、今年の町民憲章の時にテーブルを入れてある所をみると、もう半分以上は使えないような状況になっているんですが、どの程度購入の予定なんでしょうか。全部替えるということではよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今回の予算の計上は30台分でございます、既存のテーブルで使えるものは20台というふうに把握をしております。合計で購入するものと合わせて50台という形で考えております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 既存のテーブルもですね、格納の時にお互いにこすりあって表面が削れてしまうような、ああいう構造のテーブルだったんですよね。その辺は十分に選考していただいて、ああいうことのないようにお願いしたいなというふうに思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 はい。近年他の施設で買っているテーブルのような形であると、そういう傷が付くづらいというふうに考えていますので、そういうものを考慮したいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 15節の工事請負費の関係でお聞きをしたいと思いますが、勝山公民館の外構工事ということで810万円ついておりますけれども、この内訳をお知らせください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 勝山公民館の外構工事、810万円ですが、基本的には秋田のレクリエーション公園にあるような複合遊具、あれを設置するという形で考えております。ただ、規模的には秋田ほどの面積が取れないということもございまして、それより少し規模が小さいものということで、この金額を計上させていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 ということはその遊具一つ設置を含めて810万円ということでよろしいですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 基本的にはそういうふうに考えておりますが、若干その昨年度の外構の部分の手直しもあるかと思っておりますので、その辺はまた別途手直しという形で進んでいくかと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。213ページ、214ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。215ページ、216ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。217ページ、218ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 パソコン等借上料ということで10月以降クラウド化して新システムとして行う

というような説明でしたけれども、ちょっとどういうことでクラウド化ということなのか、ちょっと説明もう一度お願いします。

○佐藤議長 生涯学習情報センター館長。

○深川生涯学習情報センター館長 ただいまご質問のありました新システムの関係ですけれども、すべて本館の小さなサーバーの方で処理を行っておりました。本館の蔵書数も12万冊を超えてですね、相当データ量が多くなってきておりますので、小さなサーバーでは処理スピードの方も相当無理がかかってきているというようなことがございます。近年ですね、インターネット環境の方も速い通信速度になっておりますので、従来のサーバーを設置しながら管理費を館で持つよりも大手のデータセンターの方に送受信をしながらそちらのサーバーでデータを管理した方がコストが将来的に見ては安くなるという観点と、それから処理スピードの高速化を図って利用者に不便をかけないという観点からですね、今考えているのはクラウド方式によるデータを送受信しながら処理をするという新しいシステムの方への移行を考えてございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 まあクラウド化してというその意味は分かるんですが、例えば北見市の図書館とつながるだとか、あるいはそういうことではなくて北海道自治体情報システムの方にシステムとして行うのか、そのあたりどうということになるんでしょうかね。

○佐藤議長 生涯学習情報センター館長。

○深川生涯学習情報センター館長 従来もですね、本の蔵書それから検索システムは北見地区それからインターネット上ではですね、オーバックを開いている所は全部見れるようにはなっているんですけれども、北見地区では連携は図っておりました。北見地区のシステム運用につきましては、北見が本年度新しい電算システムの方に移行することによりまして、ちょっと中核のセンターの方が難しくなるので、新しい方式を考えたいということで、検索システムにつきましては本町の情報センターは道立の検索システムの方に移行したいというふうに考えておりますので、住民の皆さん、利用者の皆さんに不便をかけるということはないと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 それでは次報償費のとこなんですが、佐々木梅治さんと呼ぶ予定だということで説明を受けました、69万6,000円ということで。情報センターではいろんなコンサートですとかひとり語りですとか、いろんな行事を年間に何回かやっているというのは知っておりますけれども、比較的安価な価格で近隣のそういう方々を呼んでということをやっていると思いました。思いますけれども、これだけの金額をかけるということになると、ちょっと芸文協との関わりもちょっと強くなってくるのかなというような気もしたり、あと公民館との行事等との関連はその辺どうなのかなというようなことでも、ちょっといろいろ考えてしまうんですけれども、そのあたり梅治さんと呼ぶというように決めたいきさつと言いますか、計画と言いますか、見込みというか、その辺あたりお聞かせください。

○佐藤議長 生涯学習情報センター館長。

○深川生涯学習情報センター館長 予算説明の時にも申し上げましたけれども、議員おっしゃるとおり

ですね、今年佐々木梅治さんの講演を予定しております。ただしですね、この報償費69万6,000円全額ということではなくて、佐々木梅治さんの報償費を予定している金額につきましては28万円でございます。その他は情報センターのさまざまな事業の報償費でございまして、もう一点佐々木梅治さんと呼ぶように計画した経過についてということですが、昨年札幌市立図書館の方で梅治さんのひとり語りをご講演いただいたという話を聞いております。それにつきましては親子ですね、大変好評だったというような話を聞いております。もう一点、呼ぶ理由の一つに100周年事業を再来年に控えてですね、100周年事業の方では本町出身の方々、縁のあるの方々、多くの方々に協力をいただいて100周年事業の構成を考えていきたいということもありましてですね、それとタイアップしながらブレ企画にはなるんですけれども、佐々木梅治さんを先行してですね、情報センターの方で呼びして、その際には100周年事業の打ち合わせもできればと考えてございます。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○3番 佐藤議員 ページを前に戻っていただいてですね、ちょっと置戸100年の歴史編さん委託料がありますね、216ページなんです。これは100周年事業のですね、事業概要の11番の100年の歴史と証言集というやつと連動するということによろしいんですか。

○佐藤議長 生涯学習情報センター館長。

○深川生涯学習情報センター館長 先程町づくり企画課長の方からもご説明申し上げておりますけれども、開町100周年記念事業の案の方に、100周年、これから実行委員会の方に移行されていくと思いますけれども、その11番目に100年の歴史と証言集ということで載っておりますが、この事業の事業費そのものでございまして、先程町づくり企画課長が説明申し上げました1,000万円の交付金とは重複するものではございません。この100周年の歴史と証言につきましては、直営の予算で生涯学習情報センターの方の経費で計上させていただいております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 2ヵ年ということですので、来年度も金額は別として、この委託料がまた来年度分にも出るということによろしいでしょうか。

○佐藤議長 生涯学習情報センター館長。

○深川生涯学習情報センター館長 編集委員会につきましては昨年の7月から発足しましてですね、さまざまな作業を進めておりますけれども、まだ十分すべての計画が立っているわけではございませんが、現在の考え方と、編集委員会の考え方ということでいきますと、なるべくであれば来年100周年の記念式典までには発行したいと。それまでの編集期間、業者さんの力を借りながら委託料で予算措置をしながらですね、11月の発刊に向けて、これからいけば1年半ですか、1年10ヶ月の間で編集作業を終えたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次へ進みます。219ページ、220ページ。5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。２２１ページ、２２２ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。２２３ページ、２２４ページ。

質疑はありませんか。

３番。

○３番 高谷議員 委託料のスポーツセンターのですね、耐震の実施設計の委託料というところで、今中学校の耐震の改修工事と大規模改修をやっているわけですが、当初見込みの６億円からもうすでに８億円を超えるような事業費になっているということで、仮にもうその二の舞にならないようにですね、この部分については十分に検討していただいて、昭和４８年の建物ですし、耐用数もあわずかというような所にそんな大規模な改修をかけて果たしてそれはどうなのか、十分にその辺は検討していただいて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 ご指摘の委託料ファミリースポーツセンターの耐震補強工事の実施設計委託料でございますが、基本的な考え方としてはその耐震診断をして数値が悪かった部分の耐震補強、これを中心ということと考えておりまして、それに合わせた大規模な改修等についてはあまり財源的な対応もございますので難しいという考え方で、この実施設計については計上しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

３番。

○３番 高谷議員 ということは、耐震にかかわる部分の改修というふうに受け止めて、その他の部分の改修については考えていないということによろしいんですね。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 基本的にはそのような形で進めていきたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。２２５ページ、２２６ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。に２２７ページ、２２８ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。２２９ページ、２３０ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。２３１ページ、２３２ページ。１１款災害復旧費、１項農林水産業施設災害復旧費。

1 番。

○1 番 嘉藤議員 災害復旧費の前に給食センター管理運営に要する経費のところで伺いたいと思いますけれども、高校にも今年から給食を配食するということでありましたけれども、高校生の分には牛乳はつけないというようなお話がありました。本来であれば高校生にも牛乳をつけた方がいいような気がするんですけれども、その辺の決めはどういうことで決まったのかお知らせください。

○佐藤議長 学校教育課長。

○菱島学校教育課長 今の牛乳の件につきましてお答えをいたします。まず、置戸高校の生徒に対して牛乳を提供しない前にですね、なぜ今小中学生に牛乳を提供しているかというところがございますけれども、学校給食につきましては学校給食法に基づきまして児童生徒の心身の健全な発達に資するために実施するよう規定されております。また、学校教育法施行規則の中で完全給食とはどういうものだよということが謳っておりまして、その内容としましてはパンまたは米飯、牛乳及びおかずである給食を言うという規定になってございます。この規定からですね、今現在義務教育の小中学生に対しましては牛乳の提供を行っており、また本町におきましてもカルシウムの補給用の飲料としまして牛乳の提供を行っているところでございます。また、牛乳の提供に関しましては文部科学省からですね、学校給食用牛乳供給事業費という事業が乳業メーカーに対しましてありまして、助成があつてですね、若干安価で小中学校には提供されているという状況でございます。また、今議員からのご質問にありました高校生の牛乳の提供を行わない理由といたしましては、今説明したようにですね、1 点目としましては、高校生につきましては義務教育ではないということ。また、2 点目としましては、文部科学省からの助成という話をしたんですけれども、それが高校生に対しては受けられないということからですね、高校の方と協議を行って来ました。その結果ですね、高校の中では校舎の中に乳酸飲料の自動販売機もあること、そういうこともございまして牛乳の提供というのは行わないということに決定をさせていただきました。

○佐藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員 まあ、小学校や中学校と違うということでありましたけれども、もちろん自販機が高校にあるということも今理解をいたしましたけれども、ほとんど必ずのように給食のたびにその自販機をすごく利用されるのかなということを今思いましたけれども、少し町費出してでも本当に高校生にも牛乳と一緒に飲ませてやりたいなという思いがありましたので、こういう質問をさせていただきました。高校との協議もあつたということですから、その辺は理解はいたしますけれども、小中学校と立場は違ってもやはり同じ給食をしていただきたいなと、そういう思いはあります。

○佐藤議長 いいですね、答弁は。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。233 ページ、234 ページ。2 項公共土木施設災害復旧費。12 款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。235 ページ、236 ページ。13 款給与費。14 款諸

支出金、1項普通財産取得費。15款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に移ります。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

13ページ、14ページ。2歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、5項入湯税。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 若干税制改正のことでちょっとお聞きします。今回復興住民税の均等割額が、町民税については500円ということで10年間続くということで説明がありました。当然住民税については町民税も一緒になって徴収されるわけなんですけれども、これは確認なんですけれども、道民税についても500円ということで、合わせれば今3,000円徴収されているところが復興住民税の500円プラス、道民税ですよ。プラス均等割が1,000円ということですので5,000円ということでこの金額については間違いはないですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 今の議員のおっしゃるとおりです。町道民税で合わせて1,000円上がります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 すいません。ちょっと復興特別住民税にかかわる、いわゆる復興特別所得税のことで、若干税目は違うんですけれども、これについては僕の勘違いかどうか分からないんですけれども、住民税については10年間賦課されるということなんですけれども、所得税については25年ということを知っているんですけれども。要するに所得税の2.1%が復興特別所得税ということで25年間ということを知っているんですけれども、これが間違いないかどうかということと、そうすると軽自動車税については見直しがありまして、税率が上がるわけですね。これの実施がですね、2015年というふうにとらえていたんですけれども、これについてはそれで課税客体となる自動車については新車の購入車ということを知っていたんですけれども、これは間違いないかどうか、これについての説明をお願いします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 所得税につきましては平成25年1月1日から2.5%となっております。それで平成49年までですね、年分でいきますから25年間議員のおっしゃるとおりです。2.1%所得税から控除されるものでございます。それと軽自動車税につきましては、まだ具体的なものはまだちょっと自分では掌握しておりませんが、今改正に向けた取り組みというか、そういうものがなされております。分かり次第ですね、今後ですね、資料等を出したいと思っておりますのでその辺ご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。15ページ、16ページ。4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款地方消費税交付金。7款自動車取得税交付金。8款地方特例交付金。9款地方交付税。10款交通安全対策特別交付金。11款分担金及び負担金、1項負担金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。17ページ、18ページ。12款使用料及び手数料、1項使用料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。19ページ、20ページ。2項手数料。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。21ページ、22ページ。3項委託金、4項社会資本整備総合交付金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。23ページ、24ページ。3項委託金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次のページへ進みます。25ページ、26ページ。15款財産収入、1項財産運用収入、2項財産売却収入。16款寄付金。17款繰入金、1項特別会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。27ページ、28ページ。2項基金繰入金。18款繰越金。19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項貸付金元利収入、3項受託事業収入、4項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次のページへ進みます。29ページ、30ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。31ページ、32ページ。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 地方債。議案第21号の7ページ、「第2表地方債」をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案の最初にお戻り願います。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時03分

平成26年第3回置戸町議会定例会（第6号）

平成26年3月19日（水曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算

日程第 5 議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算

日程第 6 議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算

日程第 7 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算

日程第 8 議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第10号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第11号 置戸町社会教育委員に関する一部を改正する条例

日程第12 議案第12号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例

日程第13 議案第13号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第14号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第18 議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について

日程第19 議案第19号 町道の変更認定について

日程第20 議案第20号 置戸町有林森林経営計画の認定について

日程第21 議案第21号 平成26年度置戸町一般会計予算

日程第22 報告第 3号 定期監査の結果報告について

日程第23 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

日程第24 決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置の決議

日程第25 意見書案第1号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書

日程第26 意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 22 号 平成 26 年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 23 号 平成 26 年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 24 号 平成 26 年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 25 号 平成 26 年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 26 号 平成 26 年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第 27 号 平成 26 年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 28 号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 9 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 10 号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 11 号 置戸町社会教育委員に関する一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 12 号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 13 号 置戸町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 14 号 置戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 15 号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 16 号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 17 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 18 議案第 18 号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 19 議案第 19 号 町道の変更認定について
- 日程第 20 議案第 20 号 置戸町有林森林経営計画の認定について
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 26 年度置戸町一般会計予算
- 日程第 22 報告第 3 号 定期監査の結果報告について
- 日程第 23 報告第 4 号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 24 決議案第 1 号 議員定数に関する特別委員会設置の決議
- 日程第 25 意見書案第 1 号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書
- 日程第 26 意見書案第 2 号 TPP 交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書

○出席議員（10名）

1 番	嘉 藤 均 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	高 谷 勲 議員	4 番	岩 藤 孝 一 議員
5 番	細 川 昭 夫 議員	6 番	石 井 伸 二 議員
7 番	竹 内 雅 俊 議員	8 番	阿 部 光 久 議員
9 番	佐 藤 勇 治 議員	10 番	佐 藤 純 一 議員

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会 計 管 理 者	鎌 田 満	町づくり企画課長	栗 生 貞 幸
総 務 課 長	中 村 啓 二	総 務 課 参 与	村 松 登 喜 男
町民生活課長	田 中 英 規	産 業 振 興 課 長	坂 口 博 昭
施設整備課長	小 鷹 浩 昭	地域福祉センター所長	鈴 木 正 美
施設整備課技監	高 橋 一 史	総務課長補佐	高 木 恭 治
町づくり企画課技監	小 島 敦 志		

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	養 島 賢 治
社会教育課長	今 西 輝 代 教	森林工芸館長	北 山 雅 俊
生涯学習センター館長	深 川 正 美		

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 樋 口 輝 夫

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長	早 坂 豊	議 事 係 長	佐 藤 百 合 子
臨時事務職員	中 田 美 紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、8番 阿部光久議員及び9番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日の説明員は先日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算から

◎日程第 8 議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算から日程第8 議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の質疑を続けます。

〈議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第22号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は事項別明細書の259ページ、260ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。261ページ、261ページ。2項徴税費、3項運営協議会費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。263ページ、264ページ。2款保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次のページへ進みます。265ページ、266ページ。3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。267ページ、268ページ。3款後期高齢者支援金等。4款前期高齢者納付金等。5款老人保健拠出金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。269ページ、270ページ。6款介護納付金。7款共同事業拠出金。8款保健事業費、1項特定健康審査等事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。271ページ、272ページ。2項保健事業費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 国保会計で質問するのがいいのか、一般会計で質問するのがいいのか、ちょっと迷っているところなんです。昨年国会の方でマイナンバー制というのが法律できたと思うんですが、16年の1月から施行というような法律だったと思います。国保も含めて全国民が12ケタだったかな、のナンバーを背負ってこれからすべての国民の一元管理というか、そういうことをしていくというような法律だと思いますけども、そういったことに向けての調査というか、そういうことというのは置戸町としてはまだ全然取り組んでいないということでしょうか。そのあたりちょっとお伺いしたいんですけども。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 今の議員の説明のとおりですね、個人番号制度、マイナンバー制度と言いますけれども、27年10月から個人に固有のナンバーが付番されまして、28年1月から順次利用が始まると、そんなことになっております。それで実際、国及び道の方からですね、これにかかるいろんな情報が所管でやっていることを総合窓口ということで一応総務課総務係の方で担当してますし、いろんな情報をそこで一括受け取ってですね、それぞれの情報をそれぞれ関係する部署に配信、配布していると、そんな状況となっております。

それで、先程言いましたけれども27年10月から個人に番号が付与され、付番され、28年度から順次利用ということで、今後置戸町でどのような事業、どのような事務に該当するかということで、

今現在役場のなかでですね、総務課を中心にして、この番号導入にかかる庁内連絡会議を設置をするということで今進めているところです。具体的な会議の開催については4月以降にするということに今のところ考えていますけれども、それまでの間順次、先程言いましたけれども国や道の情報については、それぞれ関係する所管の方に情報を提供していると、そんな状況になっております。

それで、これからの具体的な準備になりますけれども、先程言いましたけれども27年10月までに番号をつけると、付番をするということで、それまでにシステムの改修だとか、その付番をしてですね、いろんな業務に利用するということになりますので、個人情報の取り扱い等、条例の改正等必要となってきますので、今後26年度中にですね、その辺のスケジュール等も含めて、予算もかかってくるんですけれども、準備をしないと、今現在はそんな状況となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。273ページ、274ページ。9款基金積立金、1項財政調整基金積立金。10款公債費。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。続きまして275ページ、276ページ。12款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 ありませんね。それでは歳入に進みます。253ページ、254ページ。

2. 歳入。1款国民健康保険税。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。255ページ、256ページ。3款療養給付費交付金。4款前期高齢者交付金。5款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。6款共同事業交付金。7款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。続きまして257ページ、258ページ。8款繰越金。9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案へお戻り願います。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 歳出の科目のどこかはちょっと明確ではないんですけれども、一般事務に要する経費かもしくは国保運営協議会に関する経費が何か別として、今の国民健康保険の運営主体は各市町村

が担ってますけれど、将来的には2017年度までには運営主体を市町村から都道府県に移行するという話があるわけですが、これについては具体的に動きとして進んでいるのかどうかということと、市町村的にはですね、どういう形で今準備が進んでいるのか、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 そのことにつきましては、昨年より2回ほどオホーツク総合振興局で会議が開催されております。この2回ともですね、今の負担割合ですね、うちの場合では6割・4割という形で応能益割を決めておりますが、その割合をどうするかということで、このオホーツク管内の各市町村に今投げかけをしているところでございます。結論的には応能益割が5割・5割と、両方とも5割にするということで今移行に向けた準備、作業が進められているところでございます。

それで、応益割が5割になると、やはり町村の負担も低所得者の負担も大きくなることから、これについてはですね、うちの町としてはですね、今後なるべくその今の6・4に近い割合にということで、一応お話しはしていこうとは思いますが、現段階では道の動きとしては応能・応益割については5割・5割というような形で進められているところでございます。

また、町の持分としては後期高齢者と同様の形になるんですけれども、一応事務的なものと、それから検診関係等ですね、あと徴収、これについては町の一応事務ということで決められているところでございます。現時点では応能・応益割の負担割合のこのみの話となっております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 それでこの資料は北海道町村議長会が毎年我々が札幌で研修をする時に資料をいただくんですけれども、ちょっと若干古いんですけれども、23年度の実績で一人当たりの療養諸費がですね、全道1が23年度ベースで初山別村が49万円ということですね。これは市が入っていませんので町と村ということで123の統計を出しているわけですが、置戸町は全道で93番目ということで非常に低い中で29万7,000円の一人当たりの療養諸費ということで、いちばんの初山別とは20万円の開きがあるわけですね。そして一方ですね、税の徴収率は置戸は97.97ということで、まあ98%に近い高収納率を示しているわけですね。それで全道では35番目ということなんですけど、町村によっていろんな人口動態だとかいろいろ事情が違うと思うんですけど、基本的にはやっぱり小さい自治体ながらですね、一生懸命やっぱり町民の健康というか、そういったことに対してですね、医療費をできるだけ下げようという努力をして、税金についてはですね、できるだけみんな負担をしようということで徴収も努力しているわけですね。ところが大都市、特に札幌市あたりの徴収率がですね、みると70を切るような60数%だとか、あるいはですね、非常に膨大な滞納繰越金を抱えているというような都市は都市の実態もありますし、そうかといってですね、我々のこういったところの高齢化、いわゆる高齢化率が40%を超えるところについては将来的にですね、国保会計がどれだけ持つかといういろんな不安があるんですけれども、今言ったこういう市町村によってはいろんな考え方というか、バラバラな事情があるんですけれども、2017年までにということなんですけれども、これを本町としてはですね、できるだけ早く全道一本化した方がいいという方向の考え方なのか、いやいやもっと市町村バラバラなんで、都市と町村の違いもいろいろあるし、そんなことでですね、もう少し条件整備をして一本化すべきであるという、そういう意見もあると思うんで

すが、そういうことの中で置戸的にね、なんていうのかな、どういう方向性というのかな、そういったことを展望しているのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 今、議員が言われた通りですね、全国平均の国保の収納率は89.86%、そして北海道は90.69%、わが町は98.23%と全道的に言ってもうちの徴収率はかなり高いです。それで、この間道新に、2月27日の道新で国保の試算が載っていました。40代夫婦に未成年の子2人、4人世帯で年間所得200万円、固定資産税5万円という条件で、これを置戸に当てはめて計算しますと、夫婦が介護保険を払っていると仮定して33万8,000円となります。これでいけば、新聞でいけば中位ランクにあたります。また、一人当たりの医療費は国保連合会の集計データですが、157保険者中127番目ということで、うちの的には国保の収支状況は今のところ健全と思っているところでございます。それで、今の議員のお話なんですけれども、道一本化にするとやはり収納率の高いところだとかいろんな条件あれば、大都市に食われるんでないかという心配もあります。それで、今後どうなるかは分かりませんが、うちの的にはやはり条件整備を図っていただきながら一本化に向けた取り組みをしてもらうということが一応ベストでないと。これについては小さな町ほど道の方にいろんなことをですね、言ってますね、改善に向けた取り組みを今後推進していかなければならないと考えているところでございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 その条件整備というのは具体的に、例えばいろいろ不公平が今の段階ではいろいろ町村間によってはあるということだと思んですが、その条件整備をどの程度どういうふうにという具体的な何か、なんて言うんだろうなあ、そういったことを各町村がですね、抱えている問題をどういうふうに整備していこうと、そういう方向性というのは具体的に何か示すものがあればちょっと教えていただきたいんですけれども。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 現実的にはそこまでの域に至ってはいませんが、先程言いましたけれども収納率だとかいろんな関係ありますから、札幌の方の例えば80%台だとか、それを要するに小さな町で食われると、収納率の高いところは食われるというようなことは避けてほしいという思いもあります。具体的なものについてはまだこれからの段階であって、今後ですね、一応自分のところの国保財政の収支を見てですね、今後課題等を検討していきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第23号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

第1条 歳入歳出予算は事項別明細書の285ページ、286ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費。続きまして287ページ、288ページ。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に進みます。283ページ、284ページ。

2. 歳入。1 款後期高齢者医療保険料、2 款繰入金、1 項他会計繰入金、3 款繰越金、4 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、2 項償還金及び還付加算金、3 項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第24号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

第1条 歳入歳出予算は事項別明細書の300ページ、301ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費、2 項徴収費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。302ページ、303ページ。3 項介護認定審査費、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。304ページ、305ページ。2 項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。306ページ、307ページ。3 項その他諸費、4 項高額介護サービス等費、5 項高額医療合算介護サービス等費、6 項特定入所者介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。308ページ、309ページ。3 款基金積立金、1 項介護給付費準備基金積立金、4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。310ページ、311ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。312ページ、313ページ。2 項包括的支援事業・任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。314ページ、315ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。316ページ、317ページ。5款公債費。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。続いて318ページ、319ページ。7款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入へ進みます。296ページ、297ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。続きまして298ページ、299ページ。2項基金繰入金。6款諸収入、1項延滞金及び加算金、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次に第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 介護の関係で、介護予防ということです。いぶん老人クラブの関係、リーダー研修をやったり、老人クラブでの体力測定ということをやっているようですけれども、実は昨日秋田地区においても会議がありまして、老人クラブに入る人がすごく少なくなってきて、老人クラブ自体がもう持たないような話が出てきているんですね。そんな中で、老人クラブの体力測定なりリーダー研修というのは十分わかるんですけれども、その他の老人というか対象者にはどのようなことをされているかを伺いたと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 介護予防の事業といたしまして、今お話がありましたとおり老人クラブの方々を対象に、老人クラブの中で広めてもらおうということで、先頭になっている方々を中心に研修会を開いたりしてございます。そのほかに福祉センターにおいてもですね、お年寄りの方、心配な方を集めてですね、それらの予防に関する体力測定を含めて福祉センターにおいても実施しているということでございます。したがって、地域の老人クラブプラスその以外の方については「ほのか」

の方においてもそういう取り組みをやっているということでご理解をいただきたいと思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 今、老人クラブ以外でもやっているという話でしたけれども、実際にはやはり対象者すべてにというか、なかなか声が届いていないのかなというふうに感じておりますので、その辺もう少し対象者に伝わるようなことでやっていただきたいと思います。

○佐藤議長 答弁はよろしいですか。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今お話いただきましたとおり、保健師の一般訪問、それからヘルパーさんの一般の訪問を含めてですね、そういう対象者がいるときにはこちらの方から声かけをして、今説明したとおり「ほのか」でも月2回まんてんクラブということで運動機能向上とか閉じこもり予防に対してのそういう支援もやってございますので、そういう方についてはぜひこっちへ来ていただくような形での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第25号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は事項別明細書の328ページ、329ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。330ページ、331ページ。3款公債費。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。5款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入へ進みます。326ページ、327ページ。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項受託収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 一般会計の繰入金が180万円ほど増えてますけれども、これを見てると年々一般会計の繰出金というのが非常に多くなっている感じがするんですが、これは繰入金の限度枠というか、基本原則はどういうところを持って繰り入れするのかお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 一般会計からの繰入金につきましては、ご説明したとおり介護サービス事業の中での不足分を繰り入れするものでございまして、その中で一般会計がどれだけ、なんて言い

ますかね、制限をされた繰り入れというのはないかなというふうに思っています。事業の不足する分については一般会計からの繰り入れという形になろうかと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 今お聞きしましたら限度がないんだというようなお話があったのですが、そういう解釈でいいんですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 基本的にはそういう考えだろうと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第26号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計予算。

第1条 歳入歳出予算は事項別明細書の345ページ、346ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。347ページ、348ページ。2款水道費、1項水道事業費。

4番。

○4番 岩藤議員 負担金補助及び交付金のところなんです、鹿ノ子ダム管理費負担金、昨年度よりも増えてるんですけども、もう一度詳しく説明をお願いいたします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 鹿ノ子ダムにつきましては、施設ができましてから今まで施設の更新事業というのをやっていないという関係で、一昨年からこの事業計画を立てまして、ただいまやっています大きなものとしては水力発電機の入替えをやっていきます。これが来年度までの事業でやっておりますのと、それ以降にはですね、コンジット、ゲート関係の動力関係、そういったものも順次更新していくような事業計画で今のところ進んでおります。その関係で負担金が最近増えてきているという状況にあります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。349ページ、350ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 調査委託料等、漏水の調査に関して町内を一巡したということなんですが、町内を一巡した上での結果的な部分が分かればお知らせを願いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 漏水調査につきましては、平成20年度から勝山地区を皮切りに進めておりまして、25年度で一巡ということございまして、漏水の発見量につきましては、25年度の成果としては5.81トン、時間当たり5.81トンで1日にすれば120トンくらいになりましょうか。そのくらいの漏水がありまして、そういう漏水を発見しながら漏水箇所の修繕をしていくということで、結果的には有収率のアップにつなげていって、新しい水道施設の取水量に見合ったような事業展開をしていくというような考え方でおります。一巡をさらに進めるというのは、導水は1回ですね、終わればこれで止まるということではなくて、やはり管路というのは水ものでございまして、経年変化等でやっぱりそういう漏水箇所が起きてくるだろうということで、専門業者と協議をしながら一定の経常的な事業として進めていきたいという考え方でありますのでご理解いただきたいと思います。現状までで約6年間で約30トンくらい、時間当たり30トンくらいの漏水を発見しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。351ページ、352ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。353ページ、354ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。355ページ、356ページ。3款基金積立金、1項財政調整基金積立金。4款公債費。続いて357ページ、358ページ。5款予備費。

2番。

○2番 小林議員 356ページの工事請負費の関係なんですけれども、今年は6億円をかけて事業をやるというふうになっていきますけれども、一つはですね、昨年度計画よりもかなりマイナスなものがあったのかなと、計画よりなんて言うんでしょうかね、手前で終わったという感じがしてるんですが、今年はいわゆる労務単価だとか、あるいは資材費の値上がり等で計画が予定通り進むのかどうかお聞きをしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 25年度の事業につきましては、事業費の関係もあった関係もありまして、本来でいけば年度当初の予算の時には道道の取り付けまでを予定していますということだったんですが、全体的な調整を含めてですね、中里大橋の手前で終わってる状況にあります。28年度までの事業ということで計画しておりますけれども、全体的に見ればいろんな用地の取得も含めてですね、

順調にいったいっているんでないかなと思っています。25年そこで終わって、その後の工事に支障のでないような形で終わってきたと思っていますので、26年度の事業につきましても限られた工期の中、あるいは業者さんの関係いろいろ全国的な動きもありますので、その辺も業界と十分な情報交換をしながらですね、進めていきたいと思っています。工区をどうするのかというのと、工事期間をどういうふうな設定をしていくのかというのが、まずあります。特に今年の工事につきましては、配水池にかかる事業がでけますので、建築部分で行きますと型枠コンクリートという部分がありますし、全道的に型枠大工が不足していたりという状況もありますので、そういったところの情報の交換もしながらですね、適宜な工期を設定しながら発注をしていきたいなと思っています。併せて道道の横断ですとか、今年は道道が大きいですね。道道のからみが相当出てきますので、道路協議等すでに今年度から進めておりますので、その辺も工期に影響が出ないようにですね、進めていきたいと思っていますのでご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 もう一つはですね、2月の頭ぐらいだったですか、国交省が1.7%の労務費を上げたということもありますし、問題は鑄鉄管の値上がりが一番心配なんですよ。だからその辺も十分順位発注するなりですね、工事に支障のないようにしていただきたいなと思うんですけども、その辺についてはどうなんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 比較的建物工事の場合ですね、国の方の補助手立ても具体的な補助単価のアップに見合ったような手立てが出てくるんですが、現在のところ今6月早々に本申請という形になるんですけれども、設計を積算しながらですね、その辺の国、道の動向を含めてですね、要請をしていきながら予定の工事を終わらせていきたいなと思っています。大変申し訳ございませんけれども、現在のところその単価、普通作業員で7%ぐらい労務単価が上がりました。ただ、工事全体に及ぼす作業員の部分がすべて工事費が7%上がるというわけではございませんので、ほとんど資材とかですね、土工にかかる資材関係がウエイト大きくなりますので、そちらの方の手立ても配慮しながらですね、やっていきたいなと思っていますし、なんせ国の方で補助全体の上積みがどう展開していくのかというところを見守らなければならないという状況がありますので、ご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に移ります。343ページ、344ページ。

2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。2款国庫支出金、1項国庫補助金。3款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。4款繰越金。5款諸収入、1項雑入。6款町債。質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 地方債。

議案第26号の3ページ、第2表 地方債をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第27号 平成26年度置戸町下水道特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は事項別明細書の374ページ、375ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次のページへ進みます。376ページ、377ページ。2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。378ページ、379ページ。2項農業集落排水事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。380ページ、381ページ。3款公債費。続いて382ページ、383ページ。4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め歳入に進みます。370ページ、371ページ。

2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。

3款国庫支出金、1項社会資本整備総合交付金、2項地域自主戦略交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金。5款繰越金。6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。続いて372ページ、373ページ。

7款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案へお戻り願います。

第2条 地方債。

議案第27号の3ページ、「第2表 地方債」をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案の最初にお戻り願います。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

〈議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので議案持参の上議員控室の方へ移動願います。

休憩 10時20分

再開 10時30分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号から議案第28号までの20件を通して質疑漏れはありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 商工費のですね、144ページ、負担金補助及び交付金の中で秋田地区、境野地区、勝山地区の街灯LEDに交換するということで132灯というふうになっていますが、境野の自治連合会でもですね、市街地の方のいわゆる会費の負担分、それからそれ以外の地域とで街灯にあたる分の負担金として1,000円くらいの負担をしているんですが、これに替えたことによって電気料とかそういうものは変わってくるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今ですね、今回新年度で行う街路灯のLED化によるですね、町内の負担の軽減ということでございますが、私ども試算しているところで、今の公衆用街路灯の電気料金、100ワット・155ボルトアンペアと今計画しているLED街路灯20ボルトアンペアで、1灯あたりですね、年間の電気料の差額は約6,000円程度というふうに考えています。それで月にすると約550円くらいということで、26年度のですね、ちょっと工事期間、まあ4カ月程度と余裕を持っているんですが、それで1年間の街路灯の電気料の低減としては50万円程度想定しています。そういう部分で、今ですね、1年間は各自治会にお願いしている街路灯の1本あたり、街路灯1灯あたり1,

600円、それから1戸当たり380円の町内の負担金につきましては、この1年間の経過を見て訂正していきたいというふうに考えておりますので、26年度における負担の変更は考えておりません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 阿部議員 衛生費のですね、112ページになりますけれども、予防接種に要する経費ということで先程というか、昨日減額補正をして135万円減らしました。今年の新年度の予算を見ますと681万円で昨年よりも多く予算を出されているわけですが、内容と言いますか、あの予防接種の計画について分かれば教えていただきたいなと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 25年度の補正予算では生まれたお子さんが少なかったことなどから減額補正をしたところでございますけれども、26年度の予算については通常年やっております3種混合から含めて麻しん・風しん、それから高齢者、子供のインフルエンザ、それから今回新しく実施します風しんの抗体検査、それから数値の低い方への風しんのワクチン接種と、そういう諸々を含めまして今回の予算計上となっているところでございます。

出生数につきましても、今年18人ということで見込みまして、今回の予防接種の費用になってございますけれども、加えてご説明したとおり施設に入っています老人の方の予防接種、これについても日赤さんの方にお願ひするというので、この分も増額しながら予算を計上したという中身になってございます。

○佐藤議長 8番。

○8番 阿部議員 この中で今までですね、子宮頸がんの予防接種ということで何年か続けてやってきたわけですが、厚生労働省が積極的に勧めないよという形を今とっているわけですが、その部分の予算としてはその中に入っていないということでよろしいですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 子宮頸がんのワクチン接種につきましては現在のところ積極的な勧奨を中止しているという段階でございまして、置戸につきましても今何人かの方が接種していないという現状でございます。予算につきましてはこの後接種に最終的な判断が出ていませぬので、予定される人員についてはこのなかの予算の中で計上しているということになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 昨日一度聞いたんですが、223ページ、224ページ。スポーツセンターの実施設計委託料で大規模な改修ではなくて、あくまでも耐震のための工事ということで言われてましたけれども、前に総務常任委員会でしょうか、議員協議会かなんかで1回説明を受けたんですが、おおむねどのくらいの工事費を見込んでいるのか、予定しているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 スポーツセンターの耐震改修工事につきましては、現在のところですね、耐震部分については変わりありません。1億4,600万円程度見込んでおります。それに伴う一般改修

の部分で、当初は2億円ほど見込んでいたんですけれども、その分につきましては付随するものとして1億円程度かかるんじゃないだろうかというふうに見込んでますけれども、実施設計の中で詳細に精算することになりますので、あくまでもこれにつきましては概算ではあります。一応予算的にはそのくらいかかるんじゃないかなということで抑えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 耐震だけでなく、じゃあ一部改修工事も含まれているということでよろしいんですね、1億円程度という部分についてどのような内容で改修を考えているのか、分かればお願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 所管の社会教育課だとか、それから建物の設計をしている立場からすると、この耐震に併せて改修したいという思いはあると思います。しかし、現実的なことを考えますと、まず最小限というか、最大建物の安全性ということからしますと、独立基礎になっていて非常に難しいというのか、事業費がかかると、思いのほかかかるということでして、そうは言っても安全性を考えるとこれは最低やらなきゃならないと。それともう一つ後段で言われた一部改修ということでいくと、極力と言いましょうか、できるだけ最小限度にとどめたいなというふうに思っております。したがって、その実施設計の中で事業費について、また改修の内容について精査していきたいと、こういうふうに思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時40分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの20件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第9号から議案第28号までの20件について討論を終わります。

これから議案第9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの20件を採決します。

採決の順序は議案第9号から議案第15号、議案第28号、議案第16号から議案第27号までの順で行います。

まず、議案第9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第9号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第9号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に議案第10号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第10号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号 置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第11号 置戸町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例から議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例までの4件と議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括して採決します。

議案第12号から議案第15号までの4件と議案第28号についてはいずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第12号 置戸町公民館条例等の一部を改正する条例から議案第15号 置戸町下水道条例の一部を改正する条例までの4件と議案第28号 置戸町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてはいずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第16号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第16号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されま

した。

次に議案第１７号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

議案第１７号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１７号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

次に議案第１８号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

議案第１８号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１８号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に議案第１９号 町道の変更認定についてを採決します。

議案第１９号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第１９号 町道の変更認定については原案のとおり可決されました。

次に議案第２０号 置戸町有林森林経営計画の設定についてを採決します。

議案第２０号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第２０号 置戸町有林森林経営計画の設定については原案のとおり可決されました。

次に議案第２１号 平成２６年度置戸町一般会計予算から議案第２７号 平成２６年度置戸町下水道特別会計予算までの７件を一括して採決します。

議案第２１号から議案第２７号までの７件についてはいずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第２１号 平成２６年度置戸町一般会計予算から議案第２７号 平成２６年度置戸町下水道特別会計予算までの７件はいずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 報告第 ３号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第２２ 報告第３号 定期監査の結果報告について事務局長から報告させます。
事務局長。

○早坂事務局長 報告第3号について申し上げます。監査委員が平成26年2月27日に平成25年度の物品購入等の契約執行状況ほか7項目の財務監査と備品管理状況の現地監査を執行され、お手元に配布のとおりの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第23 報告第4号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第23 報告第4号 例月出納検査の結果報告について事務局長から報告させます。事務局長。

○早坂事務局長 報告第4号について申し上げます。監査委員が平成25年11月29日、12月27日、平成26年1月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配布のとおりの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第24 決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置
の決議

○佐藤議長 日程第24 決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置の決議を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。

7番 竹内雅俊議員。

○7番 竹内議員 ただいま議題となりました決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置の決議について趣旨の説明を申し上げます。

地方議会にあっては地方分権推進による体質強化のもと、行革や市町村合併、広域行政の推進などと同様に議会の改革と活性化が求められてきました。しかし、議会改革の試みは人口減と自治体の経費削減、合理化などの観点から議員定数や報酬を減らす傾向が続いてきました。このような中、本町議会にあっては平成9年に議員定数を2名削減し14名とした後、以後2回の任期ごとに2名ずつを削減し、現在は10名で議会運営を行っています。今も本町の人口流出は依然として続き、過疎化と少子高齢化は急速に進展しています。現在進行中の第5次置戸町総合計画、さらにまちづくり基本条例においては議会に対し町民や行政と連動しまちづくりを推進する役割が明記されています。議員の定数は議員の役割やあり方のみならず、議会としての機能を機能や運営にも大きな影響を与えます。議員にあっては任期中の重要な検討課題として、全議員で構成する議会活性化委員会において、機会をとらえて議員定数等の検討を行ってきましたが、議会議員の役割を果たし開かれた議会であることを大切にするため、過去任期ごとの節目で設置されてきた特別委員会を設置することとし、自らが積極的に議論し、次回選挙に向けての方針を検討し、明確にする必要があるとの判断に至りました。したがって、地方自治法第109条及び置戸町議会委員会条例第4条の規定に基づき、議員定数についての審査を行うため、議長を除く9人の議員をもって構成する議員定数に関する特別委員会設置の決議を提案するものです。なお、この特別委員会は閉会中も審査を行うことができるものとし、来春統一地方選挙を控えていることから、今年9月頃をめどに審査結果報告書を議会に提出できるよう進めるべきと考えます。以上で趣旨の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置の決議を採決します。

お諮りします。

竹内雅俊議員ほか2人の議員から提出されました議員定数に関する特別委員会設置の決議のとおり決定し、審議終了まで閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、竹内雅俊議員ほか2人の議員から提出されました議員定数に関する特別委員会設置の決議は可決され、審議終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました議員定数に関する特別委員会の委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く9人の議員全員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議長を除く9人全員を議員定数に関する特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました議員定数に関する特別委員会の委員に申し上げます。

この後、議員控室において第1回議員定数に関する特別委員会を開催し、委員長との互選を行うよう置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭を持って通知します。

しばらく休憩します。11時35分より開会します。

休憩 11時14分

再開 11時35分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中に開催されました第1回議員定数に関する特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届きましたので報告します。

議員定数に関する特別委員会の委員長には石井伸二委員、副委員長には阿部光久委員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第25 意見書案第1号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書についてから

◎日程第26 意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書まで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第25 意見書案第1号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書についてから
日程第26 意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書までの2件を議題とします。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第2号までの2件については置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第1号から意見書案第2号までの2件については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから意見書案第1号から意見書案第2号までの2件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

これから意見書案第1号から意見書案第2号までの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第1号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書についてから意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書までの2件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第2号までの2件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書についてから意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書までの2件については原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成26年第3回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 11時38分